

目 次

特集1 中小企業白書 2008年版	1
(生産性向上と地域活性化への挑戦)	
特集2 九州経済産業局支援施策概要のご紹介	31
特集3 農商工連携事例集	112
Try!温暖化防止と環境のために.....	125
(ユニカラー協業組合：理事長 岩重昌勝)	
中央会の動き	126
・第53回中央会通常総会開催	
インフォメーション	129
・経営者の皆様、活用しませんか！！～無料の職業紹介機関～	
・外国人雇用はルールを守って適正に！	
・公正取引委員会九州事務所ニュース	
業界情報	133
平成20年5月情報連絡員報告	
倒産概況	135
平成20年5月鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定.....	137

特集1

中小企業白書 2008 年版

生産性向上と 地域活性化への挑戦

今年も経済産業省中小企業庁が毎年とりまとめる「中小企業の動向に関する年次報告」である中小企業白書が発行されました。今回の白書は3部に分けて、中小企業の動向と現状を調査分析し、将来の展望を探っています。

本特集では「中小企業白書 2008 年版」の概要をご紹介します。

第1部 2007 年度における中小企業の動向

2007 年度、原油・原材料価格の高騰、改正建築基準法施行後の建築着工件数の減少が発生し、これらの影響を背景として、中小企業の業況が悪化している状況を示す。しかし、現在の6年を超える景気回復局面において、中小企業の多くは回復の実感に乏しく、業種間・地域間で回復にばらつきがある背景には、原油価格の高騰等の突発的、循環的な要因だけでなく、中小企業が大企業に比べて民間消費により大きく依存しており、近年の雇用・所得環境の変化に伴って民間消費が伸び悩んでいること等の構造的な要因が存在する点を指摘。

第2部 中小企業の生産性の向上に向けて

我が国の少子高齢化・人口減少が進展する中、持続的な経済成長を図るためには、労働生産性の向上が必要である。こうした観点から、中小企業の労働生産性の現状とその向上のための課題を示す。

1. 労働生産性の現状
2. サービス産業の課題
3. ITの活用
4. グローバル化への対応

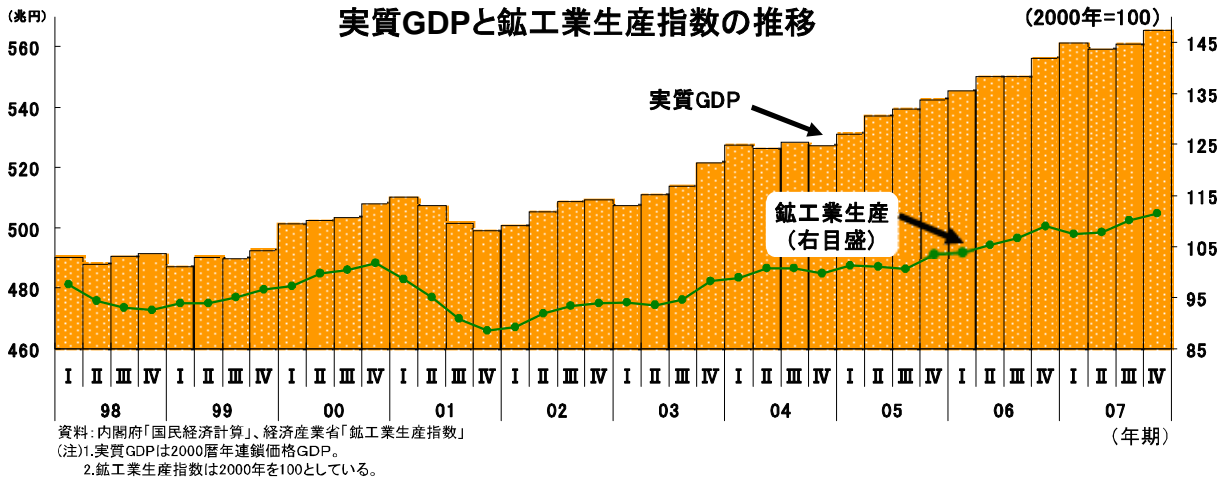
第3部 地域経済と中小企業の活性化

地域間で景況感にばらつきが生じている中で、地域経済の活性化が重要な課題。こうした認識の下、開廃業の動向、中小企業の事業再生、小規模企業、地域金融機関との関係、外部主体との連携の現状を示すとともに、中小企業の活力を発揮させるために必要な課題を把握する。

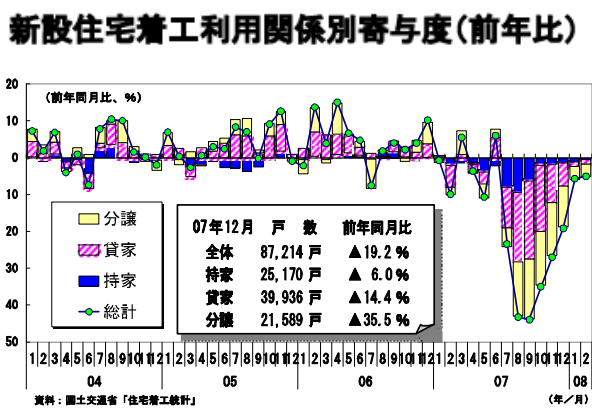
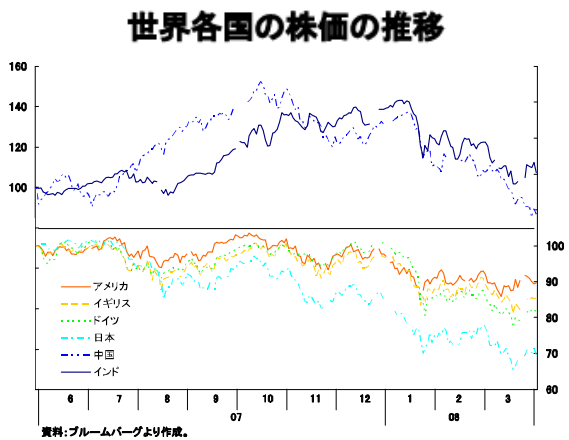
1. 開廃業の動向、中小企業の事業再生、小規模企業の活性化
2. 地域における中小企業金融の機能強化
3. 中小企業のネットワーク形成

第1部 2007年度における中小企業の動向

◆ 我が国経済は、緩やかな景気回復が継続したものの、このところ足踏み状態にある。

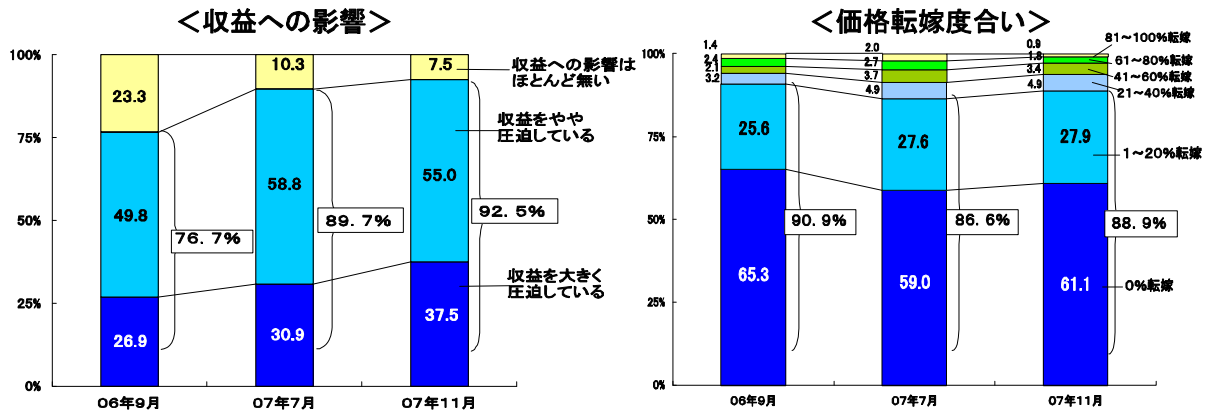


◆ サブプライム住宅ローン問題、原油価格の高騰、改正建築基準法の施行後の建築着工件数の減少等の影響により、我が国経済の先行き不透明感は増大している。



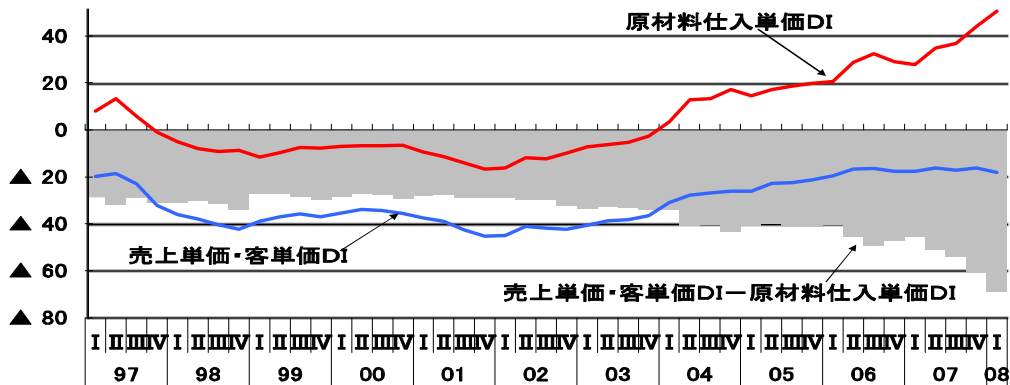
◆ 中小企業においては、原油価格の上昇により収益を圧迫されている企業は9割を超えている。また、全く転嫁できていないとする企業は6割にのぼる。

原油価格上昇による中小企業への影響



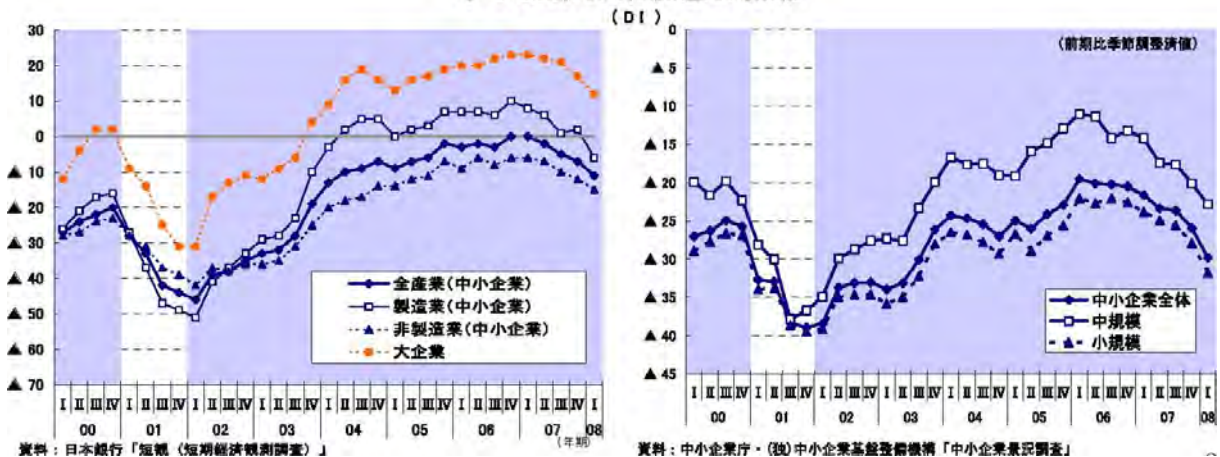
資料: 中小企業庁・全国中小企業団体中央会・(財)全国中小企業取引振興協会「原油価格上昇による中小企業への影響調査」

原油・原材料価格の上昇と中小企業の利幅の悪化



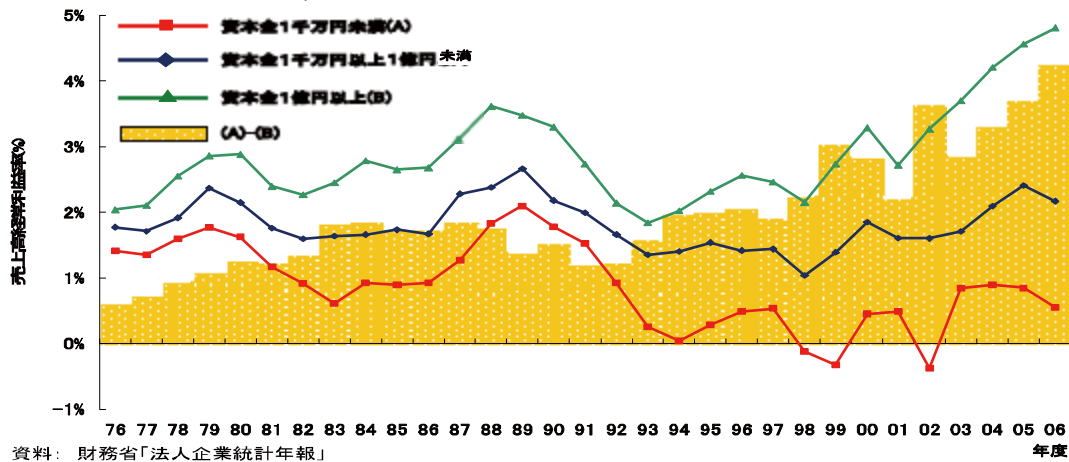
◆ 中小企業の業況感は足下では悪化している。

中小企業の業況感の推移



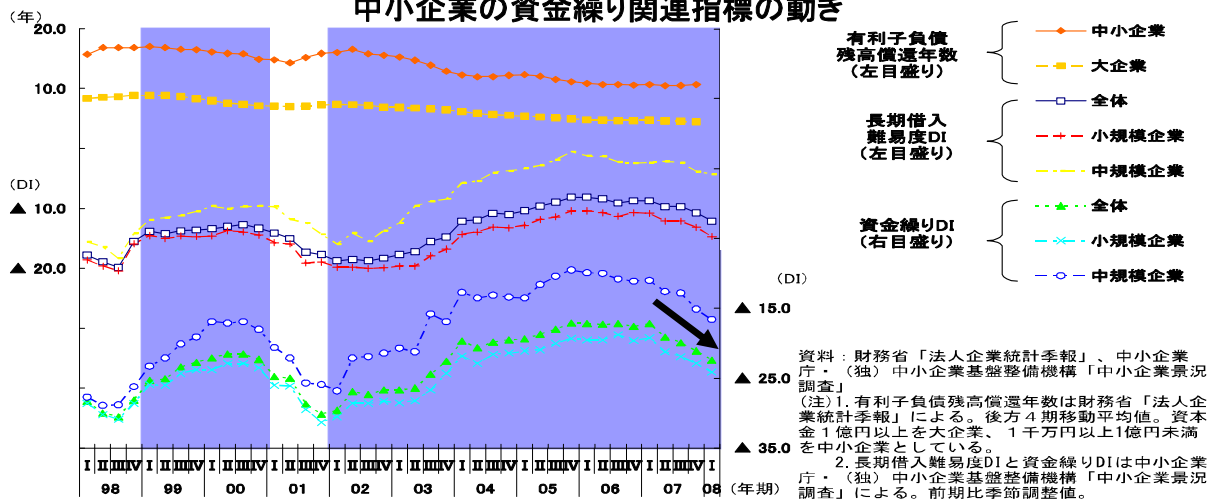
◆ 大企業の収益が増加している一方で中小企業の収益は伸び悩み、差は拡大傾向。

規模別売上高経常利益率の推移



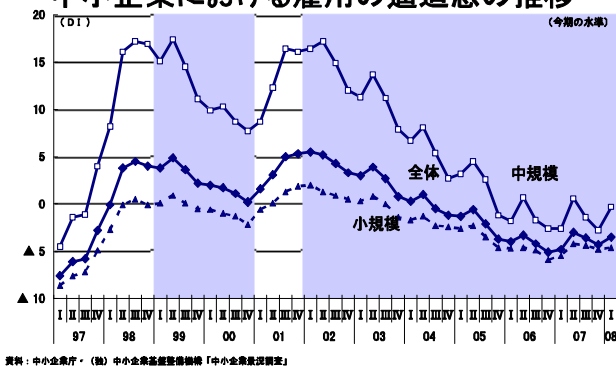
◆ こうした中で、中小企業の資金繰りも、このところ弱含んでいる。

中小企業の資金繰り関連指標の動き

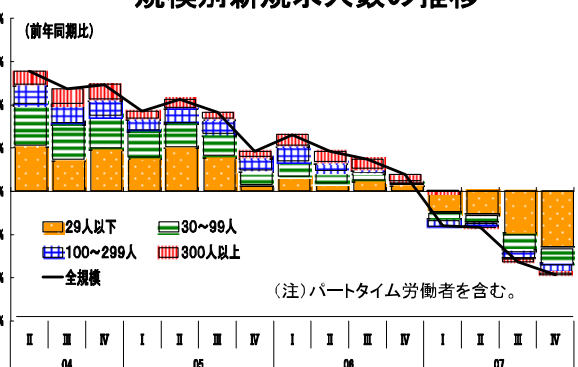


◆ 中小企業での人手不足感はなお続いているものの、足下では労働需要が弱含み、小規模な事業所を中心に新規求人数は減少傾向に転じている。

中小企業における雇用の逼迫感の推移

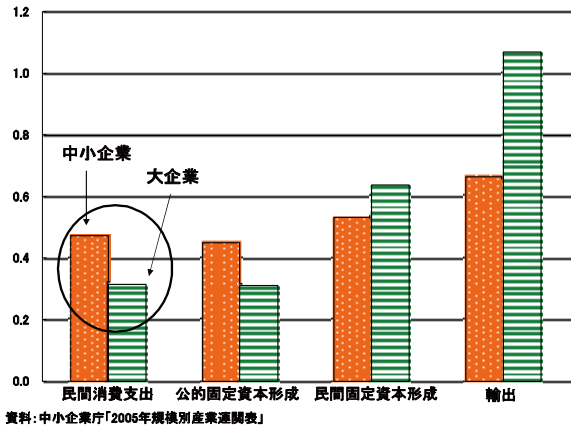


規模別新規求人数の推移

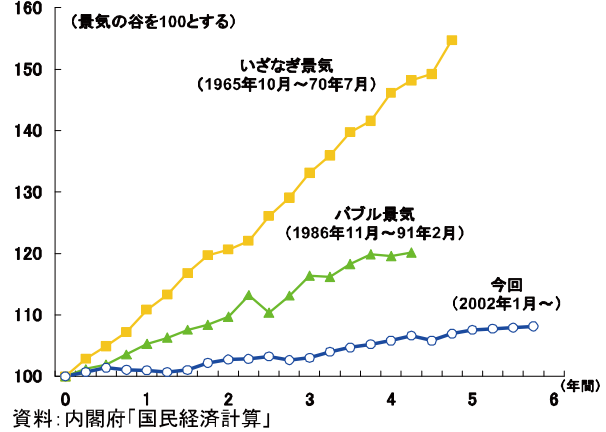


◆ 大企業に比べて、中小企業は民間消費などの内需により大きく依存しているが、今回の景気回復では、民間消費が伸び悩んでいる。

最終需要別生産誘発係数の比較

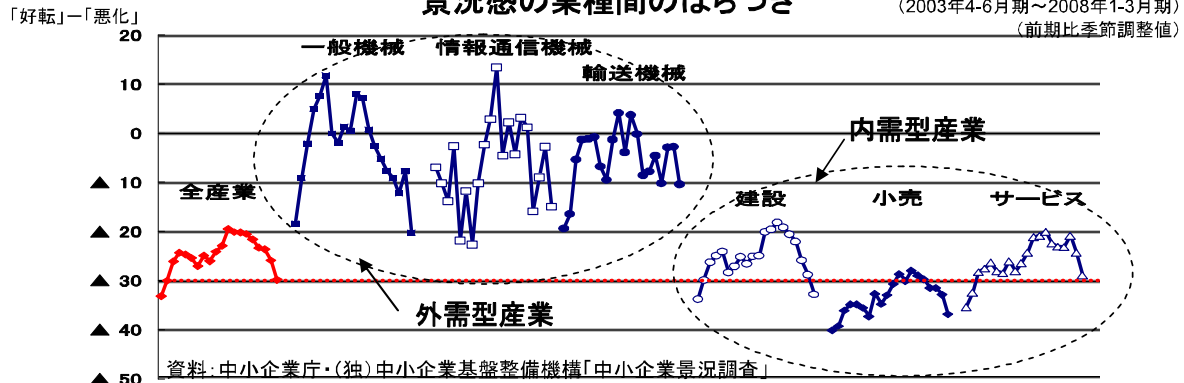


主な景気回復局面における民間消費の推移

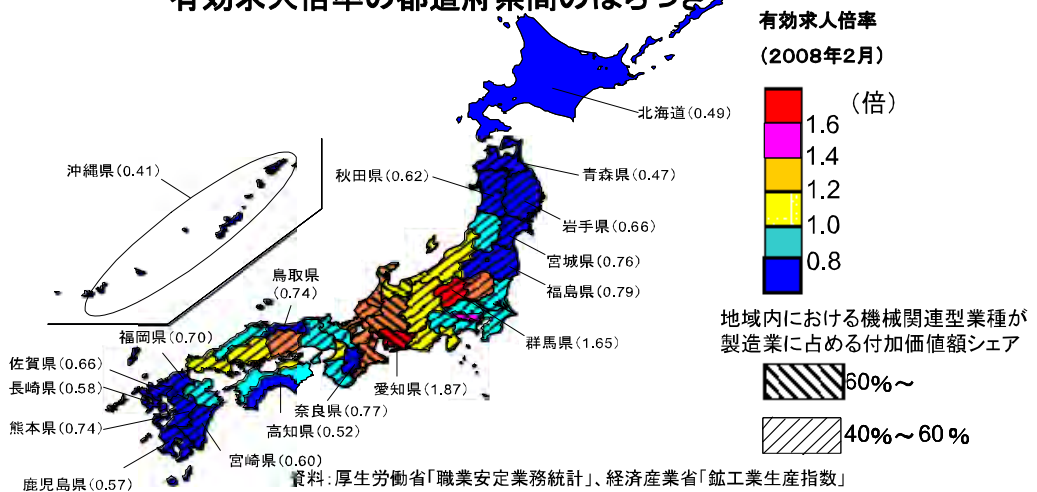


◆ 外需型産業が業績を伸ばす一方で、中小企業の大多数を占める内需型産業は伸び悩んでいる。
 ◆ 地域間の産業構造の相違を反映して、各地域の景況感にもばらつきが見られる。

景況感の業種間のばらつき



有効求人倍率の都道府県間のばらつき

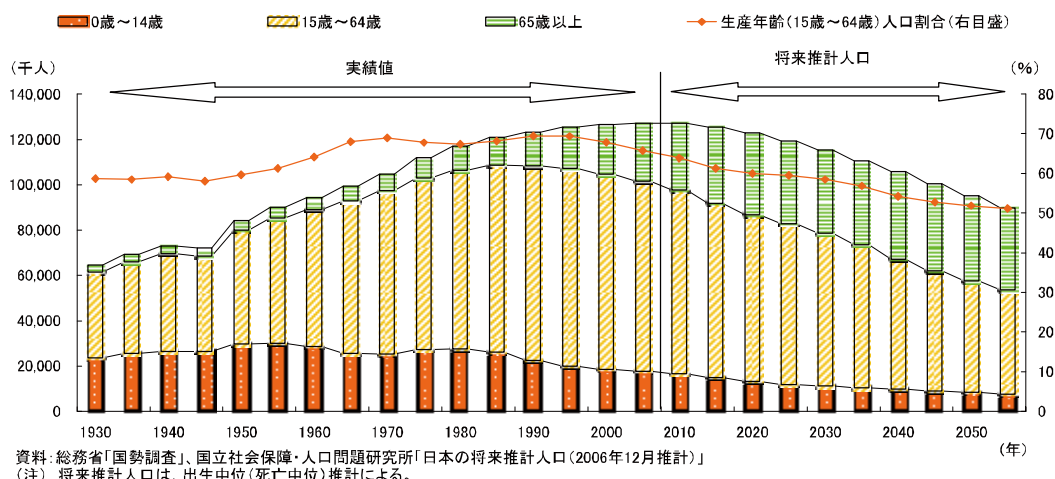


第2部 中小企業の生産性の向上に向けて

1. 中小企業を巡る構造変化と生産性

◆ 我が国の労働力人口の減少が予測されている。経済成長率＝就業者数増加率＋労働生産性上昇率であることから、持続的な経済成長のためには労働生産性の向上が不可欠である。

将来人口の推計

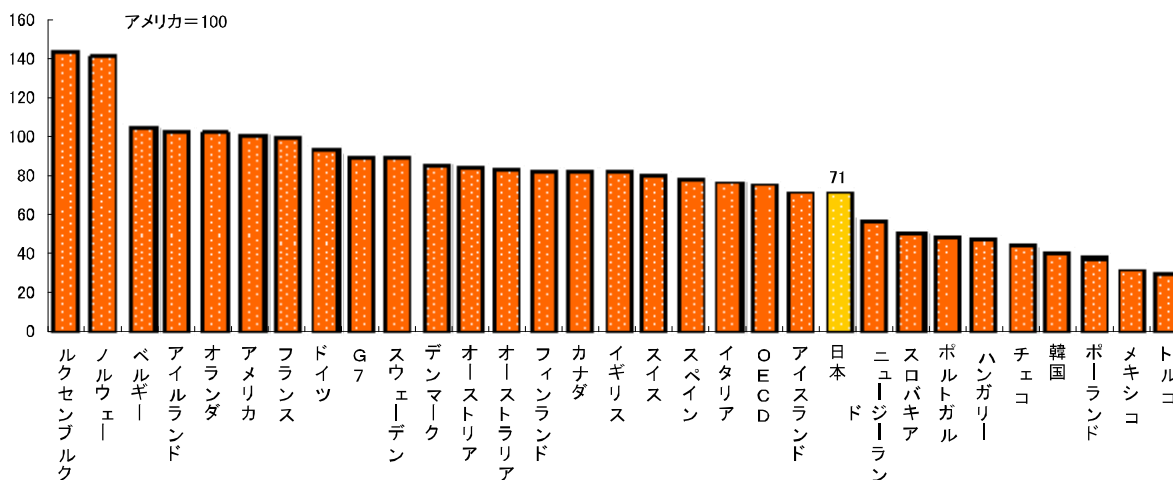


※ 労働生産性とは、労働投入量1単位当たりの生産量を示し、生産効率の尺度である。
 付加価値額

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{労働投入量(労働時間または従業員数)}}$$

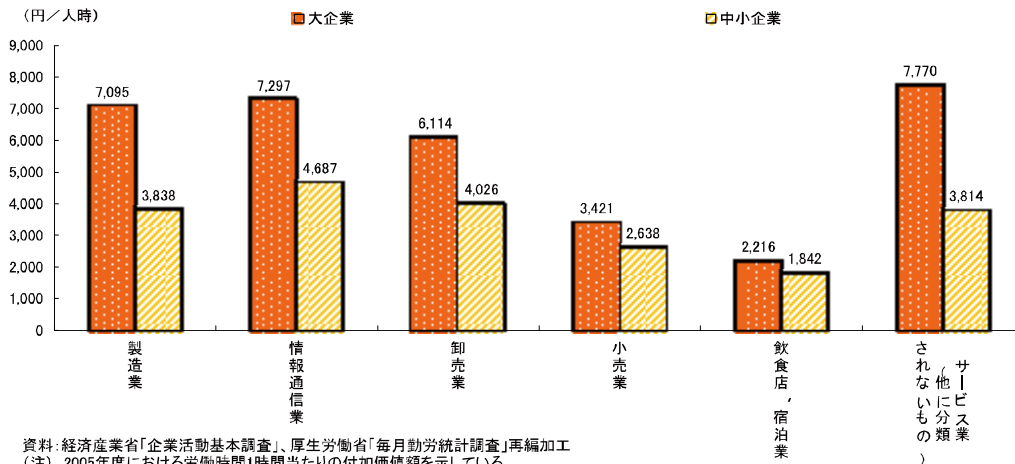
◆ 我が国の労働生産性の水準は、米国の7割程度であり、G7の平均よりも低い。労働生産性をどのように向上させるかが課題となっている。

諸外国と比べた我が国の労働生産性の水準



- ◆ 中小企業の労働生産性の水準は、大企業と比べて低い。
- ◆ 業種別では、大企業・中小企業ともに小売業や飲食店、宿泊業の労働生産性の水準が低い。

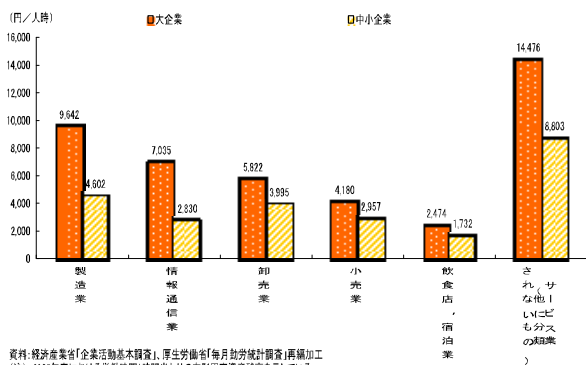
労働生産性の水準



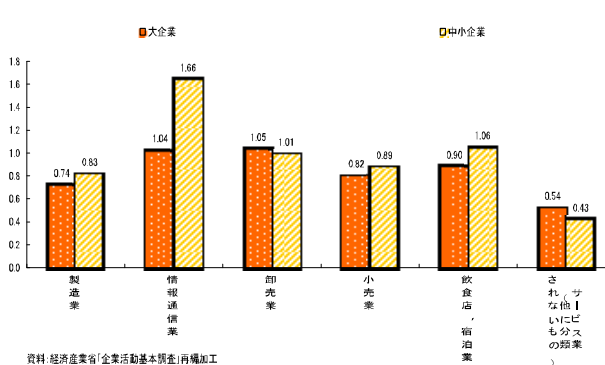
- ◆ 中小企業の労働生産性の水準の相違は、資本装備率（労働投入量に対する資本ストックの比）が低いことによる要因が大きい。
- ◆ 中小企業が資本装備率を引き上げるのには限界があるものの、不足している資本（例えば IT 資本）を投資の効果等を踏まえて装備したり、資本装備率の低さを SaaS・ASP の活用等の工夫で補完することが期待される。

$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{労働投入量}} \text{【労働生産性】} = \frac{\text{有形固定資産}}{\text{労働投入量}} \text{【資本装備率】} \times \frac{\text{付加価値額}}{\text{有形固定資産}} \text{【資本生産性】}$$

資本装備率

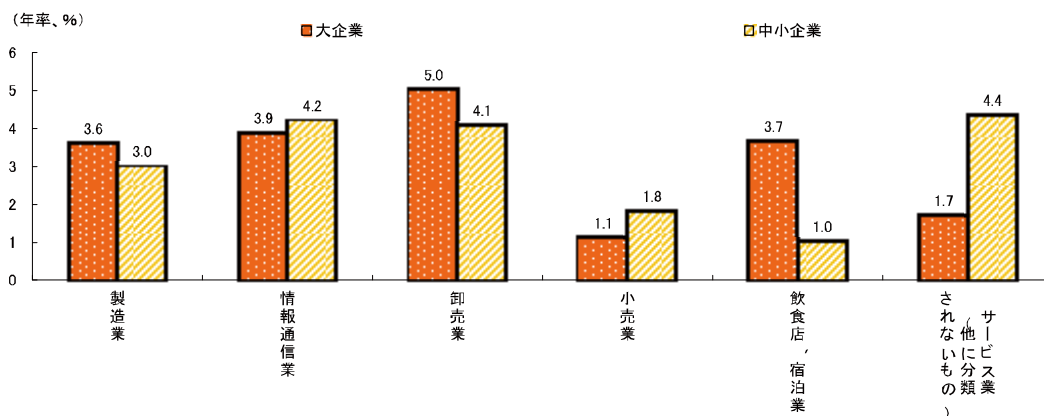


資本生産性



◆ 労働生産性について、2003年度から2005年度にかけての伸び率で見ると、小売業や飲食店、宿泊業の中小企業は他業種に比べて低い。

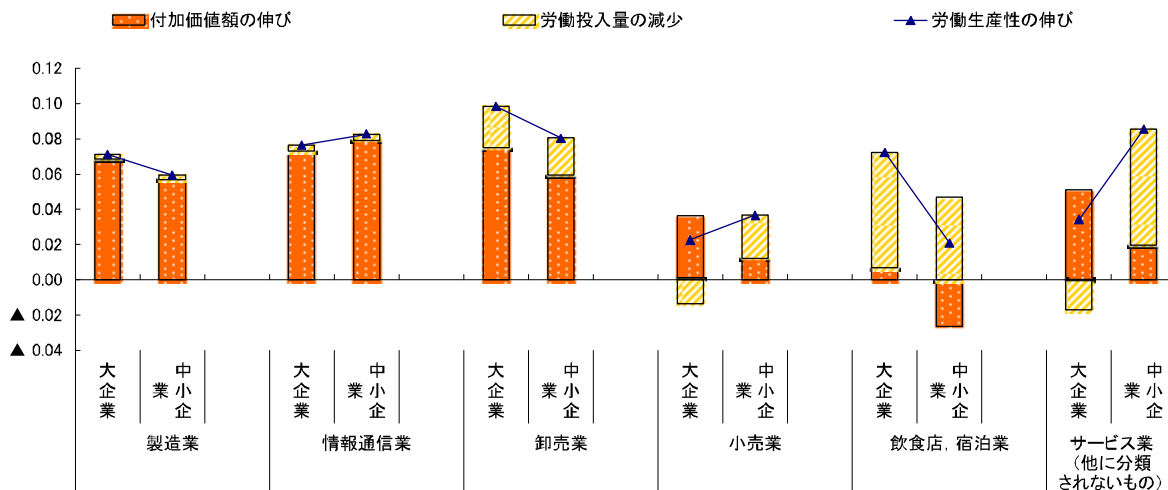
労働生産性の伸び



資料：経済産業省「企業活動基本調査」、中小企業庁「中小企業実態基本調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」再編加工
 (注) 1. 2003年度から2005年度にかけての労働生産性の伸び率を年率表示している。
 2. 各産業の労働生産性の伸び率は、各企業の労働生産性の伸び率を対数にて算出し、これを企業数で算術平均して求めている。

◆ 労働生産性の伸び率を付加価値額の要因と労働投入量の要因に分解すると、中小企業の小売業、飲食店、宿泊業、サービス業（他に分類されないもの）の伸びは労働投入量の減少によるものであり、付加価値額の伸びの寄与は小さい。
 ◆ 労働生産性を上げていくためには、労働投入量の節約等の効率化も重要であるが、付加価値額を増大させていくことが重要。

労働生産性の伸びの分解



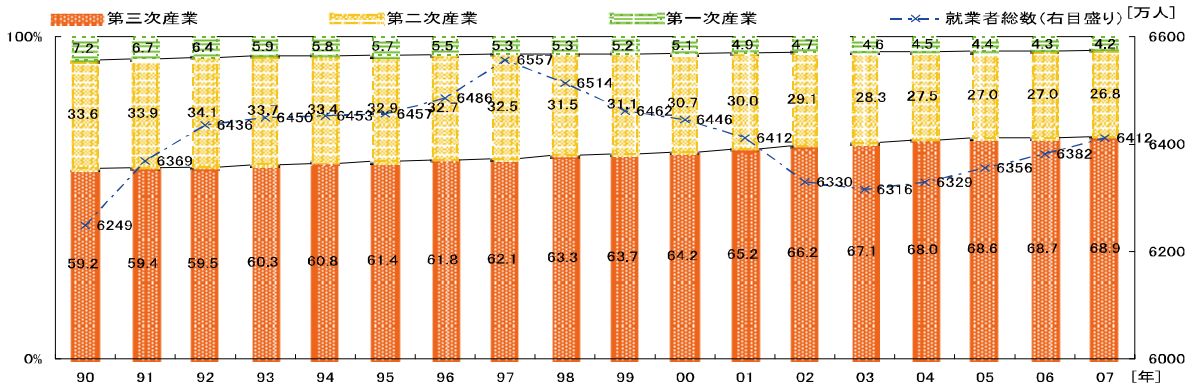
資料：経済産業省「企業活動基本調査」、中小企業庁「中小企業実態基本調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」再編加工
 (注) 1. 2003年度から2005年度にかけての労働生産性の伸び率 (2005年度の労働生産性/2003年度の労働生産性)を対数表示している。
 2. 各産業の労働生産性の伸び率は、各企業の労働生産性の伸び率を対数にて算出し、これを企業数で算術平均して求めている。
 3. 労働投入量は、減少している場合は労働生産性の上昇に、増加している場合は労働生産性の低下に効いている。

2. 経済のサービス化と中小サービス産業

< サービス化の進展と中小サービス産業の生産性の現状 >

◆ 経済のサービス化は進展しており、就業者数も上昇傾向。中小企業・小規模企業のうち第三次産業に属する企業の割合も高まっている。

産業別就業者比率の推移



資料：総務省「労働力調査」(1990～2007年)

企業ベース

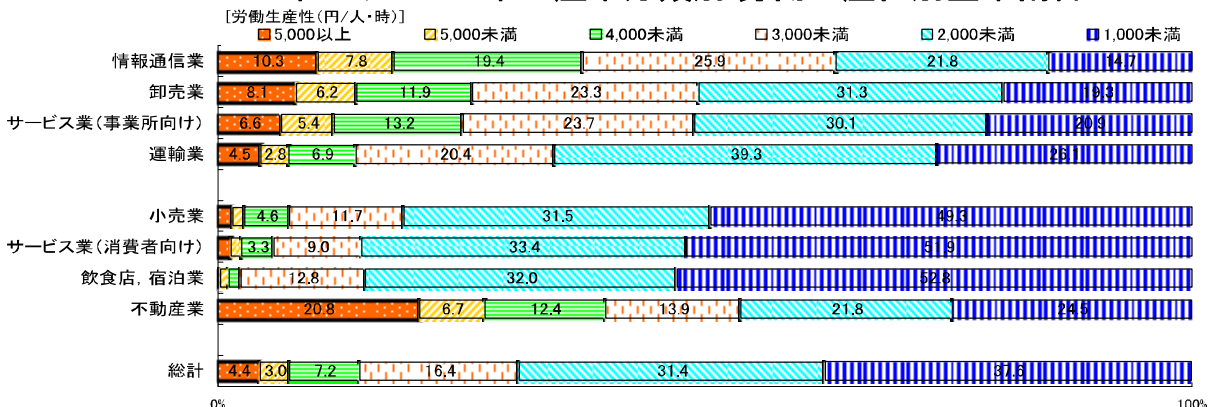
産業別規模別企業数

産業	年	中小企業		うち小規模企業		大企業		合計	
		企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)
第二次産業	2001	1,094,845	23.3	1,007,987	24.6	2,493	18.6	1,097,338	23.3
	2004	998,507	23.1	920,772	24.4	2,265	18.3	1,000,772	23.1
	2006	947,046	22.6	871,841	23.8	2,308	18.7	949,354	22.5
第三次産業	2001	3,594,763	76.7	3,094,182	75.4	10,938	81.4	3,605,701	76.7
	2004	3,327,283	76.9	2,856,091	75.6	10,080	81.7	3,337,363	76.9
	2006	3,250,673	77.4	2,791,228	76.2	10,043	81.3	3,260,716	77.5
非一次産業計	2001	4,689,608	100.0	4,102,169	100.0	13,431	100.0	4,703,039	100.0
	2004	4,325,790	100.0	3,776,863	100.0	12,345	100.0	4,338,135	100.0
	2006	4,197,719	100.0	3,663,069	100.0	12,351	100.0	4,210,070	100.0

総務省「事業所・企業統計調査」再編加工

◆ 中小サービス産業の労働生産性の水準を業種別にみると、サービスの専門性や需給等の市場環境の相違から、情報通信業、卸売業、サービス業(事業所向け)等において労働生産性の水準が高い企業の割合が高い。

中小サービス業の産業分類別 労働生産性別企業割合

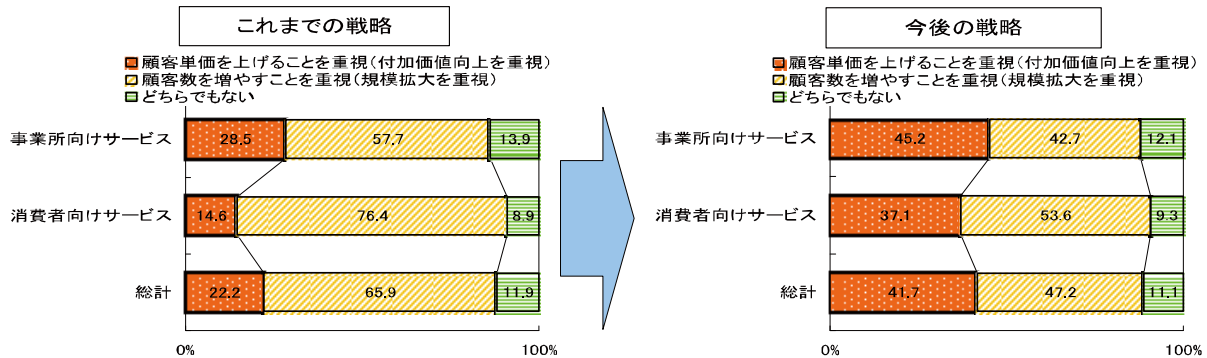


資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」(2007年9月)再編加工
(注) 労働生産性=付加価値額(円)÷労働投入量(人・時間)

<サービスの付加価値向上に向けた取組>

- ◆ 中小サービス業の経営戦略をみると、これまで規模拡大を重視してきた企業の割合が高かったが、今後は、顧客単価を上げようとする意識は高まってきている。

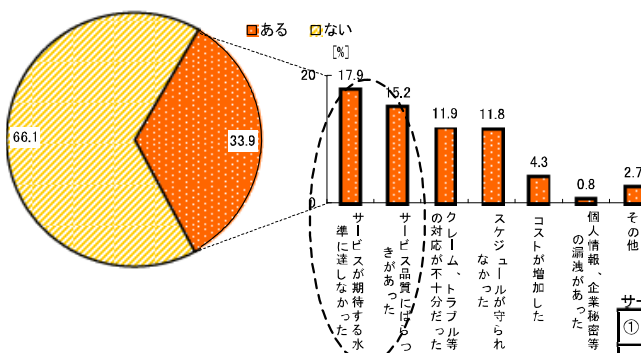
重視する経営戦略



資料：株式会社野村総合研究所「商品・サービス品質向上の取組に関するアンケート調査」（2007年11月）
 (注) 総計には、主な顧客の属性を「その他」または「分からない」、無回答とした企業を含む。

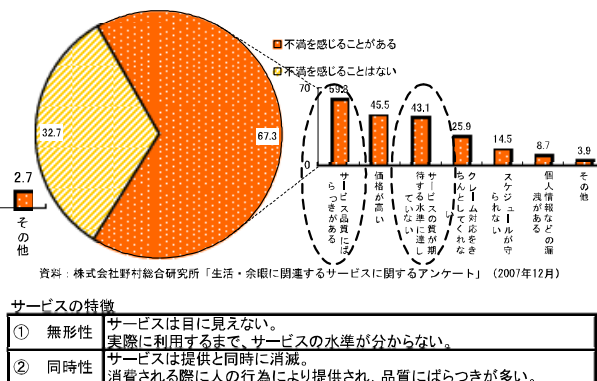
- ◆ サービスの付加価値向上のためには、まず、顧客のニーズや満足度を把握し、サービスに対する不満やトラブルを減らすことが重要。
- ◆ 現在のサービスに対する不満やトラブルは、品質のばらつきや、顧客からみて期待する水準に満たないことが原因。個々の事業者が、ターゲットを明確にして差別化を図りつつ、安定した品質や高い水準のサービスの提供のために努力することが必要。

対事業所向けサービスに関するトラブル



資料：株式会社野村総合研究所「業務委託に関するアンケート調査」（2007年12月）

対消費者向けサービスに対する不満



サービスの特徴	
① 無形性	サービスは目に見えない。実際に利用するまで、サービスの水準が分からない。サービスは提供と同時に消滅。
② 同時性	消費される際に人の行為により提供され、品質にばらつきが多い。

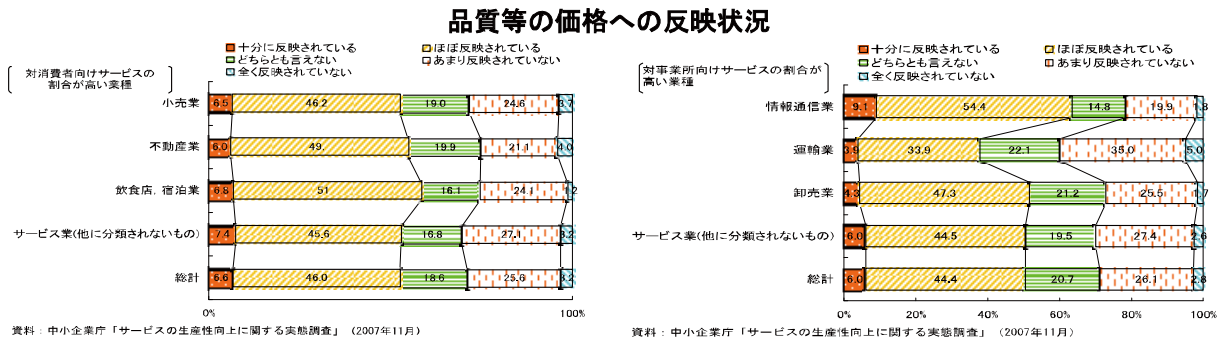
事例：株式会社アイレンタル



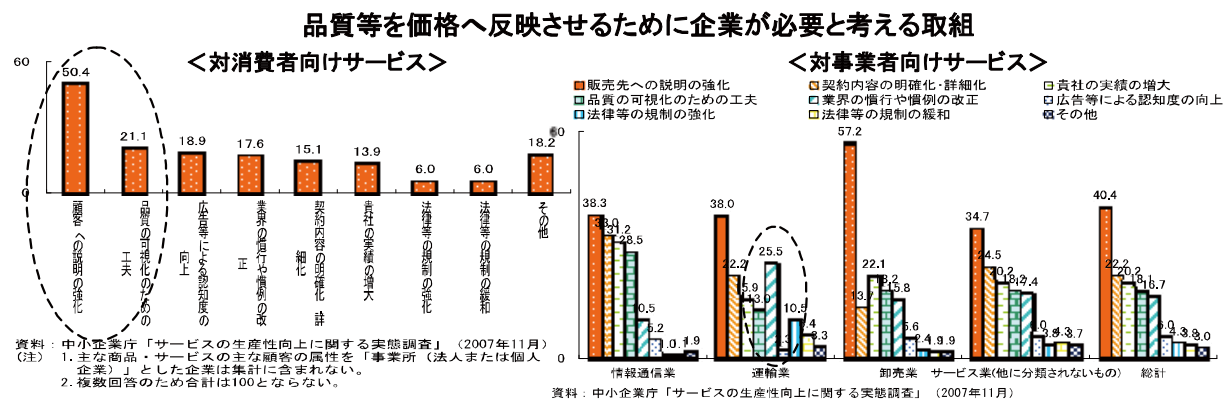
病院向けテレビのレンタルを行っていた経験を活かし、衛生的で高品質なスーツケースをレンタルし、高い付加価値を創造。

営業・配送業務は旅行代理店に委託するが、顧客のレンタル申込みは、通常のような旅行代理店の仲介ではなく、同社が直接対応。同社が責任を全て負う体制で、顧客の信頼感と満足度を向上。

◆ 個々の事業者がサービスの品質を向上させても、それが価格に反映されない取引環境となっている場合、付加価値の向上は実現できない。現状では4社に1社が品質等を価格に反映できていないとしている。



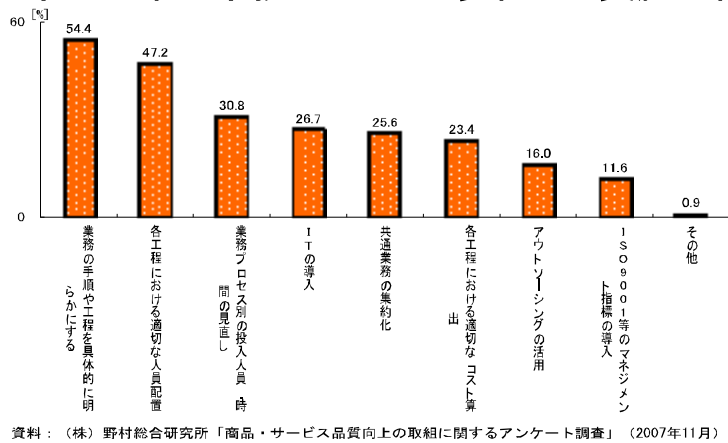
◆ このため、品質等を価格に反映させるための取組として、顧客への説明の強化のほか、消費者向けサービスでは「品質の可視化のための工夫」、運輸業では「業界の慣行や慣例の是正」といった取引環境の整備が必要と考えられている。



<効率化に向けた取組>

◆ 以上のような付加価値向上への取組に加え、生産性向上のためには、業務プロセスを見直し、安定的な品質のサービスを効率的に提供することも重要。

中小企業の業務プロセスの見直しの実施内容



事例：キュービーネット株式会社

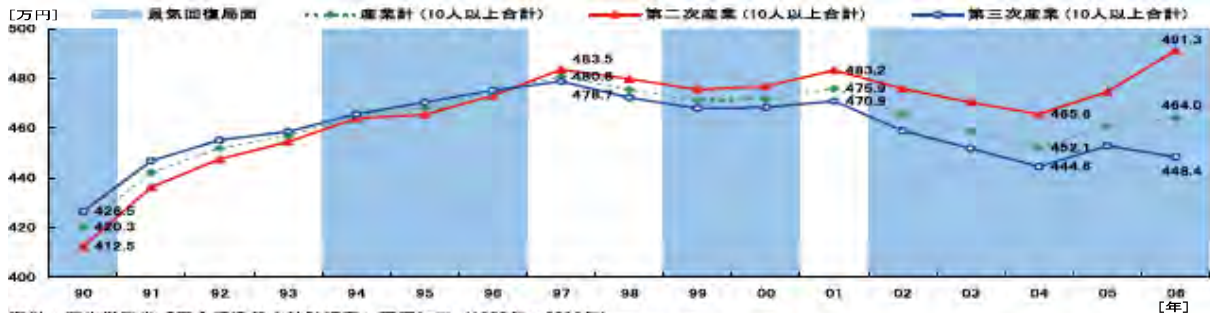
低価格の「調髪」に対する顧客ニーズに提供サービスを徹底的に絞り込み、洗髪や顔剃りなどの他のサービスを省略。店員が調髪に専念するため、精算は券売機で実施するなど、業務プロセスを効率化。



＜サービス産業を支える人材＞

◆ サービス産業の付加価値の向上等を図る観点から、人材の確保・育成も重要。しかし、第三次産業の平均給与額は90年代後半から下がり始め、第二次産業を下回る。その背景には、サービス産業の非正規雇用者比率が特に上昇していることがある。

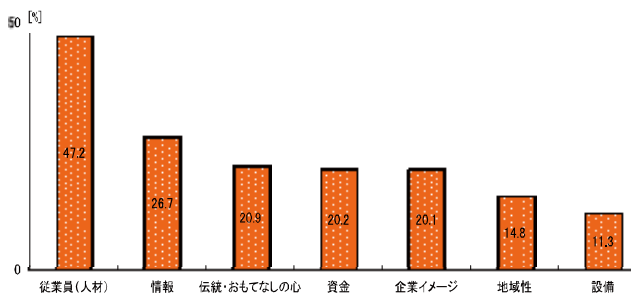
産業別平均給与額推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」再編加工（1990年～2006年）
 (注) 1. 平均賃金の計算対象者は、実労働日数18日/月以上かつ平均労働時間が5時間以上の者とした。
 2. 給与総額(年間)は、月の決まって支給される給与額×12+特別給与額とした。

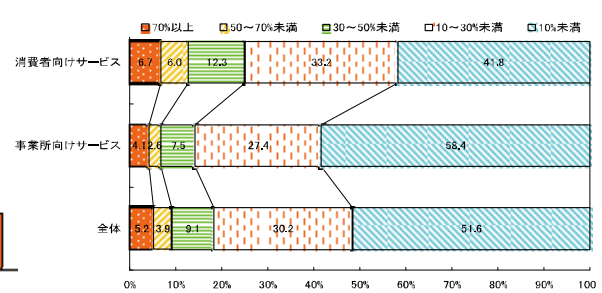
◆ 人材を重視するサービス事業者の割合は高いが、実際には、正規雇用者の離職率が高く、特に消費者向けサービスにおいて高い。付加価値の向上等にとって重要な人的資本の蓄積が進まない恐れがある。

重視する経営資源



資料：中小企業庁「サービスの生産性向上に関する実態調査」(2007年11月)
 (注) 1. 重視する経営資源としてそれぞれの項目について、「特に重要」と回答した企業の割合を集計した。
 2. 複数回答のため合計は100とならない。

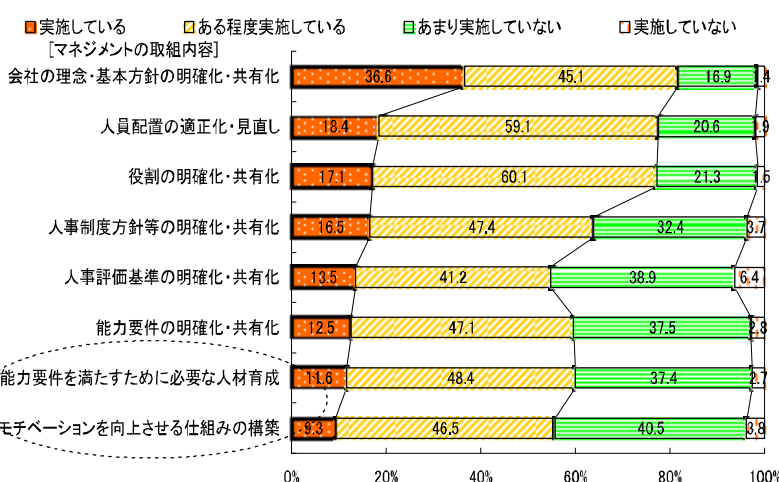
サービス産業の離職率(正規雇用者)



資料：株式会社野村総合研究所「商品・サービス品質向上の取組に関するアンケート調査」(2007年11月)
 (注) 離職率は、2004年(平成14年)4月1日時点での在籍者のうち、3年後(2007年3月31日)までに、離職した者の割合とした。
 「離職率」=「2007年3月31日までの離職者数」÷「2004年4月1日時点での在籍者数」×100 (%)

◆ 人材の育成や従業員のモチベーションの向上など、直接的に人材の意欲や能力を高める取組が弱く、より積極的な取組が望まれる。

組織・人材マネジメントの取組



資料：株式会社野村総合研究所「商品・サービス品質向上の取組に関するアンケート調査」(2007年11月)

事例：株式会社日本保育サービス

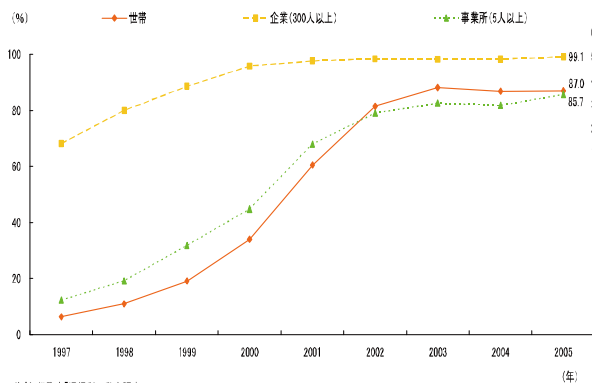


2ヶ月に一度アルバイトを含めて職員に業務改善提案を求める研修を実施するとともに、テーマ別に異なる園の職員が一同に会して議論する場を設ける等して現場保育士の「考える力」を育成することに注力。

3. 中小企業による IT の活用 ＜IT の広まり＞

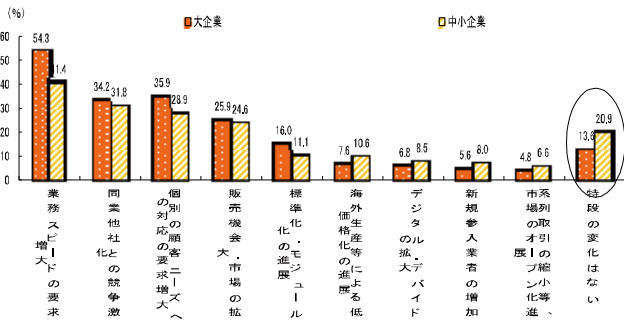
◆ IT が普及するなかで、企業を取り巻く経営環境も変化している。しかし、大企業に比べて中小企業では IT の広まりがもたらしている経営環境の変化への認識が弱い。

インターネット普及率の推移



資料: 総務省「過剰利用動向調査」<http://www.chotoususirokai.soumu.go.jp/field/ksuushir01.html>
(注) 各年年末の数値。

ITの普及に伴う経営環境の変化の認識

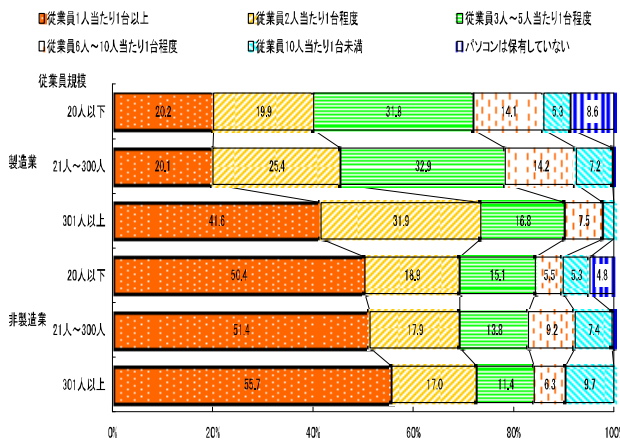


資料: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)
(注) 1. 複数回答のため合計は100を超える。
2. ここでの中小企業とは、従業員300人以下(卸売業、サービス業では100人以下、小売業では50人以下)の企業を指し、大企業とは、中小企業以外を指す。
3. 「モジュール化」とは、部品単位の組み合わせによって、インターフェース等が規格化された汎用部品とすることを、「デジタルデバインド」とは、IT活用の能力の差によって生じる事業機会等の格差のことを指す。

＜中小企業における IT の活用状況＞

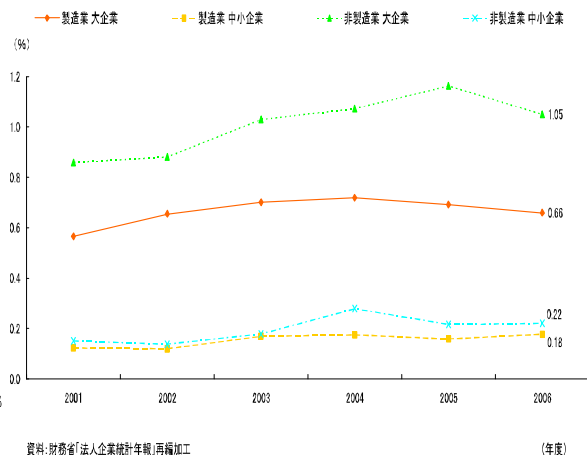
◆ 規模の小さな企業ほどパソコンの装備率が低い。さらに、中小企業では大企業と比べて、ソフトウェアが総資産に占める割合が低い。IT 関連の資産が少なく、IT を活用する環境が整っていない可能性がある。

パソコンの装備状況



資料: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)

ソフトウェア残高が総資産に占める割合



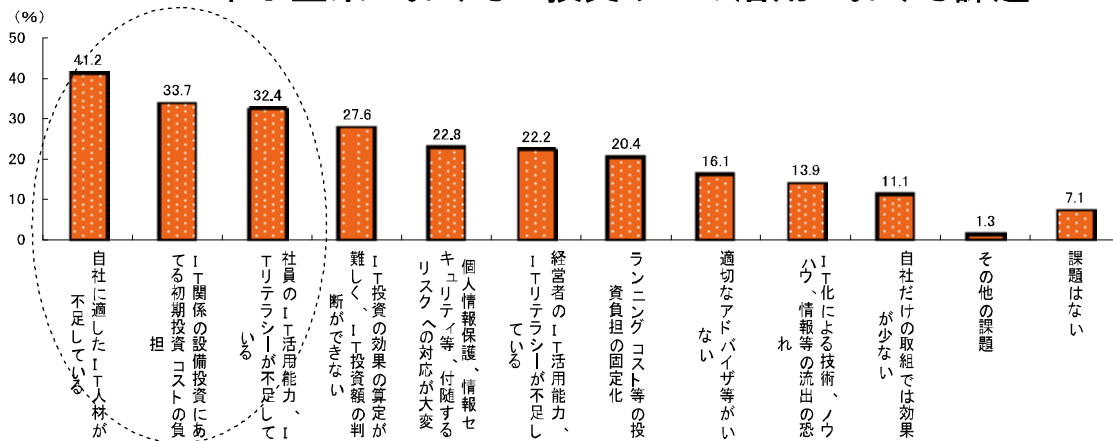
資料: 財務省「法人企業統計年報」再編加工

(年度)

<ITの活用における課題>

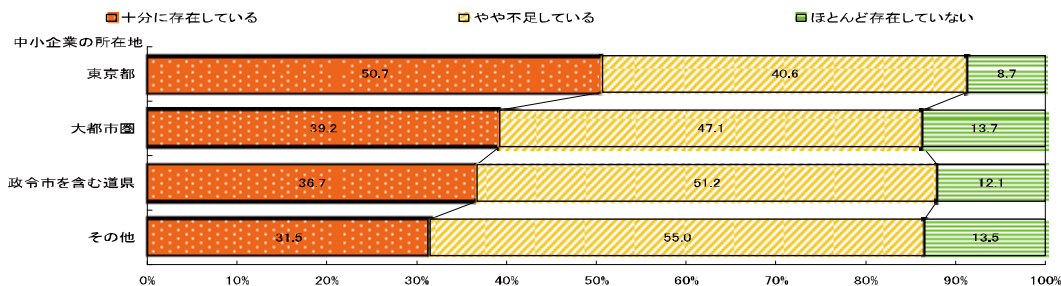
◆ 中小企業にとって、ITを有効活用する際の大きな課題は、人材の確保と投資コストの負担である。情報システム会社も都市圏に偏在。SaaS・ASPなどの有効活用が期待される。

中小企業におけるIT投資やITの活用における課題



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)
 (注) 1. 複数回答のため合計は100を超える。
 2. ここでの中小企業とは、従業員300人以下(卸売業、サービス業では100人以下、小売業では50人以下)の企業を指し、大企業とは、中小企業以外を指す。

中小企業にとっての地域における情報システム会社の充足度

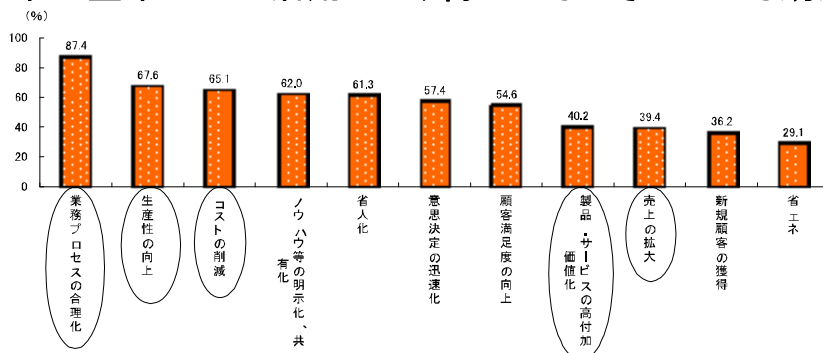


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)
 (注) 1. ITを活用している中小企業のみ集計している。
 2. ここでの「情報システム会社」とは、顧客に合わせた情報システムの企画、構築等の業務を請け負う者を指す。
 3. 情報システム会社の地域における充足度が「わからない」との回答を除いて集計している。
 4. 大都市圏は、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、政令市を含む道県は、北海道、宮城県、新潟県、静岡県、広島県、福岡県。その他は、上記の道府県と東京都を除いた県。

<ITの活用による効果>

◆ 中小企業は、ITの活用による業務プロセスの合理化やコストの削減の効果を認識しているが、製品・サービスの高付加価値化や売上増大の効果は相対的に低い傾向。

中小企業がITの活用により得ていると考えている効果



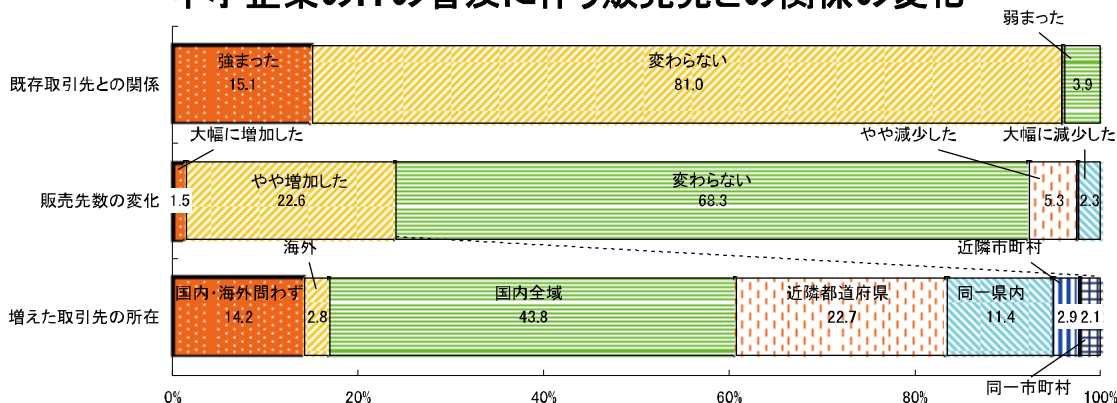
資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)
 (注) 1. IT活用により各項目の効果を期待している企業のうち、「期待した効果が得られている」、「ある程度の効果は得られている」企業の割合を示している。
 2. ここでの中小企業とは、従業員300人以下(卸売業、サービス業では100人以下、小売業では50人以下)の企業を指し、大企業とは、中小企業以外を指す。

事例：(株)ヤマサキ

配送業者とのシステムの連携やデジタルピッキング(在庫から商品を選び出す業務の効率化を行うシステム)等により、千件当たりの出荷時間を15時間から5時間に短縮させるなど、受注-製造-販売の全業務フローにおいてITを最大限に活用し、高い成果をあげている。2007年度「中小企業IT経営力大賞」(経済産業大臣賞)に選ばれた。

◆ しかし、IT の活用による取引先拡大の効果が見られる。新規取引先は国内全域から海外にも及ぶ。ホームページ等の工夫で顧客獲得に効果を上げている例も多い。

中小企業のITの普及に伴う販売先との関係の変化



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)

(注) 1. 中小企業のみ集計している。

ここでいう中小企業とは、従業員300人以下(卸売業、サービス業では100人以下、小売業では50人以下)の企業を指す。
2. 増えた取引先の所在は、販売先数の変化において「大幅に増加した」、「やや増加した」と回答した企業に聞いている。

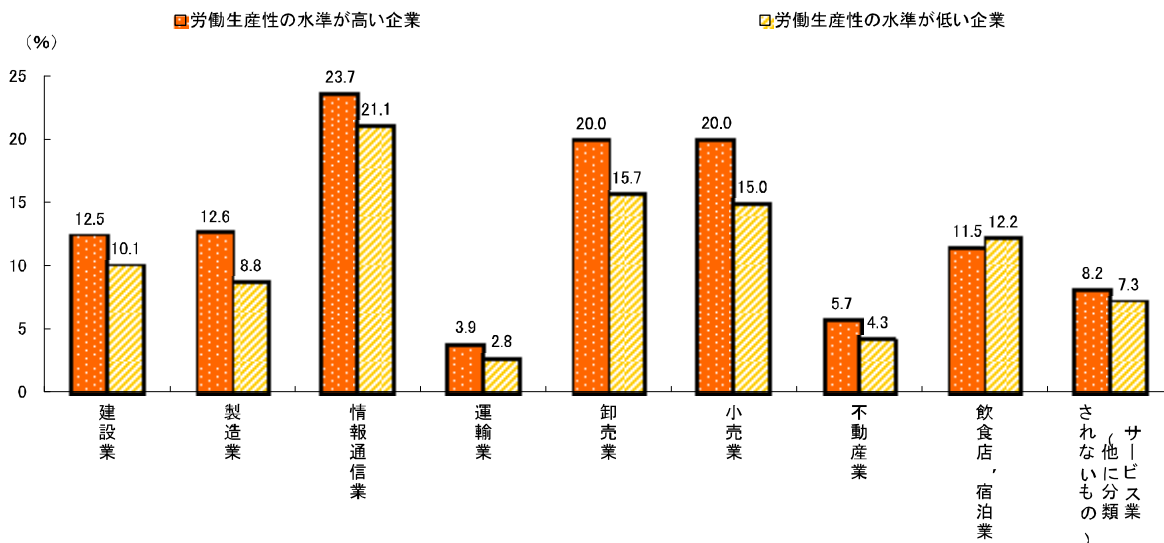
事例：(株)小竹食品

地元商工会議所主催の勉強会を通じ、同会議所職員の支援を得て自社ホームページを立ち上げ。顧客が検索時に使っているキーワードを分析し、その結果をサイトの構成に活かすことにより、同社サイトの検索順位を上位にすることに成功し、全国規模で笹団子の販売を実現。



◆ 労働生産性の水準の高い中小企業では電子商取引を行っている企業が多い傾向。
◆ 業務の合理化のみならず、電子商取引等による売上増大や製品・サービスの高付加価値化に向け、ITの戦略的な活用が期待される。

電子商取引を行っている中小企業の割合



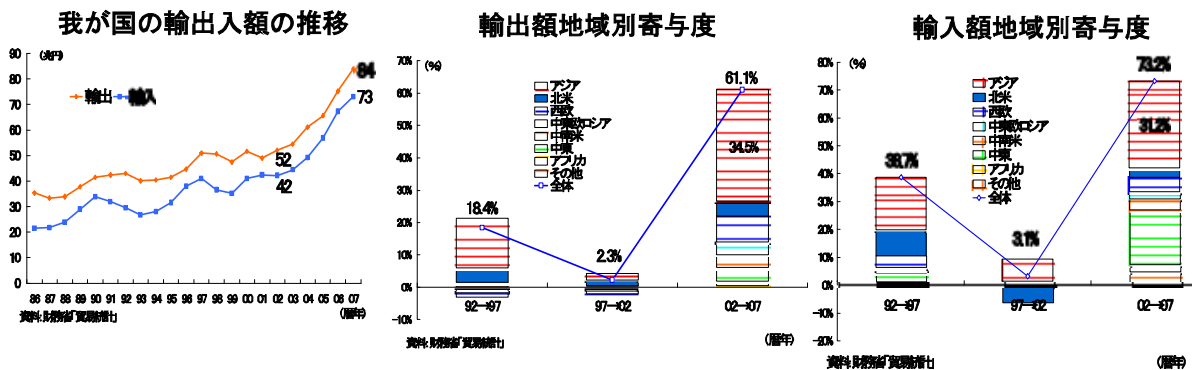
資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」再編加工

(注) 2006年度の事業活動において、電子商取引(インターネット等を通じた商取引)を実施した中小企業の割合を示している。

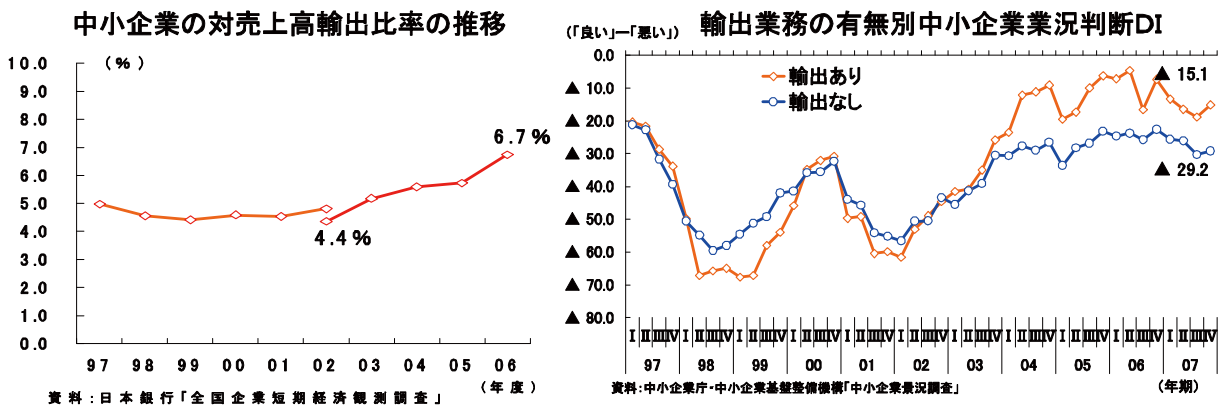
4. 中小企業のグローバル化への対応

<輸出を通じた中小企業のグローバル化>

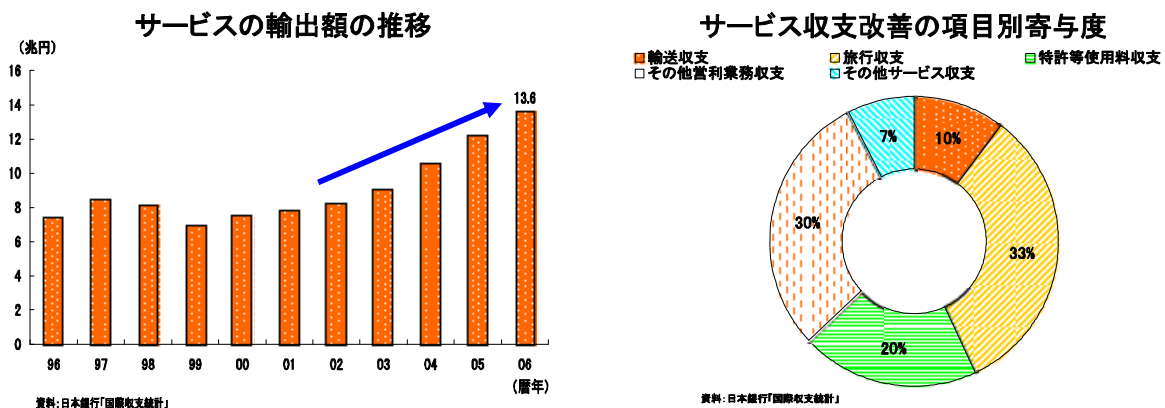
◆ 日本の輸出入は拡大のテンポを強めており、主にアジアが牽引している。



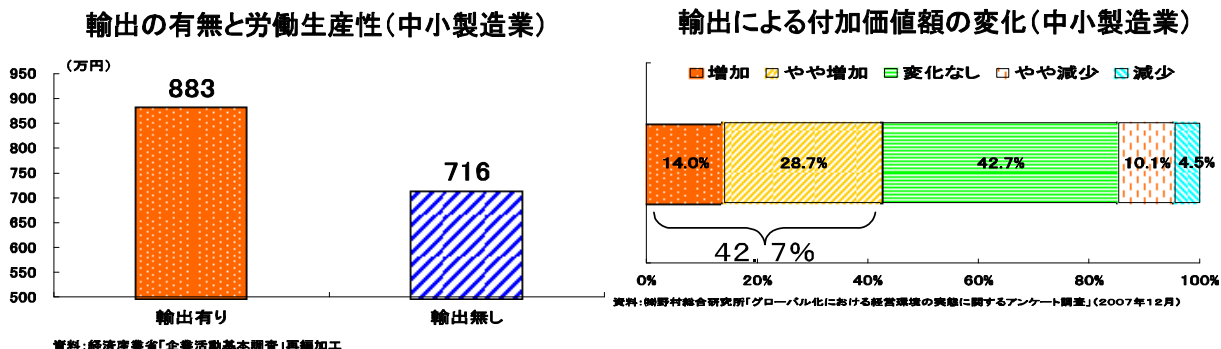
◆ 中小企業においても、売上高に対する輸出の比率が上昇するとともに、最近では輸出を行う企業の方が業況感が良い。



◆ なお、我が国のサービス輸出額も訪日外国人客の増加、特許使用料の増大等から増加傾向。

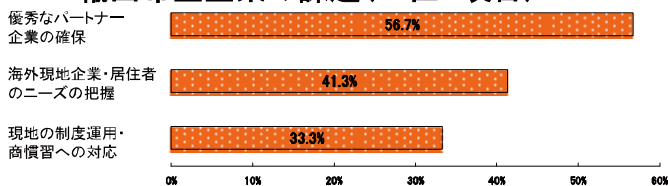


◆ 中小企業製造業の労働生産性の水準をみると、輸出を行う企業の方が労働生産性が高い。輸出によって付加価値が増大した企業の割合も4割を超える。

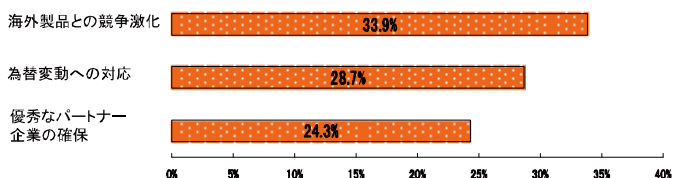


◆ 輸出における課題としては、輸出を希望している企業は、現地マーケットをつなぐ優秀なパートナー企業の確保を、実際に輸出を行っている企業は、海外製品との競争激化を最も多く挙げている。海外のパートナーとのつながりと、自社の強みを活かした製品の差別化により、高い付加価値に結びつけていくことが期待される。

輸出希望企業の課題(上位3項目)



輸出実施企業の課題(上位3項目)



資料: 榊野村総合研究所「グローバル化における経営環境の実態に関するアンケート調査」(2007年12月)
 (注) 複数回答のため、合計は100を超える。

事例: 松井ニット技研

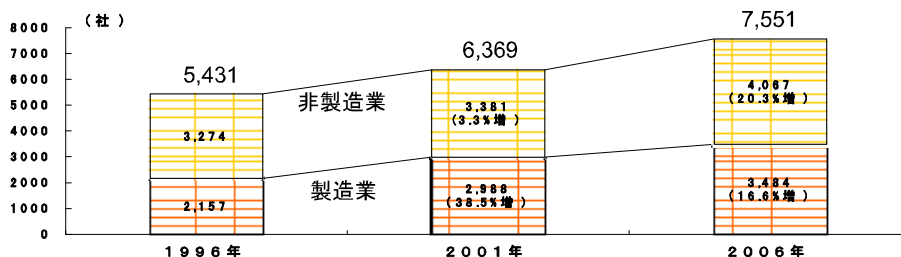
柔らかな風合いのマフラーを製造。下請からの脱却を決意し、地道に展示会等への出品を続け、ニューヨーク近代美術館(MoMA)のショップのバイヤーの目にとまって、輸出を開始。同ショップの売上数量で5年連続1位を獲得。



<海外展開を通じた中小企業とグローバル化>

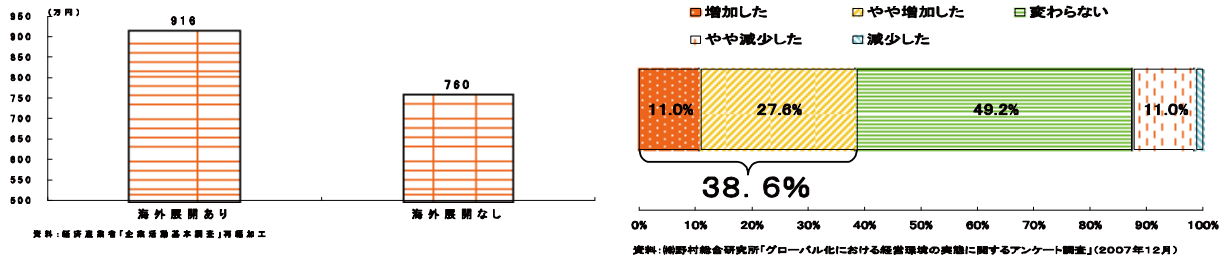
◆ 海外展開を行う中小企業数は増加傾向にあり、特に最近では非製造業の伸びが大きく上昇している。

海外展開を行う中小企業数の推移(非一次産業)



◆ 中小企業の労働生産性の水準をみると、海外展開をしている企業の方が高い。海外展開（直接投資）により、労働生産性が向上したという企業が4割弱。

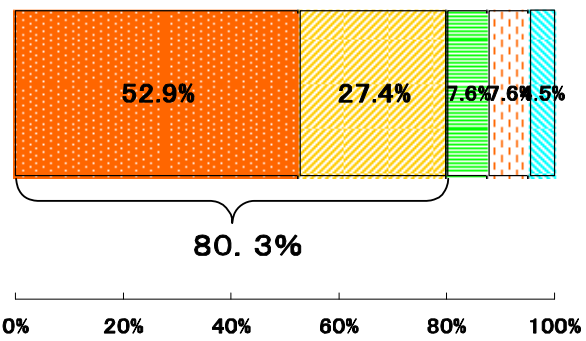
海外展開と労働生産性との関係(2005年度) 直接投資による中小企業の労働生産性の変化



◆ 中小企業の海外展開に伴う国内生産の縮小をしていない企業の割合は8割程度。国内生産では高付加価値製品等へのシフトが起こっている姿も伺える。

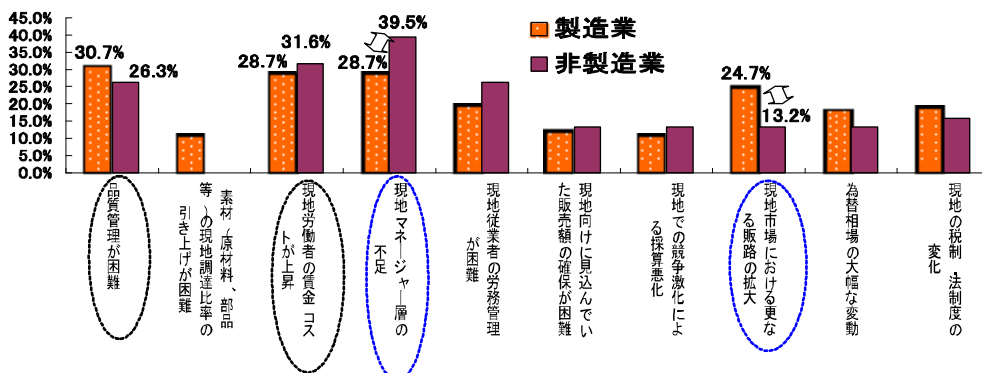
直接投資に伴う中小企業の国内部門への影響

- 現地・周辺国需要増加対応であり、国内の生産活動に変化なし
- 国内の生産活動は高付加価値製品等にシフト
- 国内生産は減少するものの、再配置等の対応により人員削減は行っていない
- 国内生産は減少し、余剰人員の削減を行った。
- 国内工場を一部閉鎖した。



◆ 海外拠点における課題に関し、品質管理や現地労働者の賃金コスト上昇は製造業と非製造業の共通の課題。他方、非製造業では現地マネージャー層の不足が、製造業では現地市場における更なる販路の拡大が相対的に大きな課題であり、こうした業種の相違も踏まえた海外展開支援が必要。

中小企業の海外拠点における課題

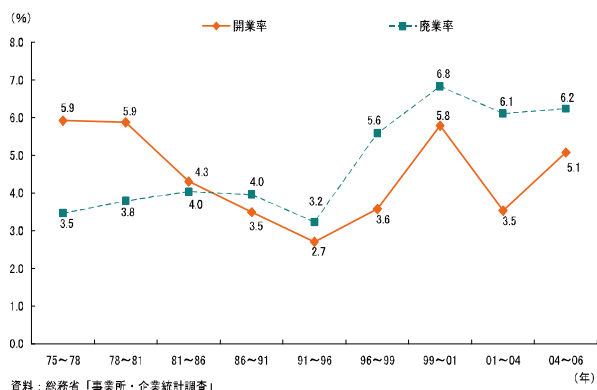


第3部 地域経済と中小企業の活性化

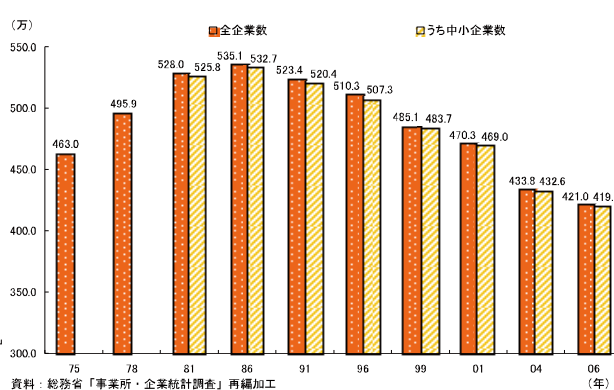
1. 地域を支える中小企業の事業再生と小規模企業の活性化 ＜我が国における開業・廃業の動向＞

◆ 我が国の開業率は、2004年～2006年に5.1%となり、2001年～2004年の3.5%から上昇した。その背景としては、景気の回復、創業支援策の充実等が考えられる。2006年時点の中小企業数は420万社となり、2004年時点の433万社から13万社減少した。

事業所・企業統計調査から見た開廃業率(企業数ベース)

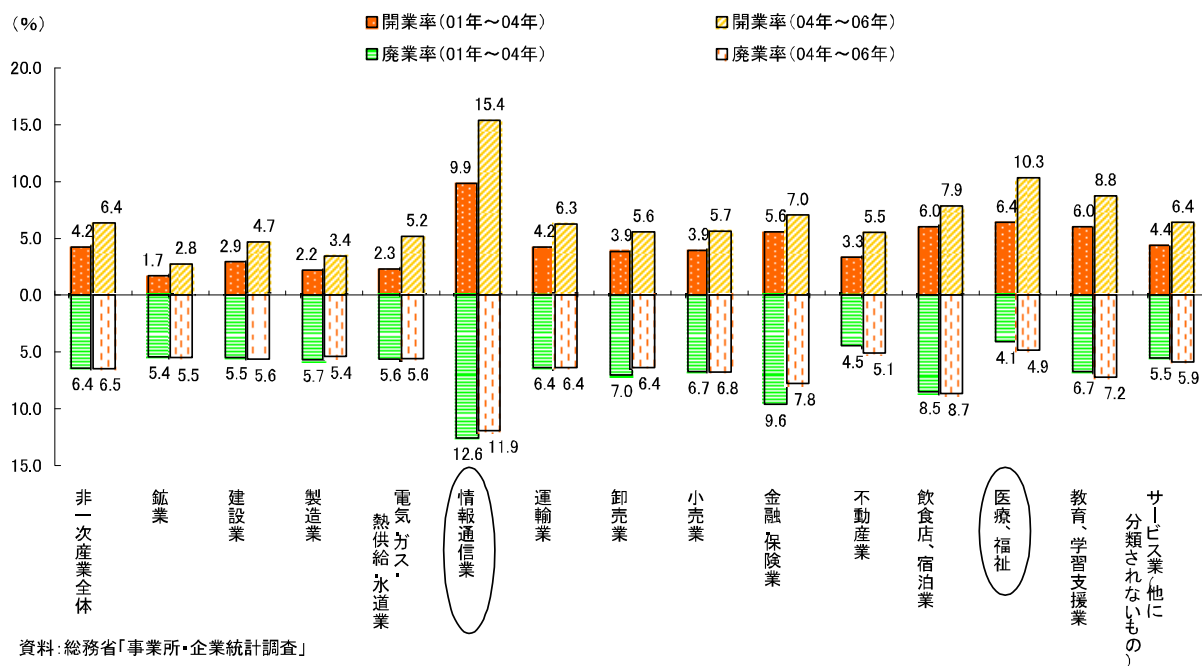


企業数の推移



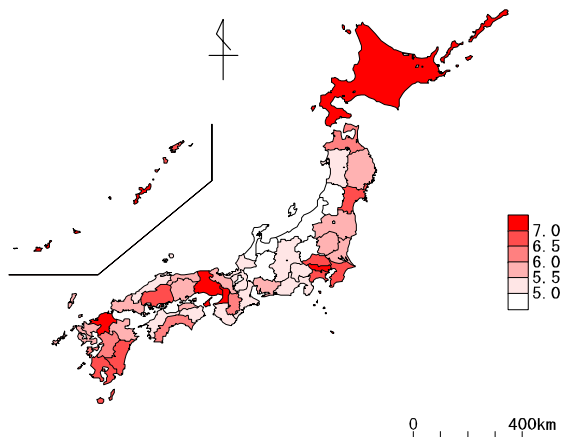
◆ 「情報通信業」、「医療、福祉」といった業種の開業率が高くなっている。

業種別開廃業率

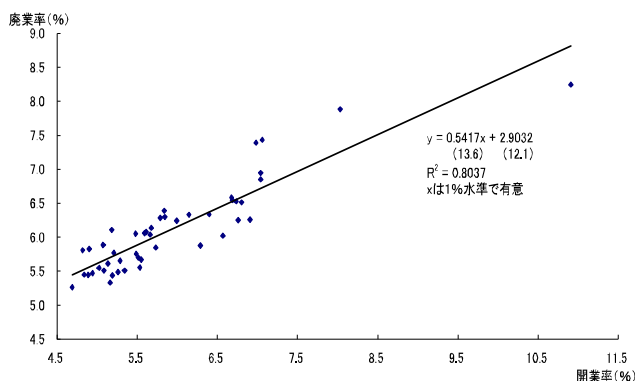


◆ 都道府県別で見た場合、開業率の高低にばらつきがあり、開業率の高い都道府県は廃業率も高い傾向がある。都道府県庁の所在市の開業率はその他の市町村よりも高い傾向にあり、事業所の減少はその他の市町村でより多く生じている。

都道府県別開業率(2004年～2006年)



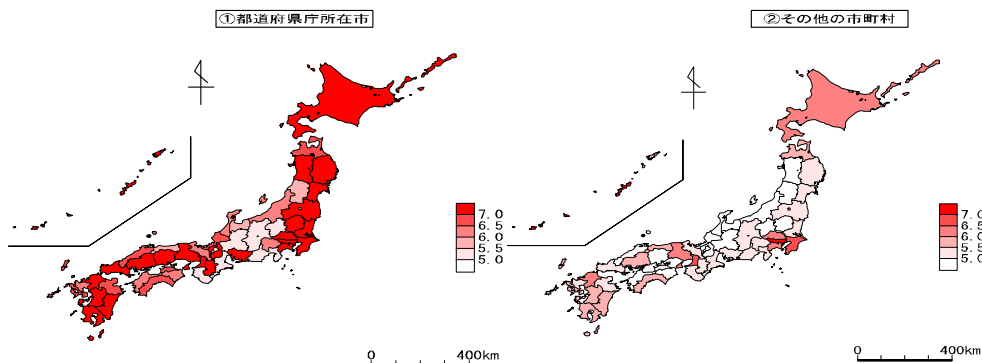
都道府県別開業率と廃業率の相関関係



資料：総務省「平成18年事業所・企業統計調査」(2006年10月)

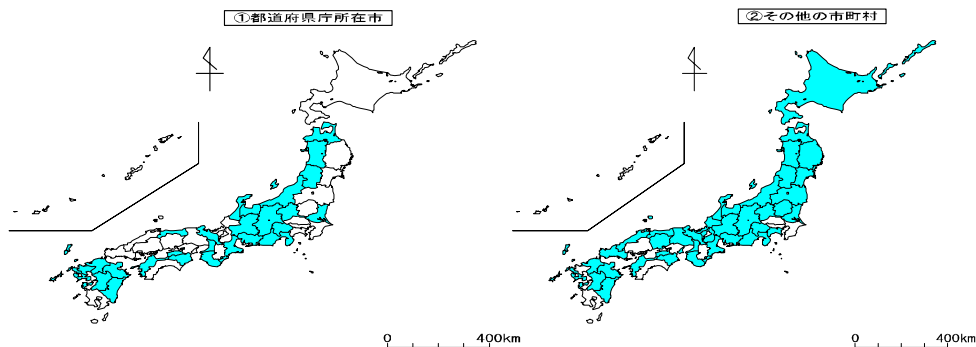
資料：総務省「平成18年事業所・企業統計調査」(2006年10月)
 (注) ()内はそれぞれの係数におけるt値

都道府県庁所在市とその他の市町村における開業率(2004年～2006年)



資料：総務省「平成18年事業所・企業統計調査」(2006年10月)
 (注) 「都道府県庁所在市」について、東京都は特別区。

都道府県庁所在市とその他の市町村において事業所が減少した地域(2004年～2006年)

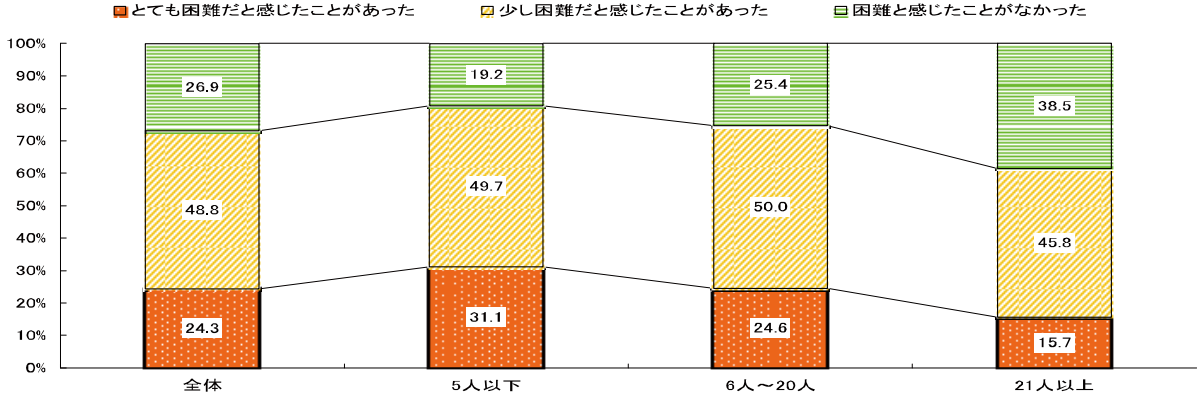


資料：総務省「平成18年事業所・企業統計調査」(2006年10月)
 (注) 1. 「都道府県庁所在市」について、東京都は特別区。
 2. 2004年調査の時より事業所が減少している地域を色付で表示している。

＜中小企業の事業再生＞

◆ 経営がとても困難だと感じたことがある企業は約4社に1社にのぼり、規模の小さい企業ほどその割合は高い。

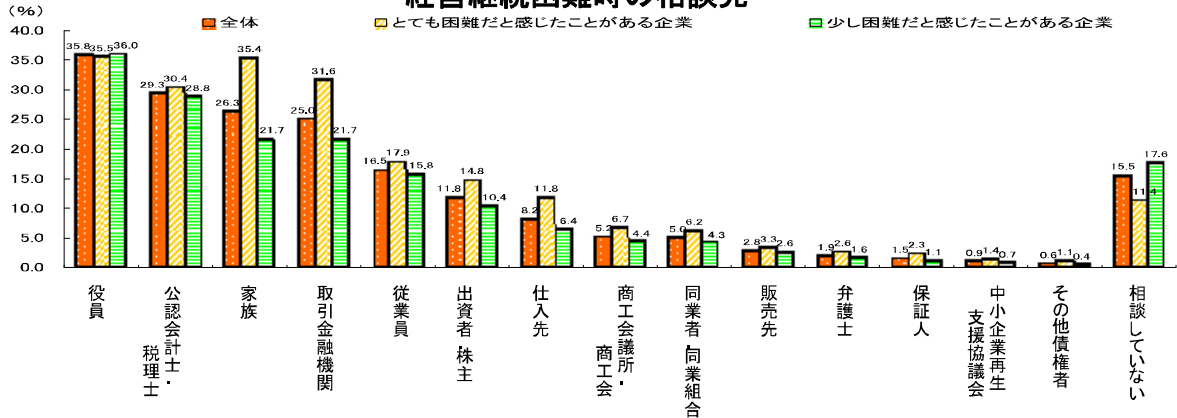
過去3年程度で経営の継続が困難だと感じたことがある企業の割合



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「地域中小企業の立地と経営実態に関するアンケート調査」(2007年11月)

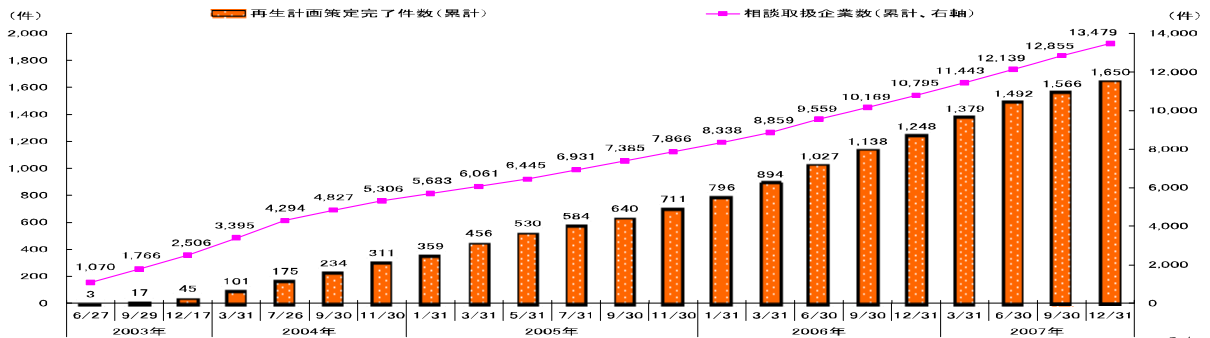
◆ 経営に困難を感じた場合、役員・家族や公認会計士・税理士などに相談する企業が多い。中小企業再生支援協議会の相談実績は増加しているが、一層の活用が期待される。

経営継続困難時の相談先



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「地域中小企業の立地と経営実態に関するアンケート調査」(2007年11月)

中小企業再生支援協議会の実績

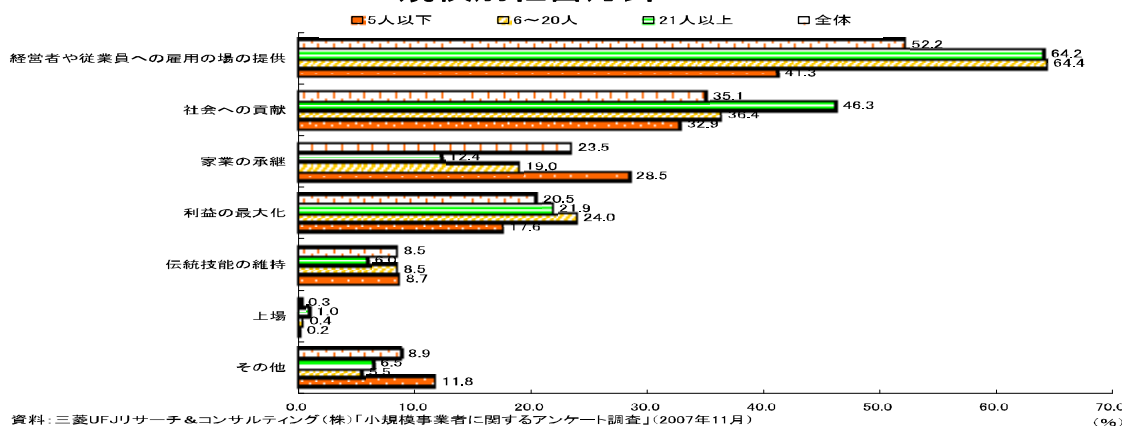


資料：中小企業庁調べ

<地域を支える小規模企業の実態と課題>

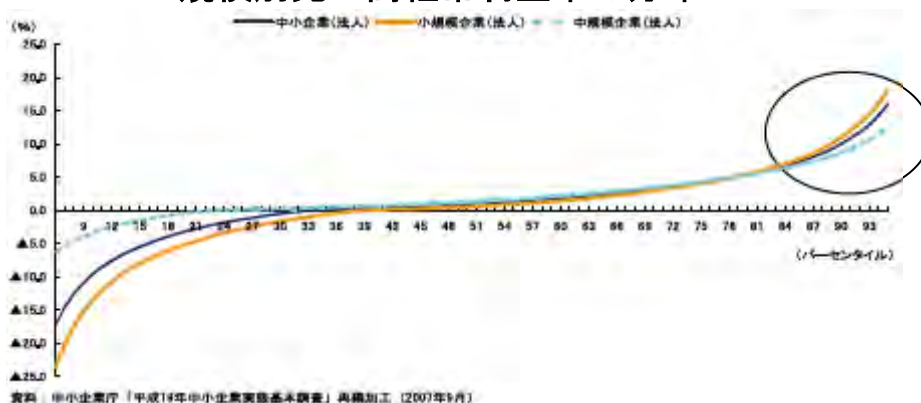
◆ 小規模企業の経営者は、その経営方針として「利益の最大化」よりも「雇用の場の提供」を掲げているものが多い。

規模別経営方針



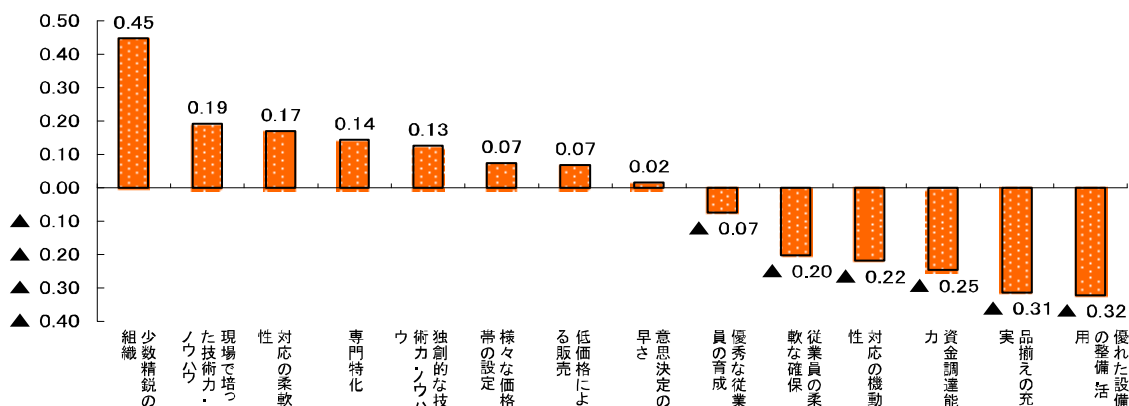
◆ 小規模企業は、大幅な赤字となっている企業もあるが、その上位2割の利益率は、中規模企業の上位2割の利益率より高いなど、高収益をあげているものも存在。

規模別売上高経常利益率の分布



◆ 小規模企業は相対的に「少数精鋭であること」、「職場で培った技術力・ノウハウ」等を強みとして考えている。小規模企業の強みを引き出し、弱点を補完することにより小規模企業の活性化を図ることが重要。

小規模企業が考える自社の相対的な強み・弱み

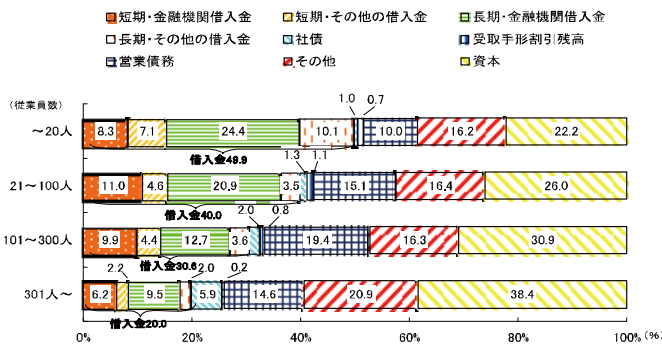


2. 地域における中小企業金融の機能強化

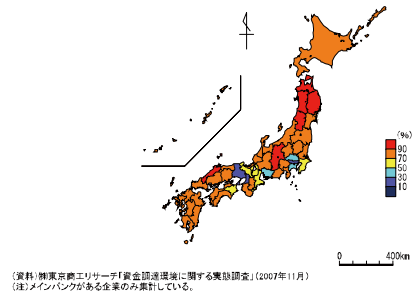
<地域の中小企業金融の現状>

◆ 中小企業においては、規模の小さい企業ほど資金調達を金融機関からの借入に依存している。地方圏では地元の地域金融機関をメインバンクとする中小企業の割合が非常に高く、両者の関係は特に密接。

従業員規模別資金調達構成



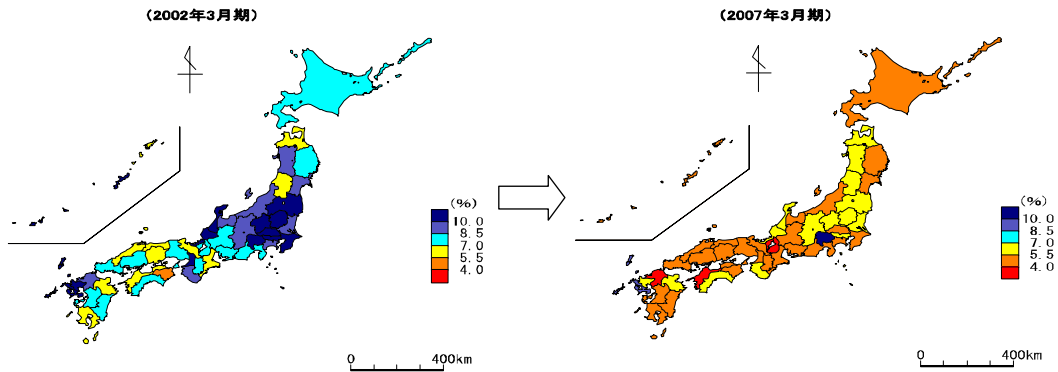
域内地域金融機関をメインバンクとする企業の割合



(資料) 財務省「法人企業統計年報」(2006年度)
 (注) 1. 各項目の構成比率は分母を負債+資本+割引手形として算出。
 2. 営業債務(企業間債権)は支払手形+買掛金、その他は引当金等の残高。

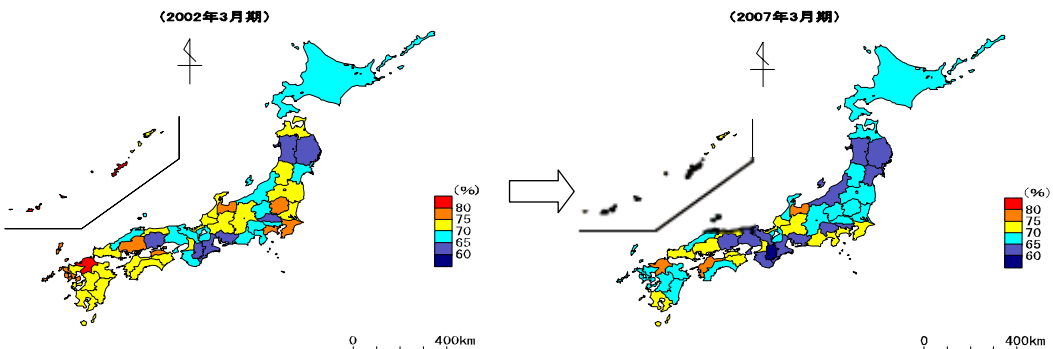
◆ 地域金融機関の不良債権比率は全国的に改善し、地域間のばらつきは縮小している。一方で預貸率は全国的に低下傾向であり、預金の増加に比べて貸出が伸びていない。

地域金融機関の不良債権比率推移



資料: 中小企業庁調べ
 (注) 1. 不良債権比率=各金融機関のリスク管理債権合計/各金融機関の貸出金合計
 2. 地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合)の公表数値を集計

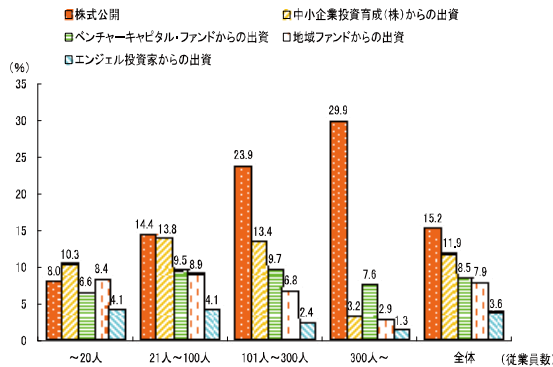
地域金融機関の預貸率推移



資料: 中小企業庁調べ
 (注) 1. 預貸率=各金融機関の貸出金残高/各金融機関の預金+譲渡性預金+債券の合計
 2. 地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合)の公表数値を集計

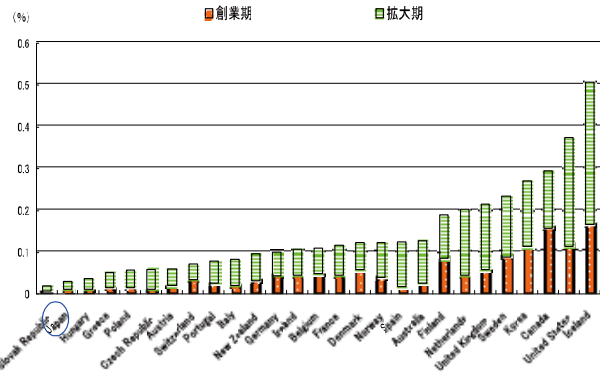
◆ 前ページで見たとおり、中小企業の自己資本比率は大企業に比べて低いが、中小企業のエクイティファイナンスへの関心は総じて低い。

中小企業のエクイティファイナンスへの関心



(資料) 株式会社エリサーチ「資金調達環境に関する実態調査」(2007年11月)
注) 各資金調達手段について「関心がある」と回答した企業の割合を集計。

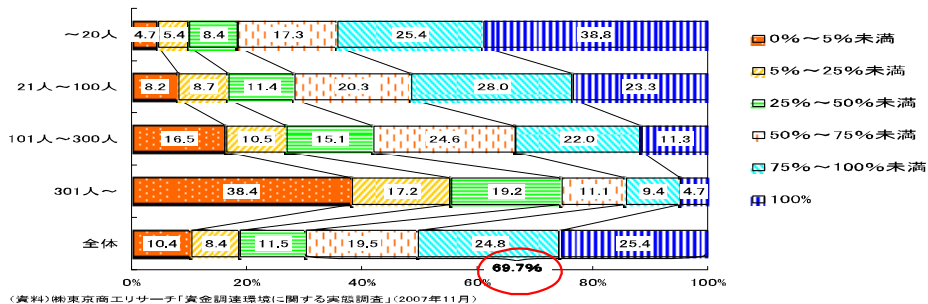
ベンチャーファイナンスの対GDP比



資料: OECDレポート「Going For Growth 2006」(2007年)

◆ 中小企業は同族企業が多く、中小企業の7割において代表者及びその一族が過半数の株式を保有している。

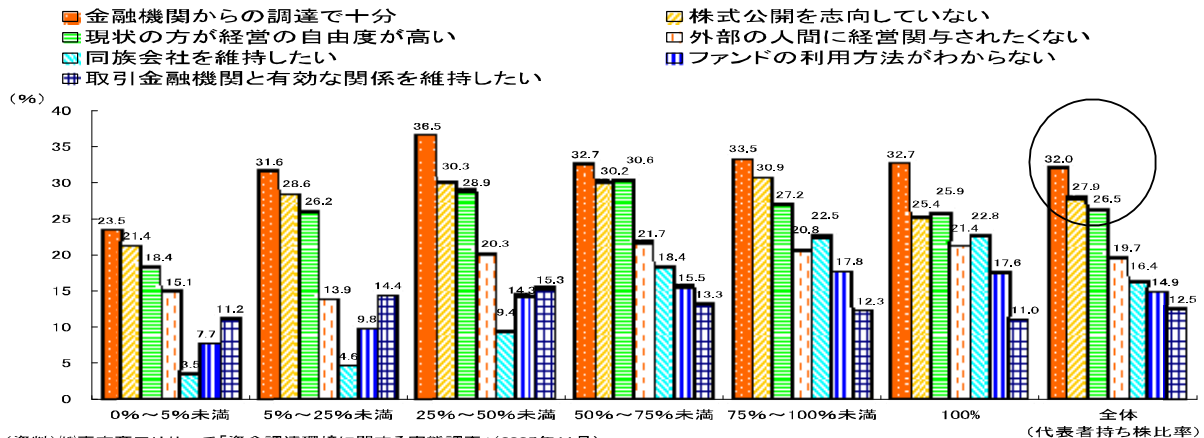
代表者及びその一族が保有する株式の割合



(資料) 株式会社エリサーチ「資金調達環境に関する実態調査」(2007年11月)

◆ エクイティファイナンスを行わずとも金融機関からの資金調達で十分であり、経営の自由度が高い現体制を維持したいと考える中小企業の割合が高い。

ファンドからの資金調達における課題(代表者持ち株比率別)

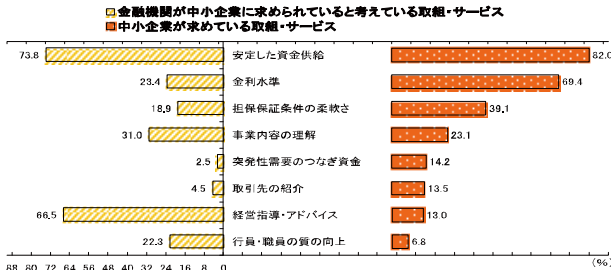


(資料) 株式会社エリサーチ「資金調達環境に関する実態調査」(2007年11月)
(注) 複数回答であるためそれぞれの合計は100を超える。

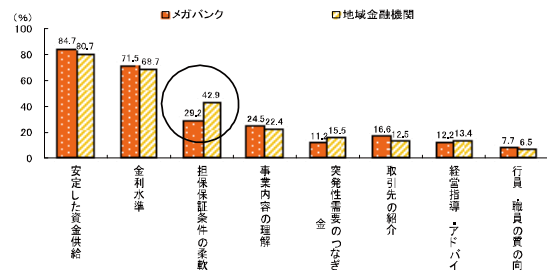
<地域中小企業の資金調達の多様化>

◆ 金融機関と中小企業との関係を見ると、金融機関は中小企業への経営指導を重視しているが、中小企業側は借入条件を重視している。特に地域金融機関には担保・保証条件の柔軟さが求められている。

金融機関に求められる取組・サービス (金融機関・中小企業)

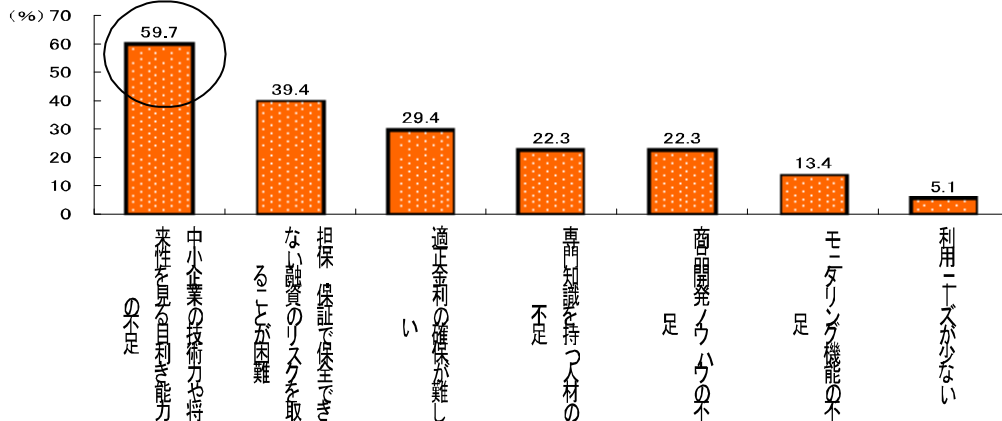


中小企業が金融機関に求めている 取組・サービス(金融機関業態別)



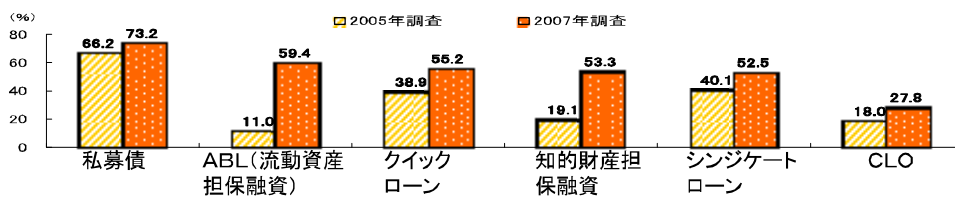
◆ 地域金融機関は、担保や保証に過度に依存しない融資を推進する上で、中小企業の技術力や将来性を見る目利き能力を課題と認識している。

担保・保証に過度に依存しない融資推進上の課題(地域金融機関の回答)



◆ 2005年から2007年にかけて、ABL(流動資産担保融資)等の新たな資金調達手法の認知度は大幅に高まっている。今後、担保や保証に過度に依存しない融資やリスクマネーの供給といった、新たな資金調達手法の一層の普及が期待される。

中小企業における資金調達手法の認知度

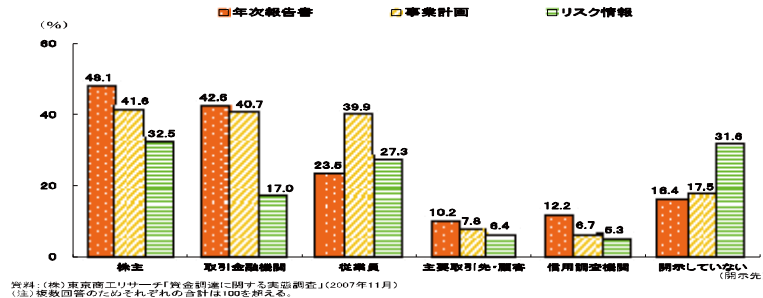


資料: (株)東京商工リサーチ「資金調達に関する実態調査」(2007年11月)
 (独)経済産業研究所(委託先: (株)東京商工リサーチ)「中小企業金融環境に関する実態調査」(2005年12月)
 (注)1. 各々の資金調達方法について「知っている」と回答した企業の割合。
 2. 「私募債」とは、企業が、金融機関等の投資家に引き受けを依頼して発行する社債を指す。
 3. 「ABL」とは、事業活動が生み出す様々な資産の価値を見極めて貸出を行う手法であり、具体的には売掛金や在庫などの流動資産や営業用機械設備等の動産を担保とした融資手法を指す。
 4. 「クイックローン」とは、スコアリングモデルを活用して融資審査を行い、貸出案件毎にリスクを管理するのではなく、大数の法則に基づき貸出債権をポートフォリオ全体でリスク管理をする融資手法を指す。
 5. 「知的財産権担保融資」とは、企業の特許権や著作権などの知的財産権を担保とし、これらの知的財産権がもたらす将来の収益から担保価値を評価の上、融資を行う手法を指す。
 6. 「シンジケートローン」とは、複数の金融機関が集まってシンジケート団を組成し、同一の契約書に全当事者が御印し、同一の条件の下、協調して信用許容を行う手法を指す。
 7. 「CLO」とは、金融機関が企業への貸付金を裏づけとした証券を投資家に販売することで、金融機関が貸出債権のリスクを投資家に移転する融資手法を指す。

<中小企業の情報開示とコーポレートガバナンス>

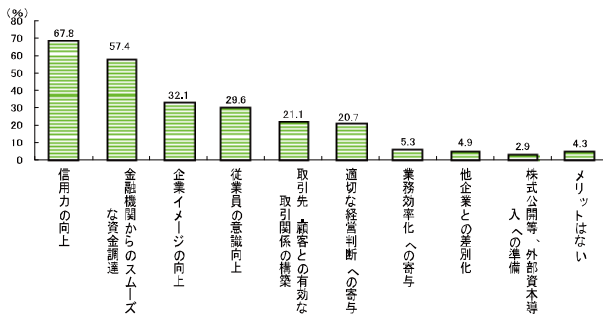
- ◆ 金融機関は目利き機能の強化に取り組む一方、中小企業は事業内容等の積極的な情報提供が求められる。しかし、中小企業では事業計画等の企業情報の開示が低調。

企業情報の開示先

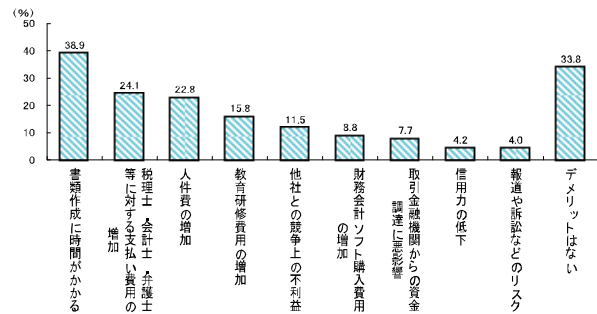


- ◆ 中小企業は情報開示のメリットとして「信用力の向上」や「金融機関からのスムーズな資金調達」を、デメリットとして、書類作成にかかる時間や費用負担を挙げている。
- ◆ 担保・保証に過度に依存しない融資など、中小企業金融の円滑化のためには、こうしたデメリットの軽減を図るとともに、中小企業が決算書その他の企業情報を積極的に開示することが望まれる。

情報開示に伴うメリット

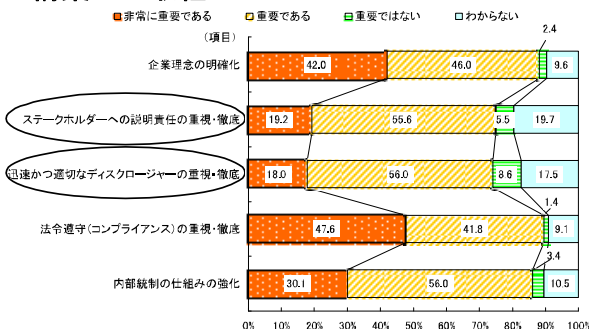


情報開示に伴うデメリット

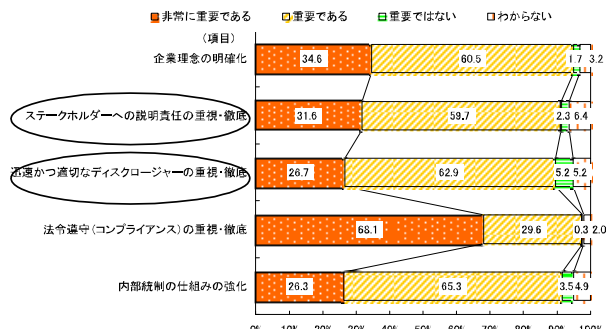


- ◆ 中小企業の認識よりも金融機関は中小企業のコーポレートガバナンス構築への取組を重視している。ステークホルダーに企業内容の理解を求め、関係を強化することは、円滑な資金調達や事業活動において重要であり、積極的な取組が期待される。

中小企業が重視するコーポレートガバナンス構築への取組



金融機関が重視する中小企業のコーポレートガバナンス構築への取組

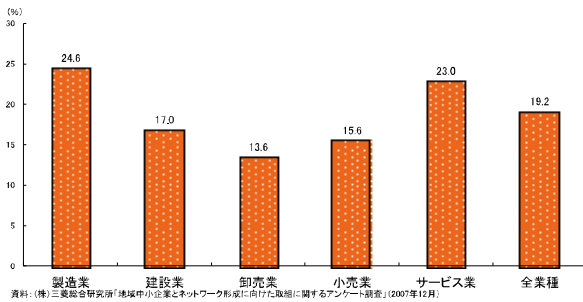


3. 新たな連携やネットワークの形成に取り組む中小企業

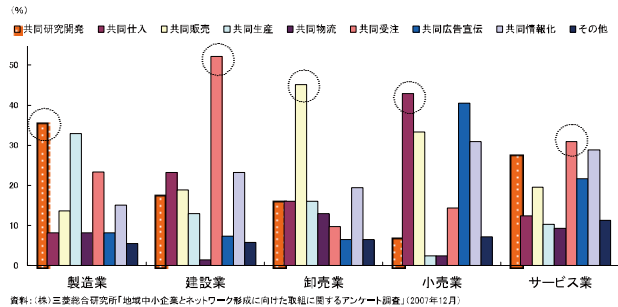
<中小企業のネットワークの現状と課題>

◆ 中小企業の約2割は、他の企業との連携を通じた活動（事業連携活動）に取り組んでいる。また、業種により連携する企業の割合や連携の内容が異なる。

事業連携活動に取り組む企業の割合

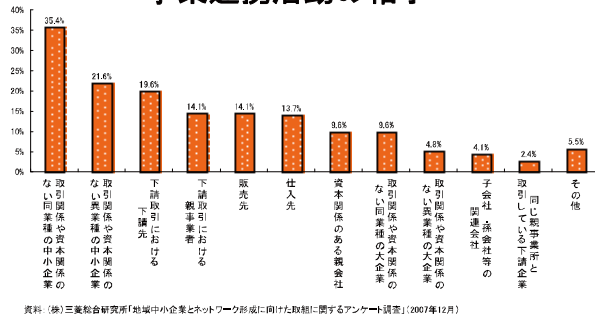


業種別事業連携活動に取り組む内容

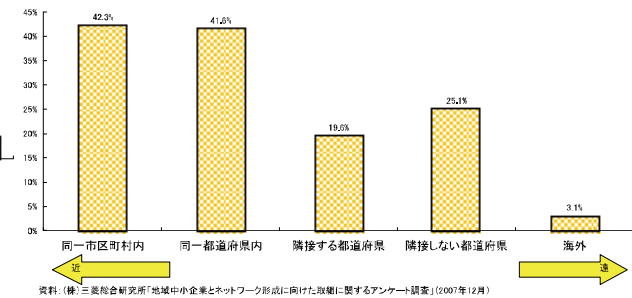


◆ 中小企業が事業連携活動を行う相手は、取引関係のない中小企業が多い。また、地域内の連携が多いが、「隣接しない都道府県」が「隣接する都道府県」よりも多く、全国から最適な相手を探している場合も多い。

事業連携活動の相手

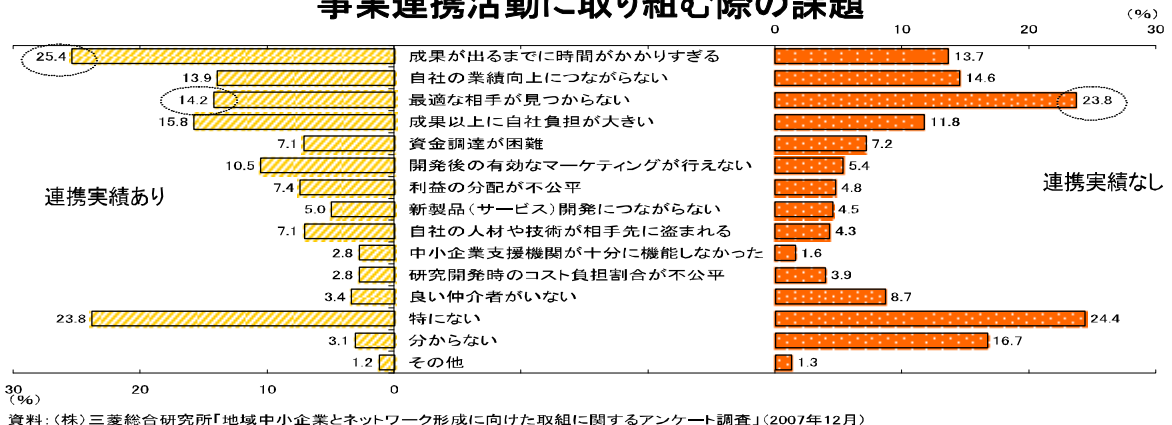


事業連携相手の所在地



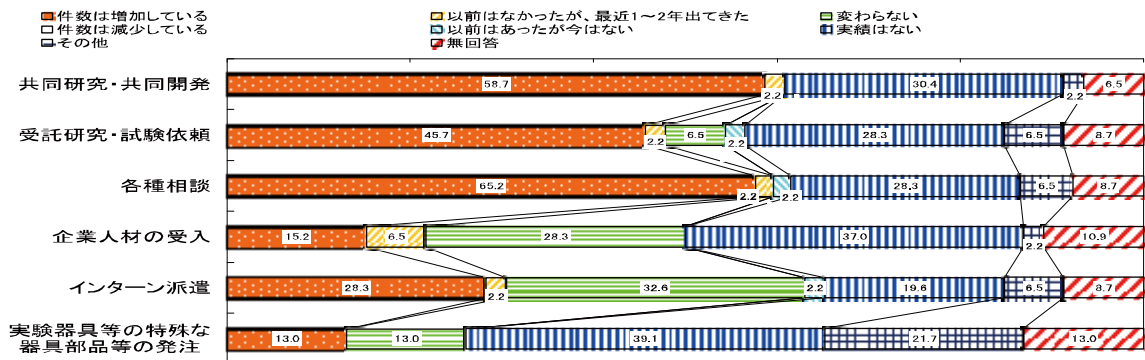
◆ 連携実績のある中小企業は、十分な成果を早期に上げることが連携活動における課題となっている。また、連携実績の有無にかかわらず、最適な相手を見つけることが課題となっている。マッチング、つなぎ役の強化が重要である。

事業連携活動に取り組む際の課題



◆ 大学による中小企業との連携（産学連携）の現状は、各種相談や共同研究・共同開発のほか、インターンの派遣など、人材交流も活発化してきている。

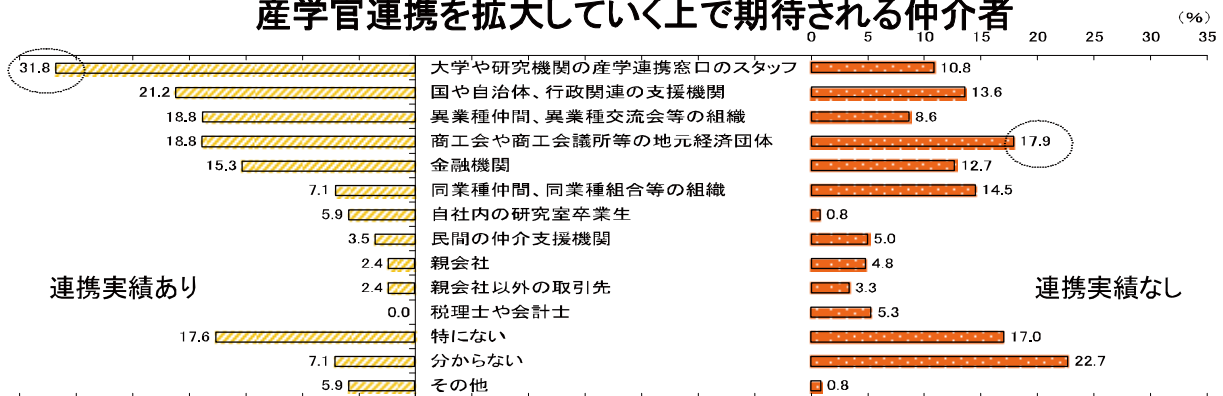
大学による中小企業との連携の現状



資料：(株)三菱総合研究所「大学と地域中小企業とのネットワーク形成に向けた取組に関するアンケート調査」(2007年12月)

◆ 産学官連携を拡大していく上での仲介者として、大学窓口スタッフや商工会・商工会議所に期待する中小企業は多い。

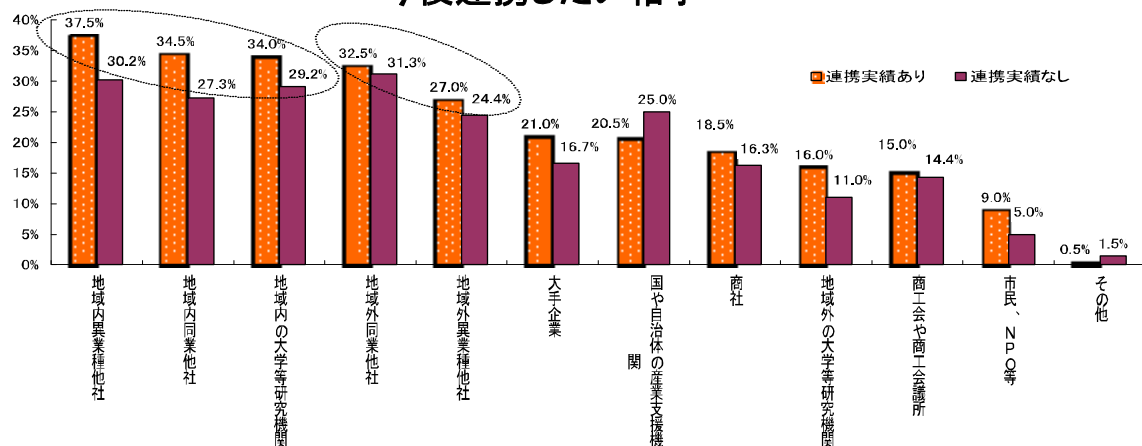
産学官連携を拡大していく上で期待される仲介者



資料：(株)三菱総合研究所「地域中小企業とネットワーク形成に向けた取組に関するアンケート調査」(2007年12月)

◆ ネットワークを広げ、今後連携したい相手としては、地域内の異業種企業・同業種企業・大学等の研究機関を挙げる中小企業が多く、地域内の連携への期待が強いが、その次に地域外の同業種・異業種との連携への期待が多くなっている。

今後連携したい相手

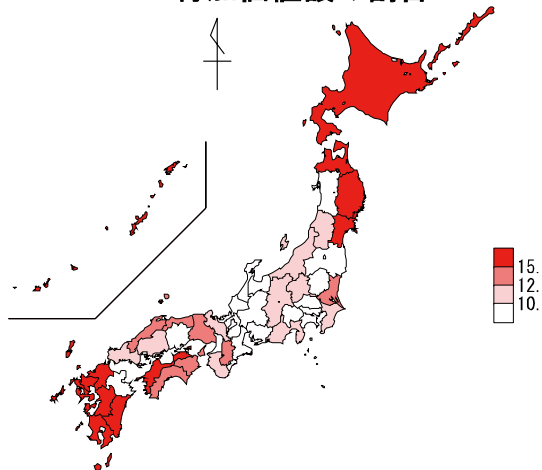


資料：(株)三菱総合研究所「地域中小企業とネットワーク形成に向けた取組に関するアンケート調査」(2007年12月)

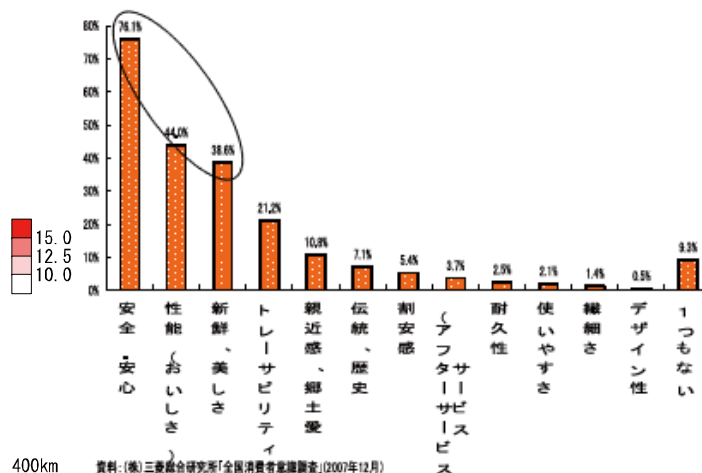
<農林水産資源活用に向けた地域中小企業のネットワーク>

- ◆ 地域経済における農林水産関連産業のウェイトは地方圏で大きく、地域の農林水産資源の活用による地域活性化が重要である。
- ◆ 消費者は、食品に地域名が明示されていることで安全・安心、性能（おいしさ）といった点が優れていると考える。

中小製造業に占める中小食料品製造業の付加価値額の割合

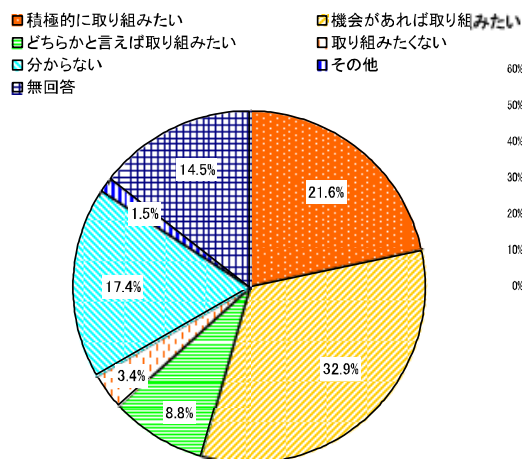


食品に地域名が明示されていることで優れていると意識する項目



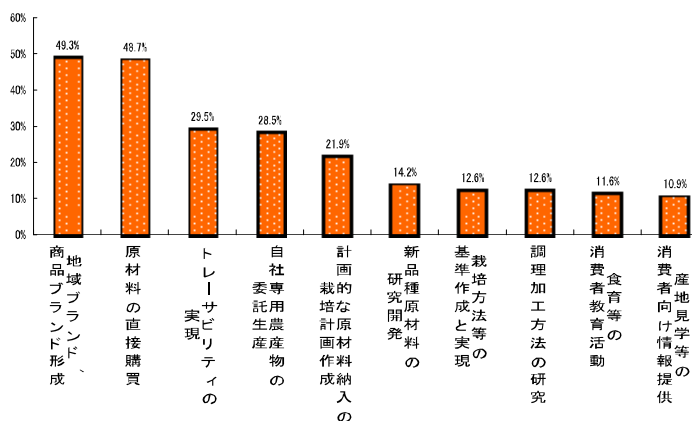
- ◆ 中小食料品製造業は商品開発に向けて農林水産業者との連携意向が強く、その内容は地域ブランドの形成や原材料の確保のほか、トレーサビリティの実現など食の安全や消費者の信頼の確保に向けた連携を考えている企業も見られる。

農林水産業者との連携の意向



資料：(株)三菱総合研究所「地域中小企業の地域資源活用に向けた取組に関するアンケート調査」(2007年12月)

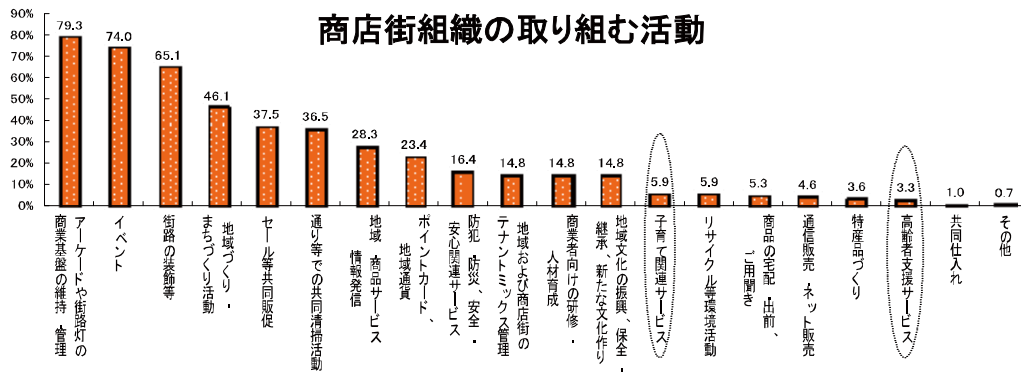
農林水産業者と連携する具体的な内容



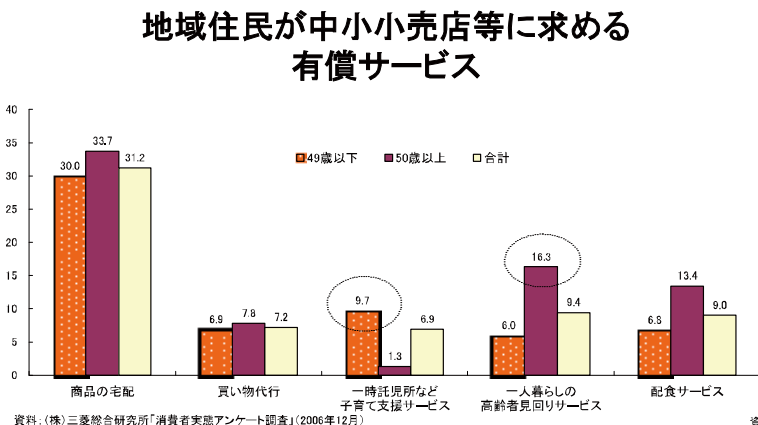
資料：(株)三菱総合研究所「地域中小企業の地域資源活用に向けた取組に関するアンケート調査」(2007年12月)

<商業・コミュニティビジネスにおけるネットワーク>

◆ 地域住民や行政は、地域の商業・サービス業者に「子育て支援」や「高齢者福祉」などの社会的サービスの提供を期待しているが、商店街の現状としてはそうした分野での取組が少ない。

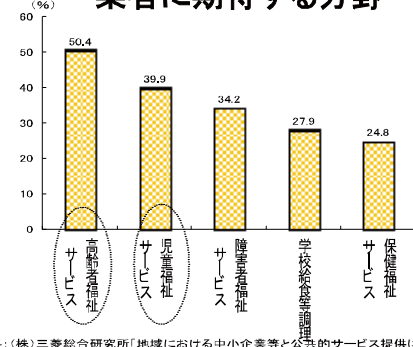


資料：(株)三菱総合研究所「中心市街地商店街事業者の連携に関するアンケート調査」(2007年12月)



資料：(株)三菱総合研究所「消費者実態アンケート調査」(2006年12月)

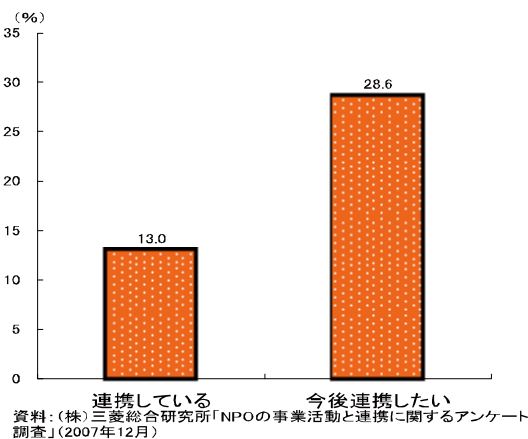
行政が地域の商業・サービス業者に期待する分野



資料：(株)三菱総合研究所「地域における中小企業等と公共的サービス提供に関するアンケート調査」(2006年12月)

◆ こうした社会的サービスを含め、コミュニティビジネスを行っているNPOの約3割が商店街との連携を期待している。商店街が地域住民のニーズや行政の期待に応え、賑わいを取り戻していく観点から、活動の「場」の提供や広告などでNPOと連携することは有意義である。

NPOの商店街との連携状況と今後の期待



資料：(株)三菱総合研究所「NPOの事業活動と連携に関するアンケート調査」(2007年12月)

事例 NPO法人「そよかぜ」



商店街を拠点に高齢者支援サービスを展開。また、地域住民交流の「場」を設置し、商店街の賑わいづくりに貢献。

特集2

平成20年度

九州経済産業局 支援施策概要のご紹介

平成20年度の九州経済産業局支援施策の概要のうち、中小企業での活用が想定されるものを支援分野毎にご紹介いたします。

支援分野	支援施策等	担当課	ページ
研究開発支援	地域イノベーション創出共同体形成事業	技術企画課 092-482-5461	33
	地域イノベーション創出研究開発事業	技術振興課	34
	地域資源活用型研究開発事業	092-482-5464	35
	知的財産支援等	九州知的財産戦略センター 092-481-2468	36
中小企業支援	「農商工連携」の促進を通じた地域活性化	中央会にお問い合わせください 099-222-9258	37～40
	中小企業地域資源活用プログラム		41～42
	新連携支援事業		43～44
	がんばる小規模企業応援プラン		45～56
	事業承継関連支援事業		57～59
	新現役チャレンジ支援事業		60
	下請け対策事業		61～62
若者・中小企業ネットワーク構築事業	63		
まちづくり支援	中心市街地に対する予算支援措置	流通・サービス産業課 092-482-5456	64～69
	中心市街地に対する税制支援措置		70
	中心市街地に対する低利融資制度		71
	中小商業に対する総合的な支援措置		72～75
	中小商業関連支援措置		76
	物流効率化に対する支援措置	流通・サービス産業課 092-482-5455	77～80
観光サービス支援	広域・総合観光集客サービス支援事業	流通・サービス産業課 092-482-5454	81
企業立地支援	企業立地促進法による支援	産業立地課 092-482-5435	82～83

支援分野	支援施策等	担当課	ページ
ベンチャー企業支援	エンジェル税制による優遇措置	新規事業課 092-482-5438	84～85
エネルギー関連支援	バイオマス等未活用エネルギー事業 調査事業	エネルギー対策課 092-482-5475	86
	新エネルギー事業者支援対策事業		87
	エネルギー需給構造改革投資促進税制	鹿児島税務署 099-255-8111	88
	資源エネルギー資金	中小企業金融公庫 鹿児島支店 099-223-2221	89
その他保証制度	信用保証協会の保証制度	中小企業課 092-482-5448	90～91

【その他参考資料】

- ・九州経済国際化戦略 (P92～P98)
- ・九州における産業クラスタープロジェクト(P99～P100)
- ・九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ (K-RIP) (P101)
- ・九州シリコンクラスター計画 (P102)
- ・九州地域バイオクラスター計画 (P103)
- ・ロボット政策の全体像 (P104)
- ・新しい J I S 制度の構築 (P105)
- ・消費生活用製品の安全対策 (P106～P109)

支援施策に対する中央会の取り組み (P110～P111)



地域イノベーション創出共同体形成事業

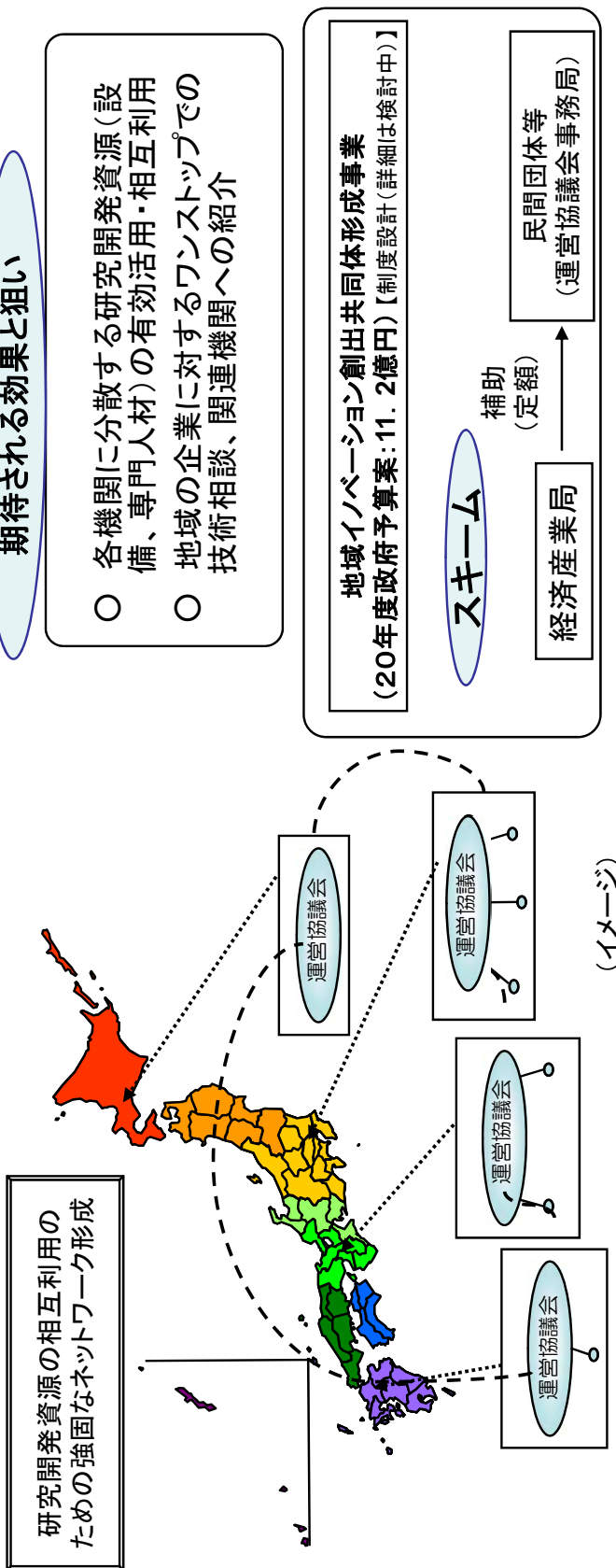
※事業の目的：大学や公設試験研究機関等が参加する広域的連携組織(共同体)の形成を通じ、各研究機関等が保有する研究開発資源の相互活用に取り組み事業を助成することにより、地域のイノベーション創出基盤の整備を図り、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

◆事業内容

- ・ 地域のイノベーションを担う関係機関(産総研、NEDO、大学、TLO、公設試等)が規約に基づき協働し、各機関の試験設備機器や専門人材等の情報の相互利用を促進し、研究開発資源の強固なネットワーク形成と共同利用化を図る。
- ・ 地域の研究機関が協力して協議会を運営するとともに、コーディネータ人材を配置し、企業等に対してワンストップでコンサルティングや技術指導、試験設備利用開放等を提供する。

期待される効果と狙い

- 各機関に分散する研究開発資源(設備、専門人材)の有効活用・相互利用
- 地域の企業に対するワンストップでの技術相談、関連機関への紹介



地域イノベーション創出研究開発事業の制度概要

地域で支援し、地域に成果を！

事業の目的： 地域において新産業の創出に貢献しうるような最先端の技術シーズをもとに、企業、公設試、大学等の研究開発資源を最適に組み合わせて形成された連携研究体が行う実用化研究開発を支援する。

連携共同体の要件と事業実施スキーム： 地域新生コンソーシアム研究開発事業で培った委託方式による産学官連携スキームを活用し、利便性が高くかつ効果的な研究開発支援事業を構築する。

◆ 連携研究体は**管理法人**、**総括事業代表者 (PM: Project Manager)** 及び**研究実施者**によって構成されるものとし、委託研究に必要な技術シーズ・知見を有する者を含み(アドバイザーの参画は任意)、以下(1)(2)の要件を共に満たす必要があります。

(1)【試験研究機関の参画】

大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人であって研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関のうちの**いずれか1つ以上の機関を含むこと**。

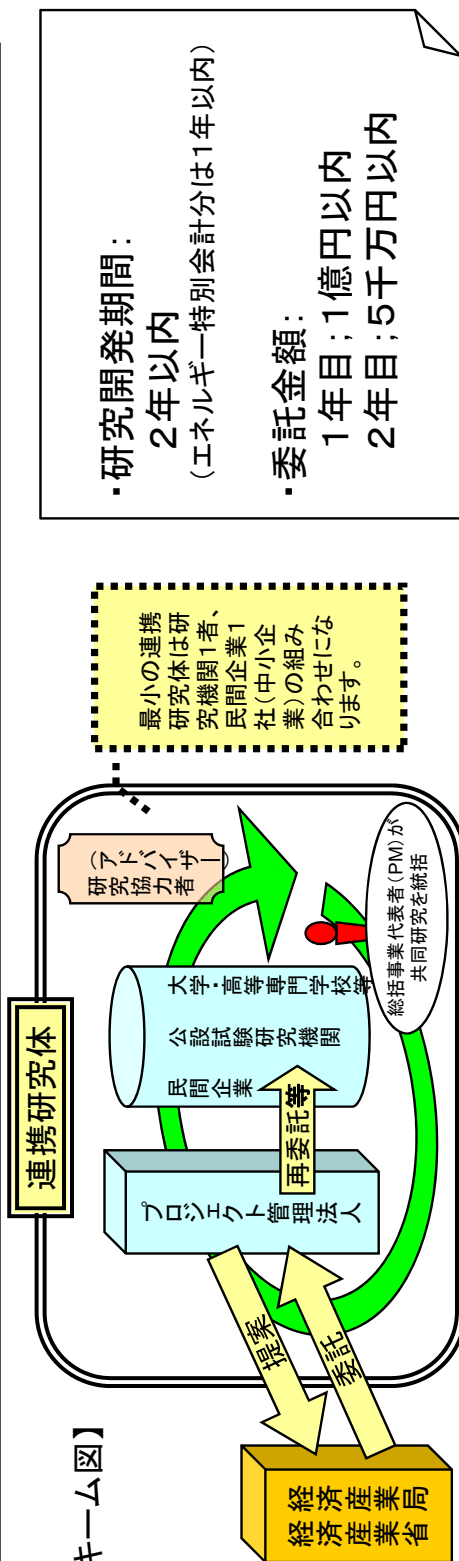
(2)【民間企業の参画】

研究実施者として、原則として**複数の民間企業を含むこと**。(ただし**中小企業が参画する場合は、民間企業は1社のみでも可**)

平成20年度政府予算(案)

【地域イノベーション創出研究開発事業(委託)】 一般会計 62.5億円(うち農商工連携枠予算 10.0億円)
特別会計 11.5億円

【基本スキーム図】



地域資源活用型研究開発事業の概要

地域資源を活用し実用化を目指した技術開発を支援

- 目的
 - 地域に存在する資源(地域資源)を活用した、新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発支援を通じて、新たな需要を開拓し、地域の新産業・新事業の創出に貢献しうる製品等の開発につなげる
- 対象者と対象事業
 - プロジェクト管理法人のもと、地域資源を活用した製品を目指す技術開発に取り組む大学や公的研究機関と民間企業からなる研究共同体
 - 地域の強みとなりうる地域資源を利用し、他地域の製品との差別化が図られ、地域産業の形成・強化の有効な手段として期待されるような製品の事業化に結びつく技術開発
- 支援内容
 - 初年度目3千万円以内、2年度目2千万円以内の委託で期間は2年度以内
- 公募期間(提案公募方式)
 - 19年度実績：第1回 H19. 4. 5(木)～4. 25(水) 第2回 H19. 9. 3(月)～9. 20(木)
 - 20年度予定：未定(現在検討中)
- 事業予算：19年度新規(予算：19. 6億円)
 ※20年度政府予算案：17. 1億円

19年度第1回/九州
 提案数 21件
 採択数 8件
 競争率 2.6倍

19年度第2回/九州
 提案数 18件
 採択数 3件
 競争率 6倍

地域資源とは、地域の農林水産業や鉱業等から産出される一次産品及びそれらの産物を生産・加工する過程で発生する副産物等のほか、その地域に根ざした伝統や文化等に依拠し、従来からその地域に賦存するものとして一定程度認知されている産業・産物等に關する技術又は技法等のことを指します。

知的財産支援等

九州経済産業局特許室では、九州地域における知的財産の創造・保護・活用を促進し、地域企業の経営力強化及び国際競争力強化を図るため、知的財産権に関する説明会、セミナー、パンフレットの配布等、普及啓発活動を行っている。また、中小・ベンチャー企業の皆様に、知的財産権を戦略的に活用していただくために、中小企業等支援策の実施及び周知等を行っている。

知的財産支援施策の体系図



特許行政サービスメニュー：http://www.jpo.go.jp/sesaku/pdf/menu/0_gyousei_service.pdf

以下の支援施策に関する問い合わせは、『九州知的財産戦略センター』にお問い合わせ下さい。
TEL：092-481-2468 FAX：092-481-2496

<p>料金を安くしたい (特許料等軽減制度)</p>	<p>対象(要件)</p>	<p>①職務発明要件、②予約承継要件、③研究開発要件の全てを満たしている④中小企業（個人事業主、協同組合等を含む）であること</p>
<p>料金を安くしたい (特許料等軽減制度)</p>	<p>措置内容</p>	<p>審査請求料：半額軽減 特許料（1～3年分）：半額軽減（中小ものづくり高度化法については第1～6年分）</p>
<p>審査請求するか迷っている (先行技術調査支援制度)</p>	<p>中小企業・個人の特許出願に対して、民間特許調査事業者が、特許の先行技術調査を無料で実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■平成16年4月以降の特許出願で審査請求していないものが対象 ■審査請求の見極めに活用 ■先行技術調査は民間の専門事業者20社が実施（調査事業者を選択できる） ■1社年間20件まで（予算が無くなり次第終了） 	
<p>審査を早くしてほしい (早期審査制度)</p>	<p>実施関連出願、外国関連出願、中小企業・個人の出願、大学・TLOの特許出願に対して、要請に応じて早期審査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■審査請求料以外は無料（書面提出でも電子化手数料不要） ■早期審査事情説明書（事情と先行技術調査の開示及び対比説明を記載）を提出 ■中小企業・大学等が申請の場合は、先行技術調査を軽減しました 	
	<p>通常の特許審査期間は、審査請求から平均26月</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">平均2.4月で審査（18年度実績）</p>	
	<p style="text-align: center;">（中小・大学等の場合） 申請時までに、出願人が知っている文献を記載すれば足りることに！</p>	

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案の概要

地域を支える中小企業者と農林漁業者との連携により、双方の活力を取り戻し、地域経済を活性化

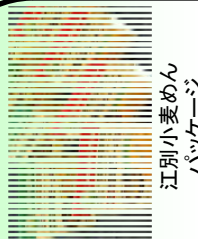
1. 新法の考え方

- **業種の壁を越えた**連携を促進するための、農水省・経産省による**行政の壁を越えた従来にない法律**
- 中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合、**農水省・経産省の両省が共同で支援**
- 農水省と経産省が、それぞれ100億円程度、合計で**200億円以上の予算措置により支援**

中小企業者と農林漁業者の連携事例

【商品の開発・生産】(北海道江別市)
 ・中小企業者である地元製粉業者と地元小麦生産農家等が連携し、栽培の難しい地場産小麦「ハルユタカ」を活用し、高品質な麺を開発。地域ブランド「江別小麦めん」として、年間約300万食を売り上げ、地域活性化に貢献。

【サービスの開発・提供】(福岡県岡垣町)
 ・中小企業者である旅館業者と地元農家が連携し、新サービスとして減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、自然食レストランでの新メニュー、ウエディング事業を開始。年間20万人の観光客が訪れる。



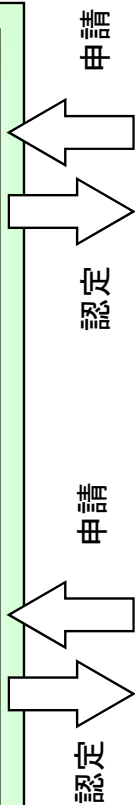
江別小麦めん
パッケージ

年間20万人が訪れる

2. スキーム・支援措置

基本方針

・主務大臣が農工商等連携事業の促進の意義や基本的な方向等について策定。



農工商等連携事業計画

・中小企業者及び農林漁業者が共同で計画を作成。

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- 設備投資減税制度の創設(7%の税額控除又は30%の特別償却)
- 中小企業者に対する低利融資制度の創設(中小公庫・国民公庫)

農工商等連携支援事業計画

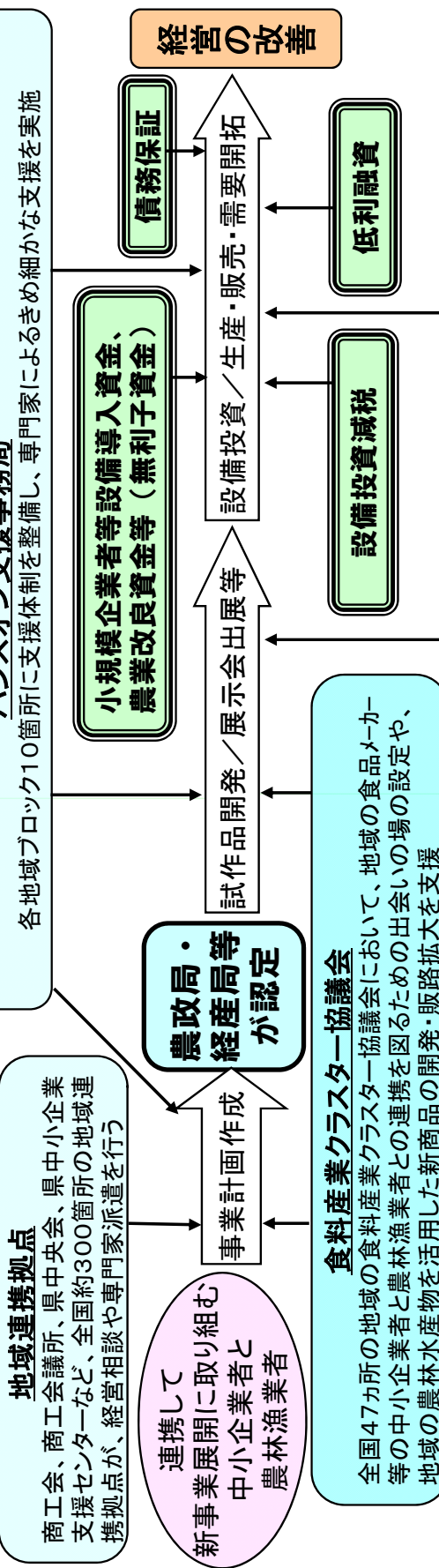
・農工商連携に対し、指導・助言等の支援を行う計画を作成。

支援措置

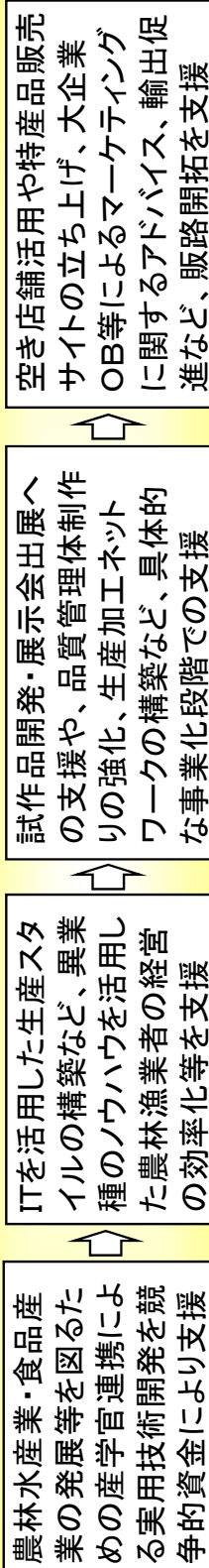
- 中小企業信用保険法の特例
 (事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。)

農工商等連携促進法案における支援の流れ

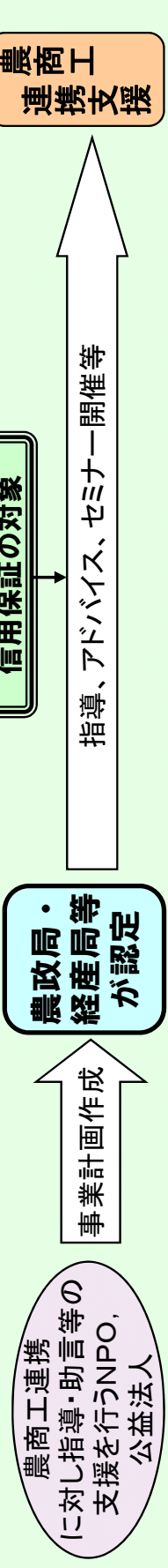
【①事業者への支援】



（※）事業化の段階に応じた多様な予算措置の例

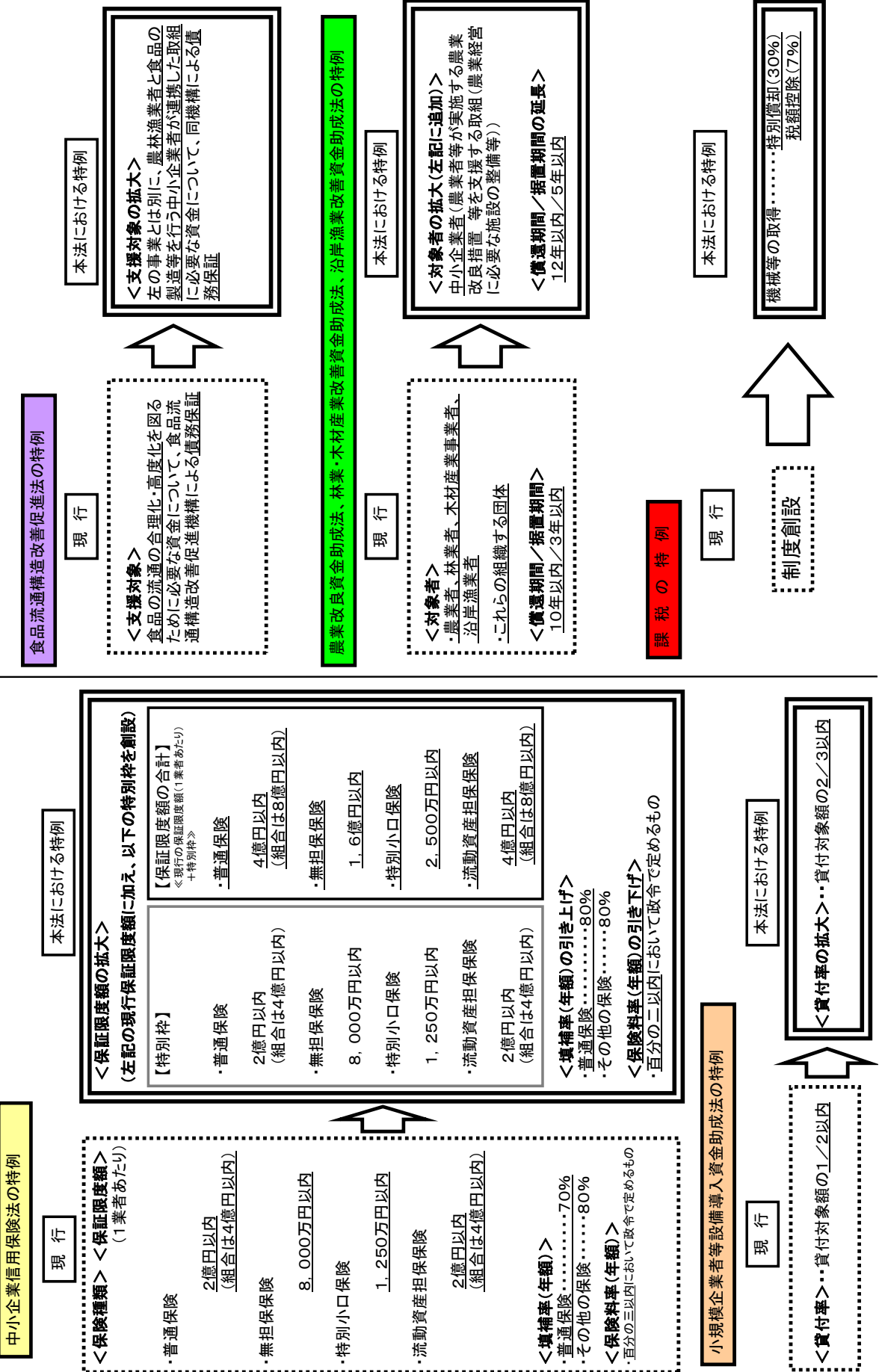


【②支援機関への支援】



（注） 部分は法律認定による支援

農工商等連携促進法案における主な支援措置の比較



「農工商連携」の促進を通じた地域活性化（102.6億円）

地域の基幹産業である農林水産業、商業、工業等の産業間の連携（「農工商連携」）を強化し、相乗効果を発揮すること、地域活性化につなげる観点から、農林水産業と一層密接かつ有機的に連携をとり、以下の取組を推進していく。

地域産品の販売促進・新商品開発の支援

- ・**中小企業地域資源活用プログラム＜28.0億円＞**
地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等）を活用して新事業に取り組み中小企業・事業者等の取組を支援。
- ・**新連携対策支援事業＜11.0億円＞**
中小企業者が異分野の事業者（他の中小企業、研究機関、NPO等）と連携して新事業活動を行う取組（「新連携」）に対して支援を行い、農工商連携による農林水産品の生産性を向上。
- ・**広域総合観光・集客サービス支援事業＜1.5億円＞**
農工商連携による体験交流プログラムほか、これらの連携による地産地消型の新サービスの提供を推進し、観光・集客サービスの競争力を強化。
- ・**地域イノベーション協創プログラム＜10.0億円＞**
地域の農業従事者等との有機的連携を通じつつ、農水産品を原材料として活用した新商品・新事業開発を目指した実用化研究開発を実施。
- ・**中小商業活力向上事業※＜10.0億円＞**
空き店舗を利用した農産物販売のアンテナショップやコミュニティ施設の設定・運営等、商店街・商工会議所や地域の民間事業者などによる農工商連携に向けた取組を支援し、商店街の活性化を促進。
（※少子高齢化等対応中小商業活性化事業より名称変更）

IT活用による生産性向上・販売促進

- ・**地域産品IT販路開拓支援事業＜3.0億円＞**
地域特産品を販売するサイト（ショッピングモール）の立ち上げを支援し、地域の生産者に対し、廉価に出店、直販できる、ITを活用した販路の開拓を促す。
- ・**IT経営応援隊＜3.0億円＞**
中小企業者・農業者がIT経営の実践を進めるためのITコーディネーターや地域ベンダ等による官民連携ネットワークを構築し、研修活動、ベストプラクティス等の収集・普及活動、地域連携支援事業を支援。
- ・**電子タグやITシステムの活用による販売促進及び生産・流通管理＜2.0億円＞**
電子タグなどITを活用して地域特産品の生産・流通の効率化を図る先進的な取組が、全国各地に幅広く展開されるようなシステム開発等を支援。

地域における知的財産の保護強化

- ・**農林水産関係者のための知的財産の基礎づくり＜0.3億円＞**
農林水産関係者に対し、特許、商標（地域ブランド）等に関連するセミナーを全国で開催するとともに、農工商連携分野における地方公共団体との連携モデル事業を実施する。
- ・**農林水産関係者のための知的財産の基礎づくり＜0.2億円＞**
農林水産関係者に対し、産業財産権に関する無料相談会を全国で開催するとともに、企業等訪問型の相談事業を数か所新たに実施する。

地域の人材の育成・交流

- ・**産学人材育成パートナーシップ事業＜2.5億円＞**
地域の産業界と大学等の高等教育機関が連携し、地域の特徴を踏まえた農業と商工業の連携等により地域課題の解決に貢献する中核的な役割を果たす人材を輩出する人材育成プログラムの開発とその実証等を行う。
- ・**中小企業ものづくり人材育成事業＜0.5億円＞**
工業高校等と地元企業・農業者等産業界が連携して行うものづくり分野や農工商連携分野の人材育成事業を支援。
- ・**新現役チャレンジ推進事業＜5.0億円＞**
製品開発やマーケティングなどのノウハウをもつ大企業退職者等を数年間に渡り集中派遣し、地域における販路開拓等の取組を支援。
- ・**村おこしに燃える若者等創出事業＜2.0億円＞**
農工商連携等に資するコミュニティビジネスの担い手となる人材（村おこしに燃える若者等）を発掘・育成する取組を支援。

地域産品の輸出促進

- ・**日本貿易振興機構事業（JETRO補助金等）＜5.5億円＞**
日本貿易振興機構において、地域産品の輸出促進のため、品目別輸出会議の開催、主要輸出市場における調査等を実施。

企業立地による地域振興

- ・**地域企業立地促進等補助事業＜11.0億円＞**
企業立地促進法に基づき、農工商連携に資する企業立地を促進するために、地域が取り組む基本計画の策定や人材育成事業を支援。
- ・**地域企業立地促進等共用施設整備事業＜7.0億円＞**
農工商連携に資する買工場、買事業場等の共用施設を整備する事業を支援。

中小企業地域資源活用プログラム

～地域の強みとなる地域資源を地域主導で掘り起こす取組を支援する施策パッケージ～

1. 「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援
(域外市場を狙った新商品開発等の開発・事業化に対する支援)

スキーム

国が基本方針を策定

都道府県が基本構想を策定し地域資源を指定(国が認定)

中小企業が地域資源活用事業計画を作成
(国の地方支分部局が認定)

地域資源を活用して新商品開発等を行う計画

支援措置

支援措置

- 試作品開発等に対する補助金
- 設備投資減税
- 政府系金融機関による低利融資
- 信用保証枠の拡大
- 投資育成株式会社法に係る特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証 等

- (● 専門家等によるアドバイス等(ハンズオン支援)
- (● 中小機構・JETRO・国際観光振興機構による販路拡大支援

2. その他の支援 (地域資源を活用した新たな取組を掘り起こすための支援等)

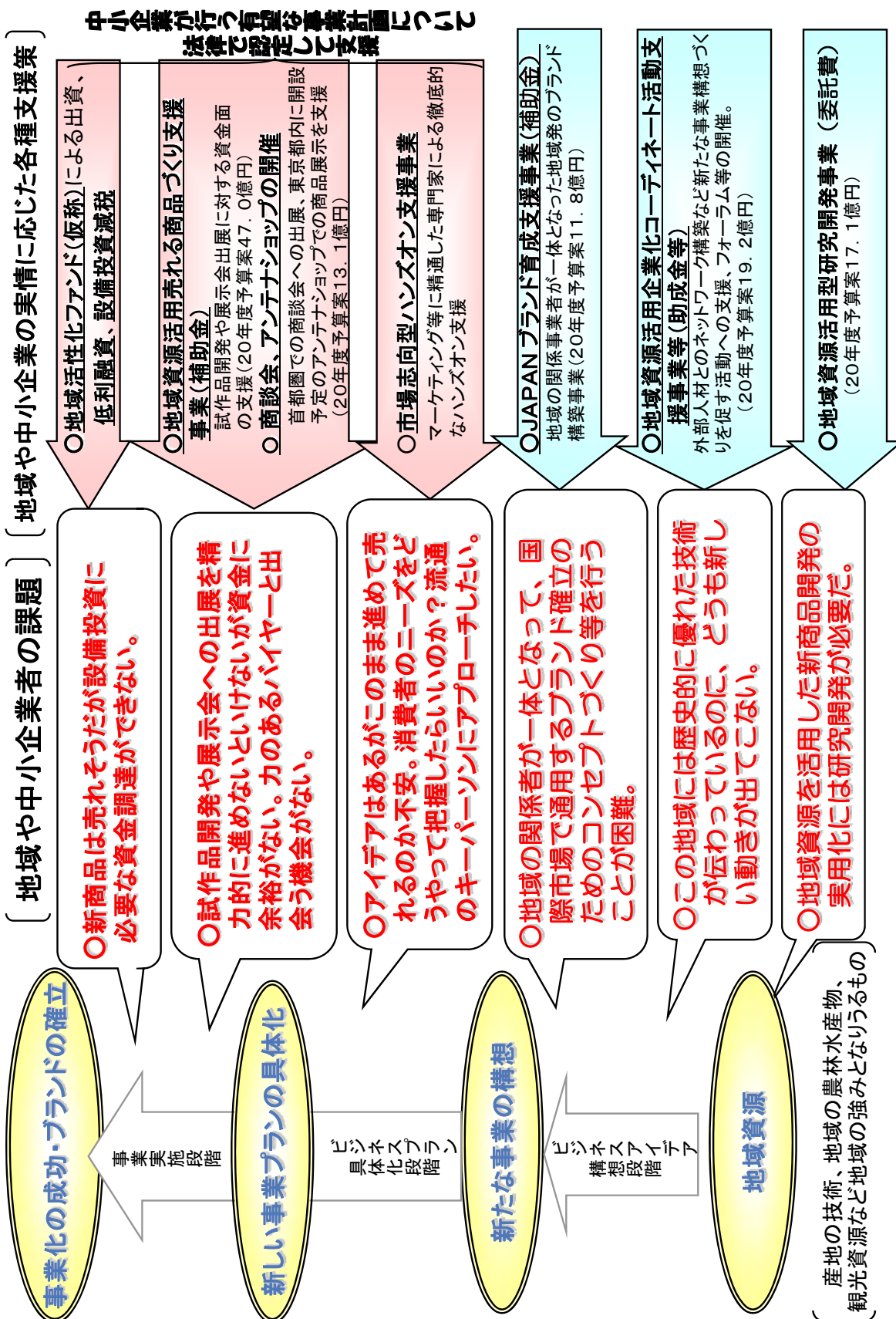
- (○ 「地域中小企業応援ファンド」(中小企業基盤整備機構に5年間で2000億円程度の資金枠を確保)
- (● 中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開設
- (● 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動に対する支援
- (● 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発に対する支援 等

★ポイント

- 地域の「強み」となる地域資源を、地域主導で掘り起こす取組を支援。
- マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人。
- 産学官連携、農工連携など、従来の垣根を超えて、地域の力を結集。
- 首都圏など大都市、更には海外市場を視野に。

(●は予算事項)

中小企業の課題に応じた支援策



新連携支援のご案内について



経済産業省九州経済産業局

独立行政法人中小企業基盤整備機構九州支部

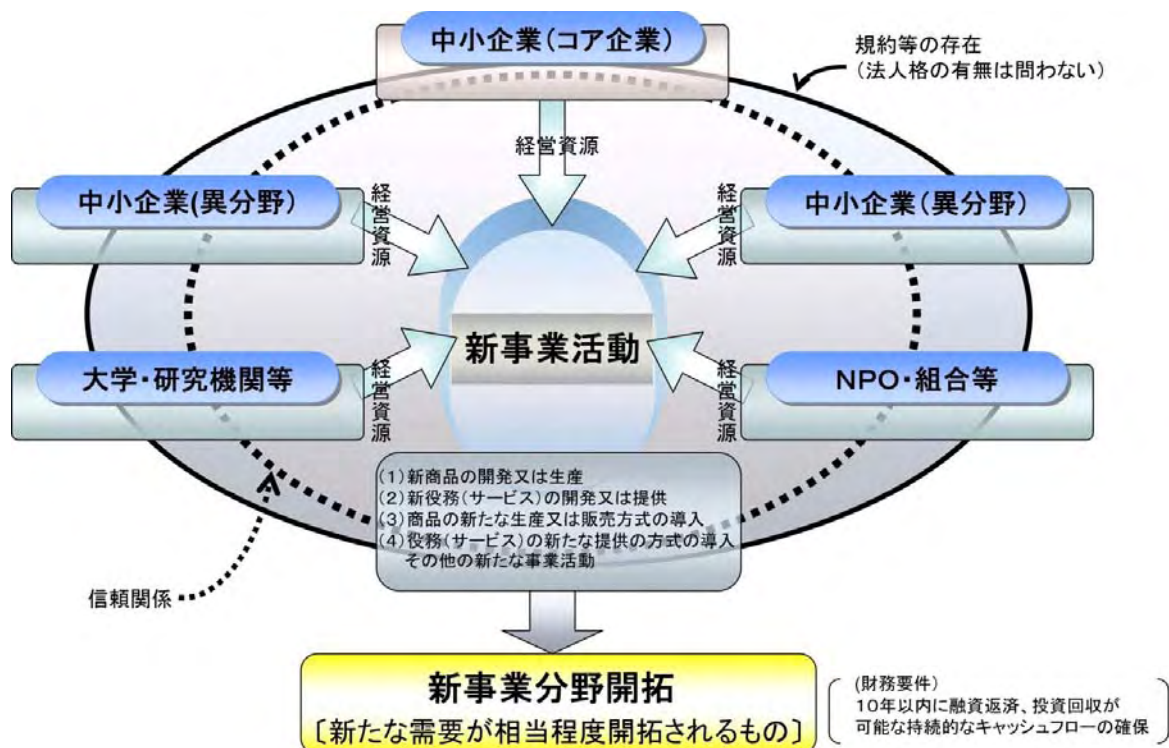
Positive Reception Open Policy Quick Reaction

～徹底した事業化ハンズオン支援から、きめ細かなフォローアップ～

「新連携事業」とは、複数の異分野の中小企業者が、それぞれの「強み」を持ち寄り、一つのグループとして、新しいビジネス(新商品、新サービス)で新市場を開拓していく事業です。

新連携事業を支援するため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成17年4月施行)」に基づく支援施策が準備されています。

窓口は、『九州地域新事業創出戦略会議』事務局を設置する(独)中小企業基盤整備機構九州支部に置き、①相談者の立場で前向きに考える。②率直な意見交換と情報の共有を行う。③素早く対応する、の3つの方針のもと、企業の連携による新事業展開を目指す意欲的な取り組みを強力に支援しています。



「新連携」事業の要件

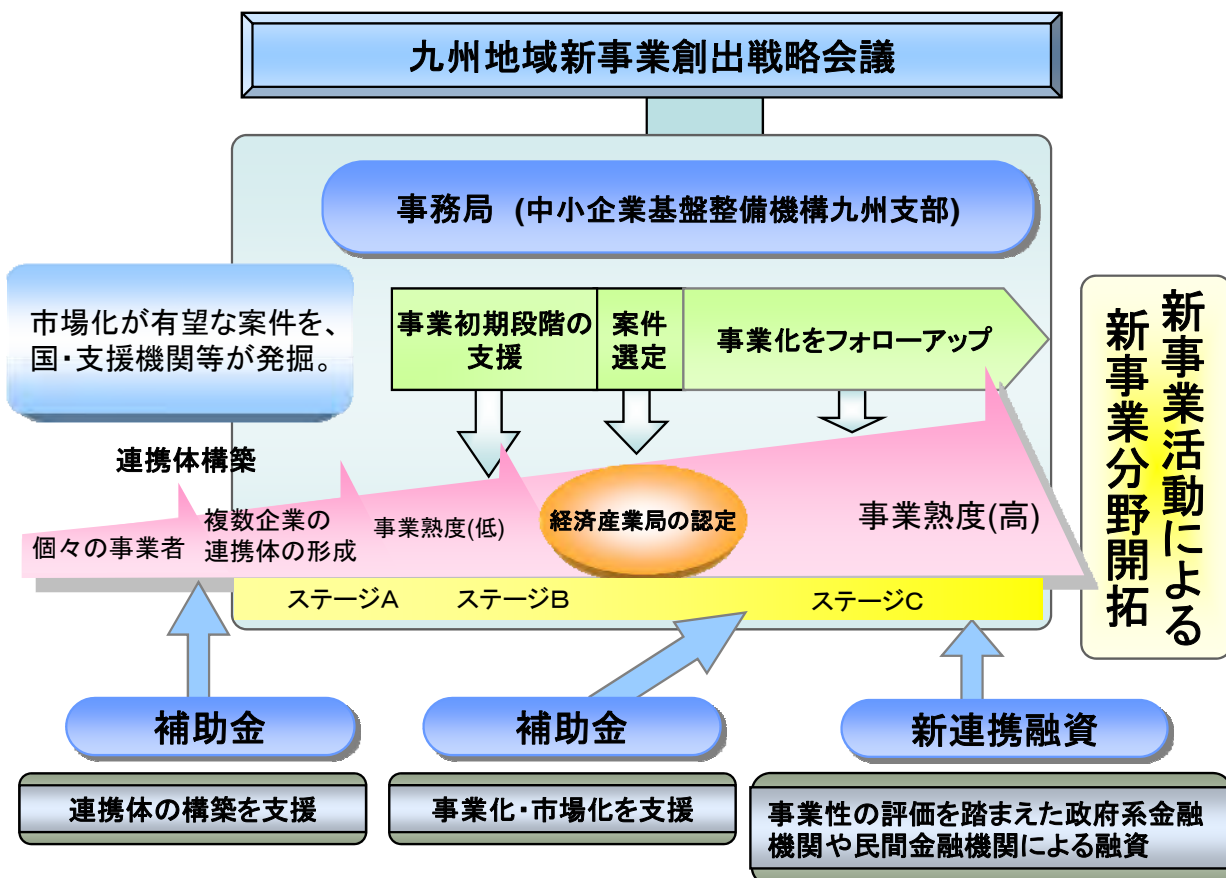
- ① 異分野の2社以上の中小企業者
- ② 有機的な連携
(コア企業、規約、工程管理等の存在)
- ③ 経営資源(企業の「強み」)の有効な組合せ
- ④ 単独では出来ない新事業活動
- ⑤ それによる新事業分野開拓

「新連携」事業が成功するための4つのポイント

- ① 市場ニーズの確実な捕捉
- ② 相互補完的な関係と連携による実現可能性
- ③ 対外的な責任主体となりうる中心企業(コア企業)の存在
- ④ 工程管理・品質保持等の取り決めの存在

新連携支援スキーム

- ◆ご相談を受けた新連携の事業計画について、「九州地域新事業創出戦略会議事務局」が事業性の評価を行い、その評価に基づき九州経済産業局長の認定を受けることができます。
- ◆認定を受けた事業計画は、補助金等の各種支援措置を受けることができます。



※連携体の構築の有無や、連携事業の熟度に応じて支援を行います。

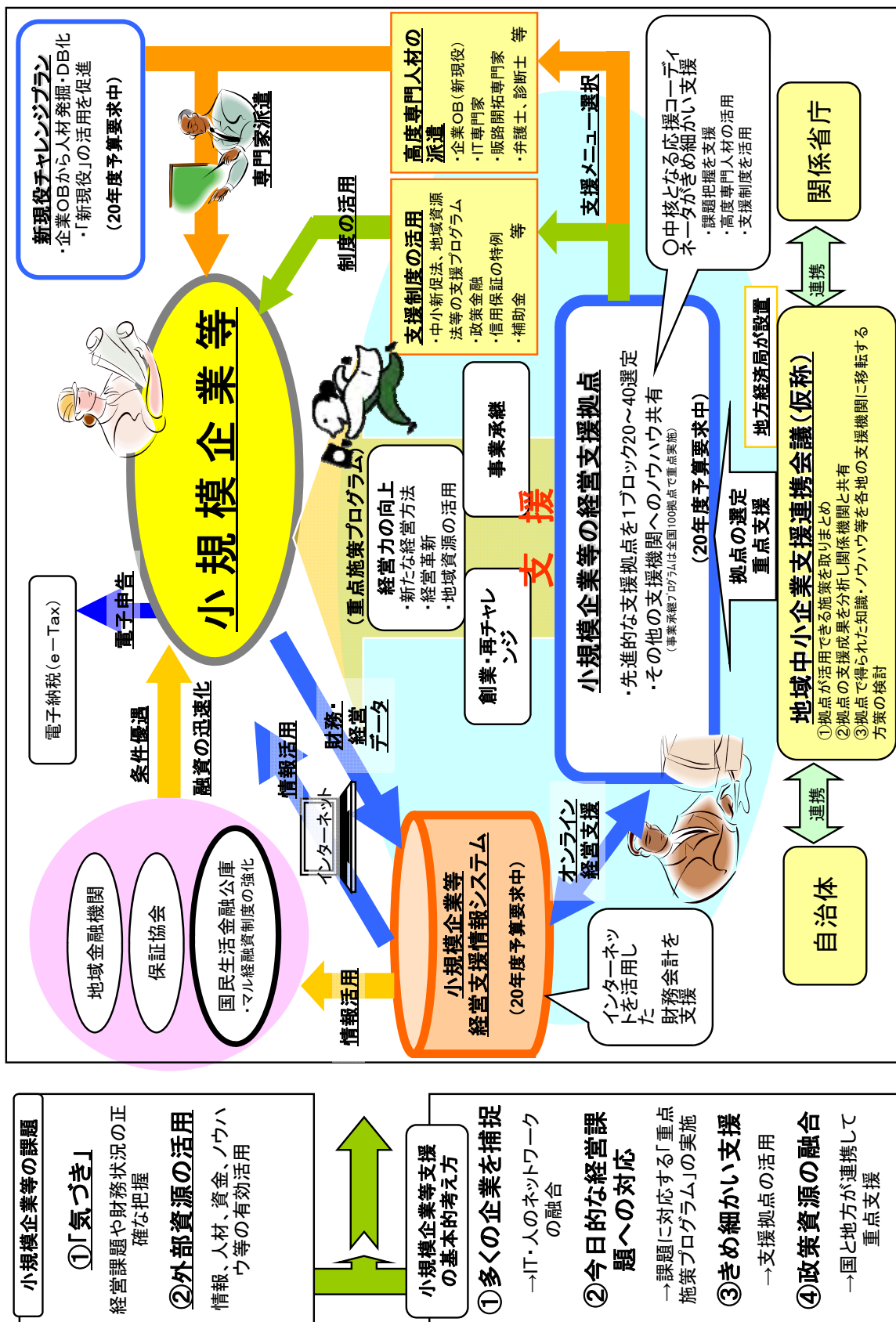
〔認定事業に対する支援措置〕

- 政府系金融機関による低利融資制度：新連携計画について、計画の評価を加味した個別企業向け優遇金利融資
- 事業化・市場化支援補助金：認定された新連携計画の事業化のために行う、試作・実験等に必要経費を補助
(補助対象経費の2/3以内で認定計画に従い複数年度に亘り補助金申請ができます)
- 設備投資減税：取得した機械装置等について取得価格の7%の税額控除又は初年度30%の特別償却が可能
- 信用保証の特例：信用保証協会が行う債務保証の限度額を拡大、別枠化
- 高度化融資：新商品の生産、研究開発等に必要施設の整備に要する資金を融資(無利子)
- 特許料減免措置：研究開発事業に係る特許申請を行う際の審査請求料・特許料を半減、等

〔他の支援措置(認定不要)〕

- 連携体構築支援補助金：異分野の中小企業等が事業計画の具体化を図るために、一定のルールを持つ連携体を構築する場合に必要な経費を補助(補助対象経費の2/3以内)

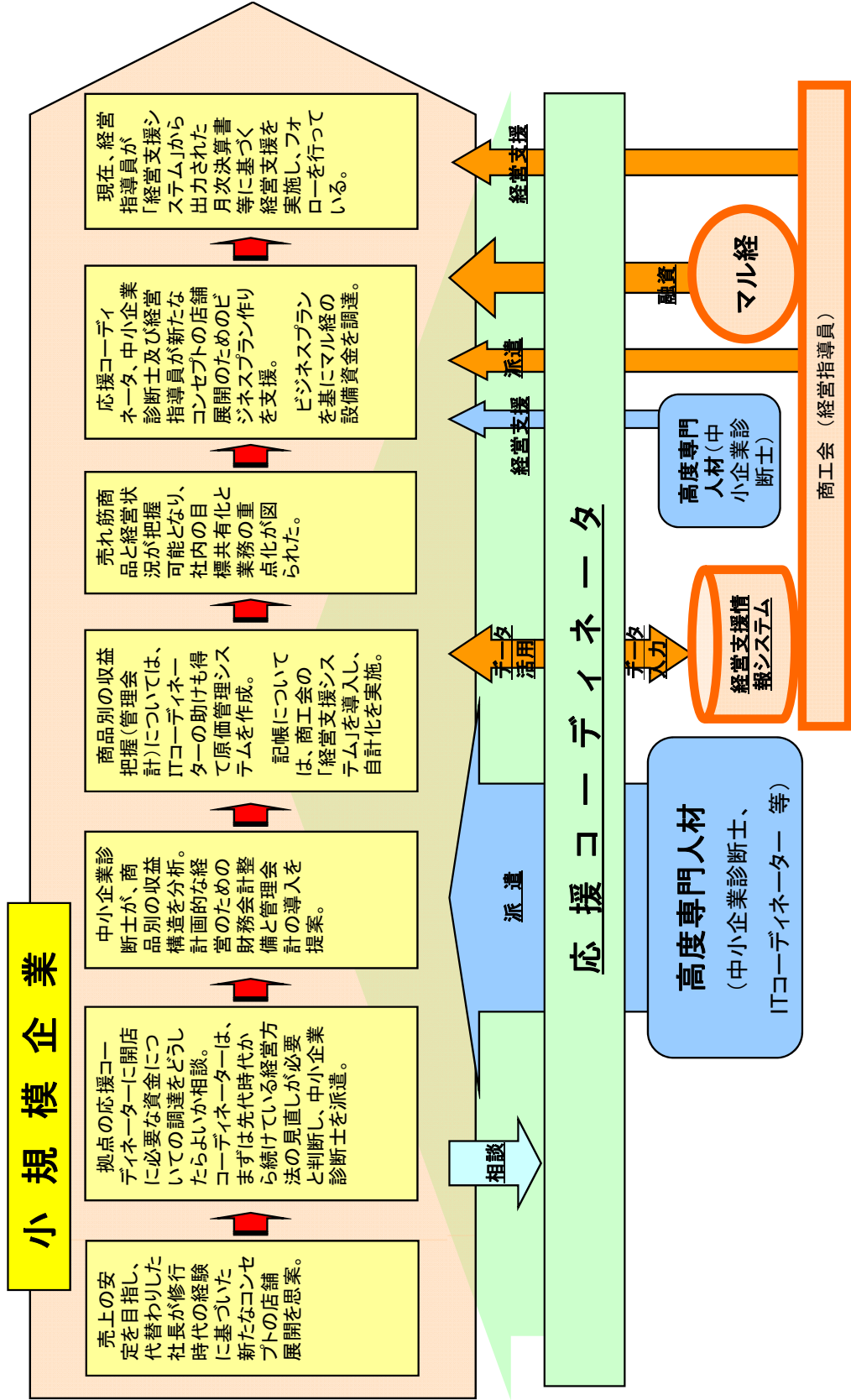
がんばる小規模企業応援プラン



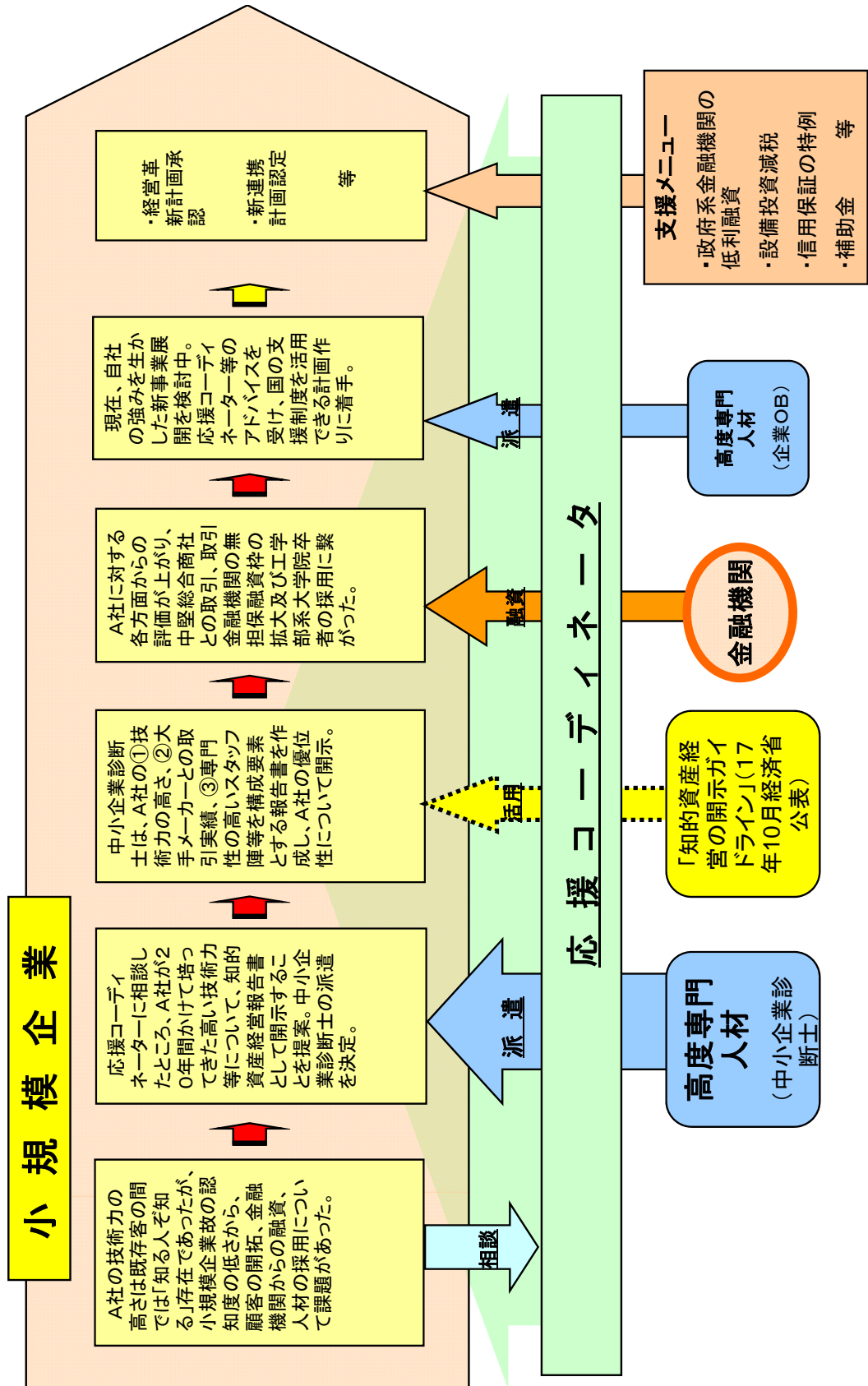
小規模企業先進的経営支援体制構築事業イメージ

<p>事業内容</p>	<p>①経営力の向上支援 ・新たな経営方法の導入(IT活用、知的資産経営) ・新事業展開(経営革新、地域資源活用) ・その他公募先からの提案 ②創業・再チャレンジ支援 ③事業承継支援</p>
<p>実施主体</p>	<p>○地域の小規模企業等の活性化支援に見見を有する商工会・商工会議所・中央会・商店街振興組合連合会・中小企業を支援する公益法人等・地域金融機関・大学等・自治体等と協力して事業を実施するNPOや民間団体</p>
<p>コーディネーター</p>	<p>小規模企業等の経営支援に関する知識を有し、次のような能力・経験等を有する人材 ○小規模企業等の経営課題の抽出、事業計画策定・実施を支援 ○関係機関等との連携等を支援 ○小規模企業等の経営課題に対応するための専門人材や関係機関、関連施策を活用するための知識とノウハウ (例)経営革新支援アドバイザー事業において実績を上げている経営指導員、支援機関内外部の専門家、独立系コンサルタント、中小企業診断士、金融機関や民間企業OB 等</p>
<p>拠点の選定基準</p>	<p>○事業の実施方法及び内容 ○相当程度の小規模企業等を対象 ○対象とする支援地域において他の支援機関の状況等に鑑みて重要かつ特徴的な支援 ○当該支援機関及び他の支援機関の人材に対する支援ノウハウの移転につながる事業の実施 ○中小企業等の支援に関するノウハウ・実績 ○地方自治体や地域の中小企業の支援機関等との有効なネットワーク 等</p>
<p>設置箇所数</p>	<p>○都道府県ごとに6カ所程度</p>

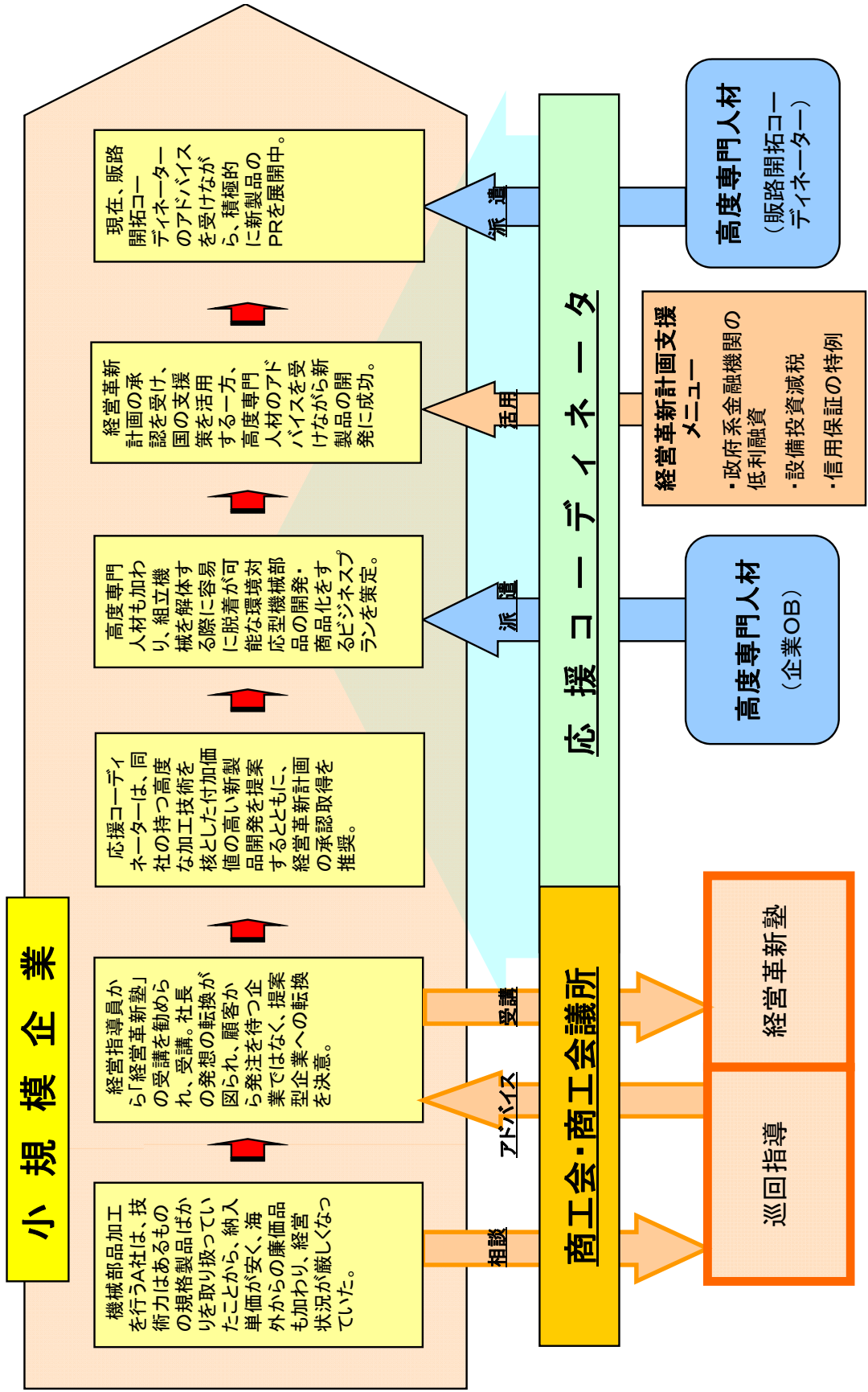
拠点支援イメージ①（ITを活用した経営管理）



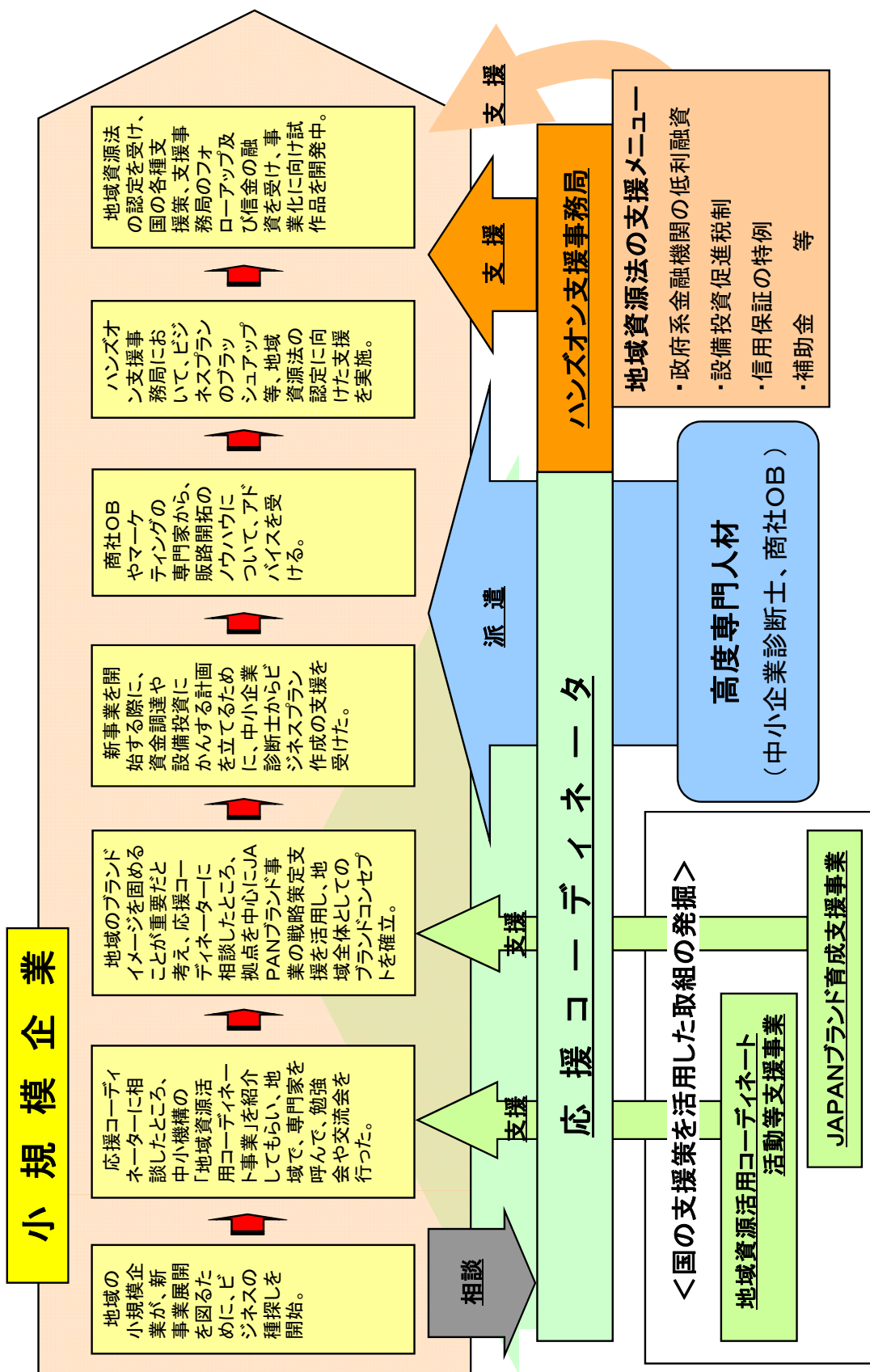
拠点支援イメージ② (知的資産経営)



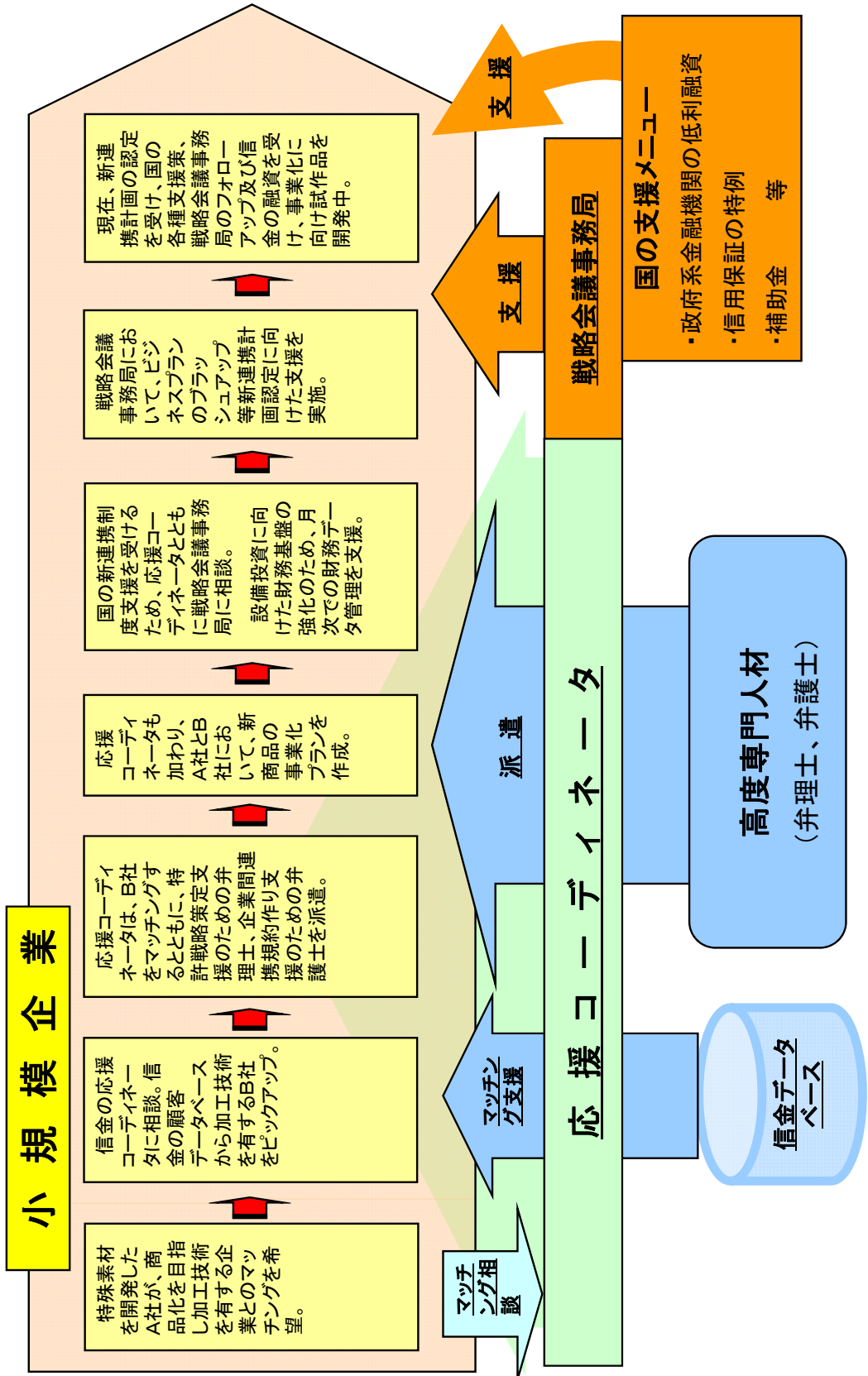
拠点支援イメージ③ (経営革新)



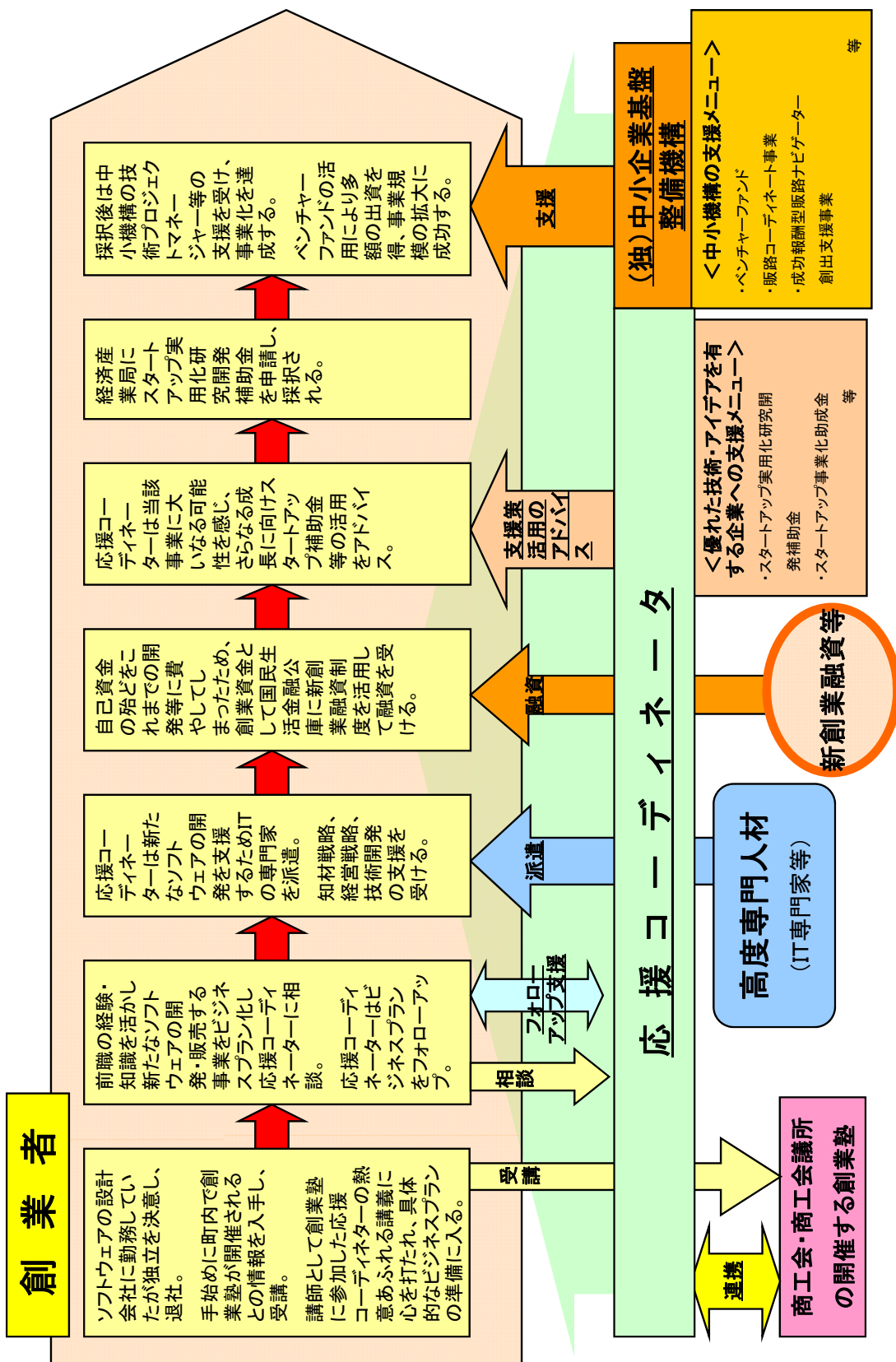
拠点支援イメージ④（地域資源活用）



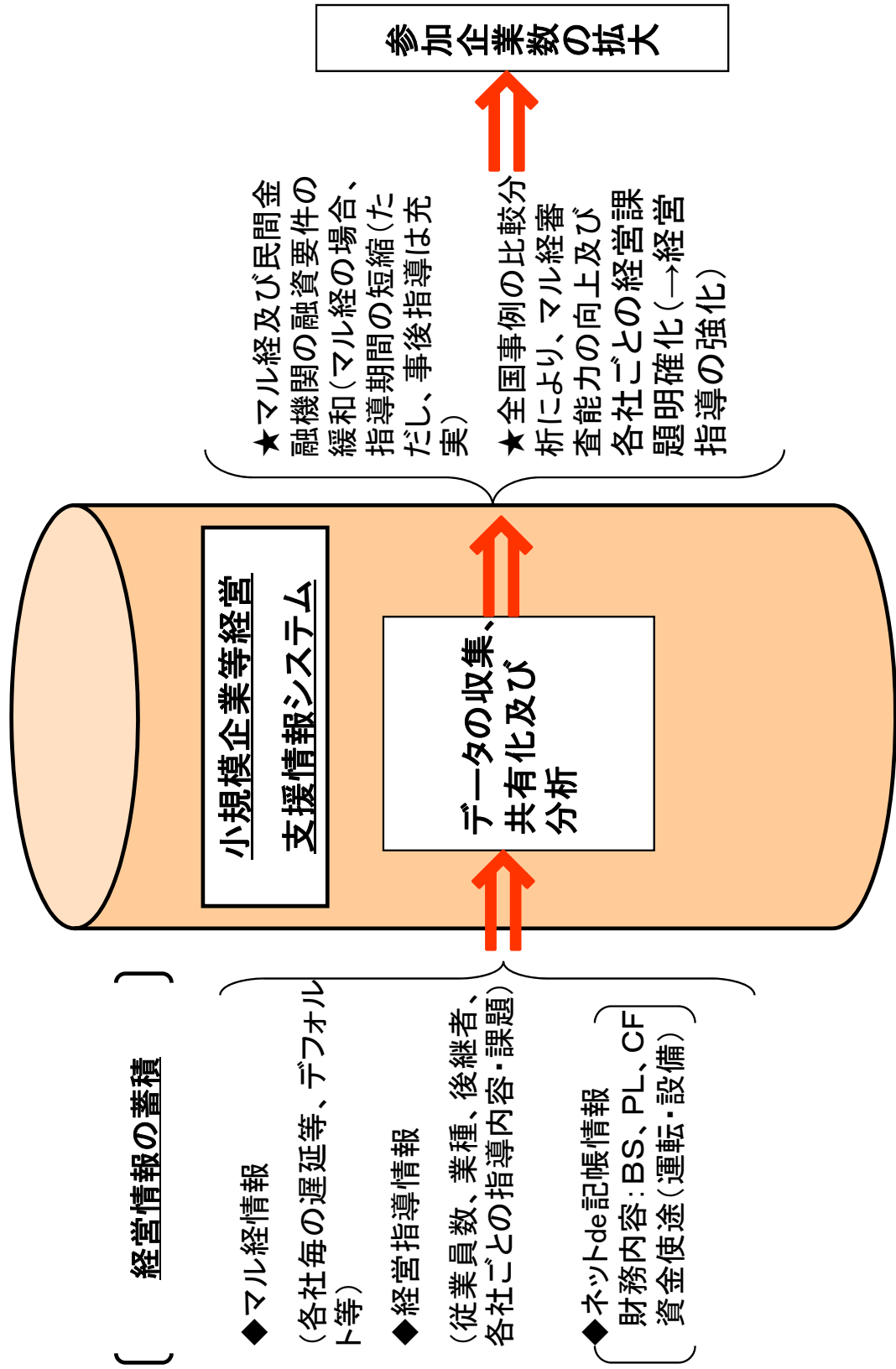
拠点支援イメージ⑤（その他(信金モデル)）



拠点支援イメージ⑥（創業）

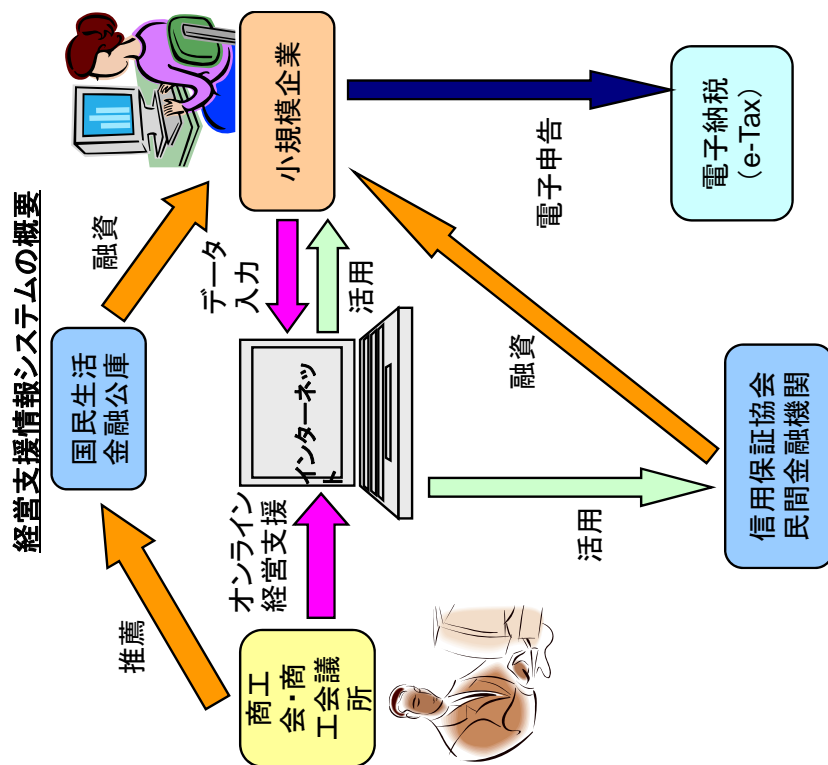


小規模企業等経営支援情報システム



小規模企業等経営支援情報システム

- ◆ インターネット上で、小規模企業が自ら記帳等ができ、オンラインで商工会・商工会議所等の経営支援を受けられるSaaS/ASPタイプのシステム。「ネットde記帳」を強化。
- ◆ 金融支援や電子申請と結びつけることで、総合的な経営支援を実施。



主なメリット

- 利用者の立場に立ったインターフェイス
小規模企業がとくに使いやすい優しいインターフェイス(開発中)
- 料金の安さ、メンテナンス不要
年間31,500円と使いやすく、ソフトのバージョンアップ等が不要
- オンラインでの経営支援
商工会・商工会議所に来ることなく、インターネットでデータを共有し、電話等でもすぐにアドバイスを受けられる。また、決算期でも商工会・商工会議所にデータを取りにくる、送る、という手間なし。
- 経営診断
自社の経営状況、全国同業種での位置、簡易シミュレーションが可能。
- 資金調達に有利
・マル経を通常より迅速に利用可(経営指導期間6ヶ月の短縮等)
・信用保証料率を低くし、民間金融機関からの借入を有利にできる。
- 税申告対応
所得税申告・消費税申告の書類作成が可能。

平成20年度 事業承継関連予算案

事業承継円滑化支援事業(平成19年度 2億円・機構交付金)に加えて、以下の様々な課題に対応するため、事業承継に関するワンストップサービスを行う事業承継支援センターの設置を中心として、以下のような予算措置の創設・拡充を講じる。

「事業承継支援センター設立支援費」(新規)

【新規】
20.0億円

あらゆる事業承継のニーズに対応したワンストップサービスを行う「事業承継支援センター」を設置する。具体的には、長野事業承継支援センターをモデルケースとした開廃業マッチング支援を始め、常設のセンターにおける相談窓口の設置、専門家の派遣、企業と後継者の交流会、後継者育成セミナー等を実施する。

「事業承継円滑化支援事業(機構交付金)の拡充」

【拡充】
2億円→5.1億円

- ・事業承継シンポジウム開催(継続)
- ・事業承継経営者向けセミナー(全国約400回)(新規)
- ・普及啓発リーフレット作成費(継続)
- ・事業承継実務家向けセミナーの開催(拡充)
- ・事業承継コーデイネーターを設置(9支部)(拡充)
- ・事業承継支援対応マニュアル(新規)
- ・事業承継実務家向けセミナーのコンテンツ化(新規)
- ・事業承継協議会運営費(継続)

平成20年度 事業承継関連予算案 約 25.1億円

事業承継支援センター設立支援

◇あらゆる事業承継のニーズに対応したワンストップサービスを行う「事業承継支援センター」を設置する。

具体的には、長野事業承継支援センターをモデルケースとした開廃業マッチング支援を始め、常設のセンターにおける相談窓口の設置、専門家への派遣、企業と後継者の交流会、後継者育成セミナー等を実施する。

事業承継支援センター設立支援費（新規）
実施予定主体：民間団体（委託費） 100箇所

平成20年度
20.0億円

平成19年度
（新規）

（1）事務局費

事務局の役割を担う者への謝金、旅費、雑役費（アルバイト）。

（2）ニーズ調査

地域単位で、地域企業への巡回相談やアンケート調査等により、今後どれくらいの割合の企業が後継者不在等により廃業に追い込まれる危険性があるのかといった情報を把握し、ニーズを掘り起こすための調査。

（3）広報

新聞広告、ポスター、ちらし、フリーペーパー等を通じた徹底的な広報。

（4）マッチング交流会開催

後継者不在等により廃業の危険性がある企業と開業希望者の交流会を行い、マッチングに向けた環境整備を行う。

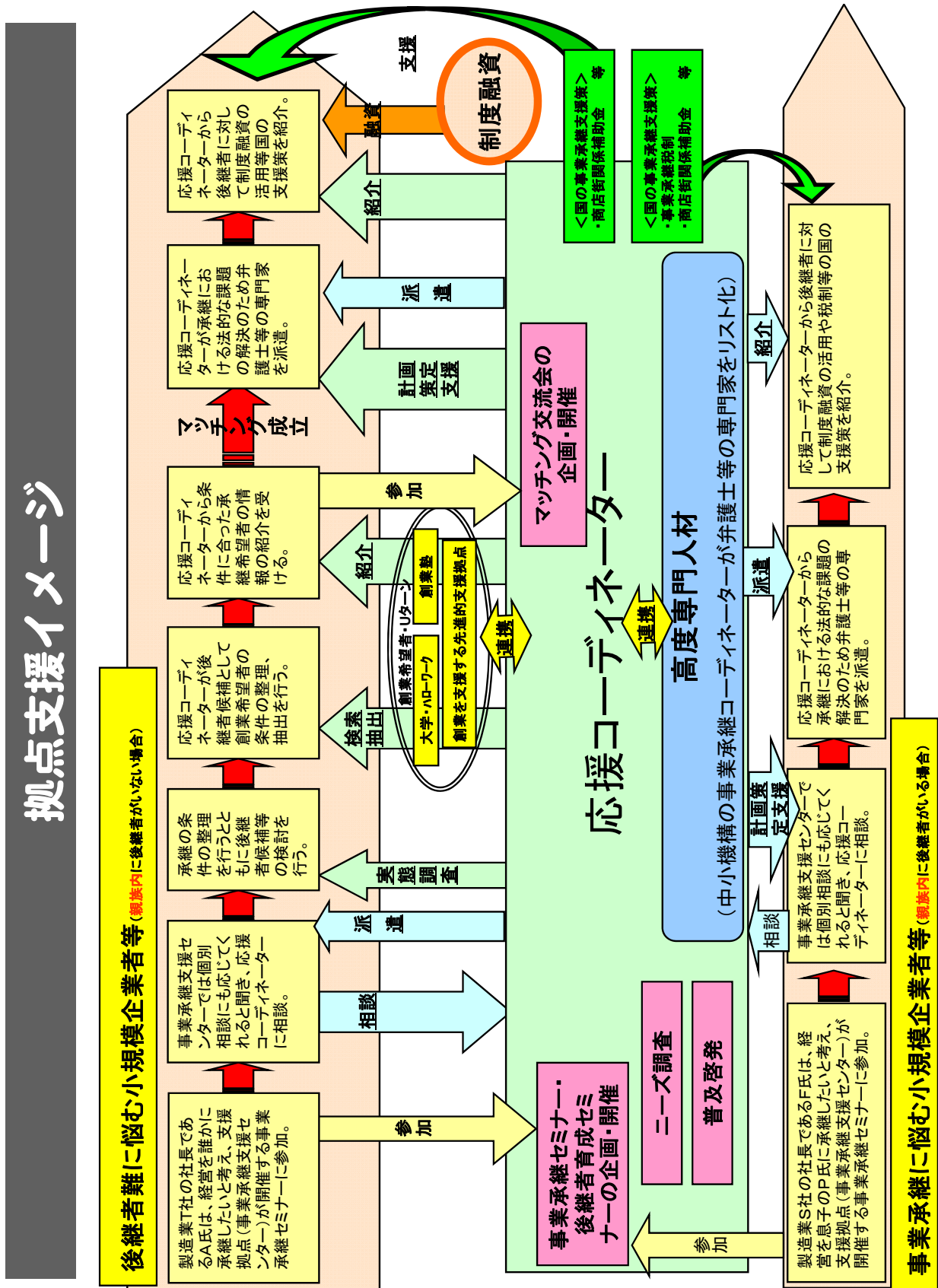
（5）後継者育成セミナー

若手後継者（希望者を含む）等を対象に、事業承継に必要な知識・ノウハウの習得のための短期的なセミナー（2、3日間）と長期間の本格的なセミナーを行う。

（6）専門家派遣

様々な事業承継に係る相談に対応するため、弁護士や公認会計士、税理士を始めとする専門家派遣を行う。

◆拠点 100箇所（47都道府県×2箇所+α）



新現役チャレンジ支援事業の概要

【20年度予算案 21.2億円(新規)】

<現状>

団塊世代は就労意欲が強く多様な働き方を求めている

- 団塊の世代(680万人)のうち中堅企業以上に勤務し、社会貢献活動として **中小企業支援をしたいとする人材は、約116万人(新現役)**。(今後5年間に次々に退職)
- 就労を希望する理由は、社会とのつながり(30%)、自分の技術・経験を伝える(25%)、社会貢献(20%)、生きがい(20%)など。
- 人材サービス会社が対象にできるのは採算ベースに乗る一部の人材のみで、そのような人材への報酬は中小企業には支払えない。

ニーズはあるが、つながる仕組みがない

中小企業が求める人材を巡る状況

- 課題1～大企業に集中する人材～**
○ 中小企業は、優秀な人材の確保や育成が困難。
- 課題2～地域の中小企業の低迷は深刻～**
○ 地方にはそもそも人材が不足しているが、域外に偏在している人材を地域中小企業が確保することは非常に困難。
- 課題3～我が国競争力を支える製造業において技術流出が深刻～**
○ 製造業の1/3以上が技術流出の実態あり。
○ ヒトを通じた技術流出は6割を占め、その6割が退職者によるもの。

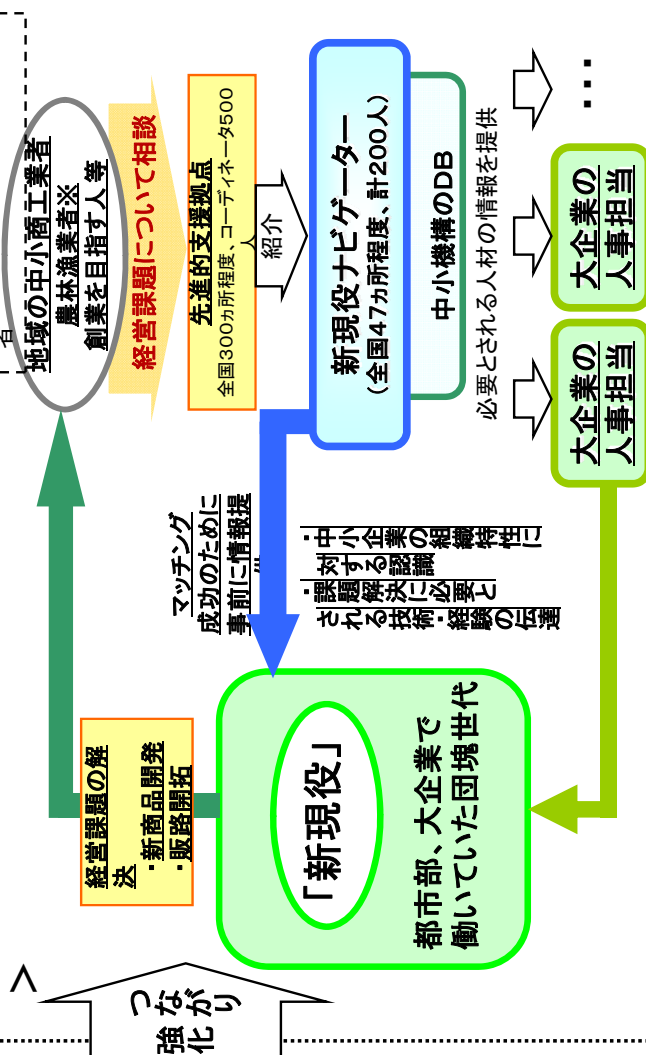
<今後の対応>

- ・ 全国47カ所(各県1カ所)に、新現役ナビゲーター200人を配置。
- ・ 我が国で培われた技術・ノウハウ等を、中小企業や地域に活かすとともに、我が国として守るべき技術の海外流出を防ぐ。

〔ナビゲーターの業務〕

- ・ 人材が輩出される大手・中小企業や大学OB組織、NPOなどから新たな新現役人材を発掘。
- ・ 新現役人材の研修などをアレンジし、それぞれの持つスキルやノウハウを正確に把握。

<具体的な実施体制>



<支援件数等のイメージ>

- > 年間1万件のマッチング
- ・ 2009年度末までに3万人の新現役を確保

原油価格高騰に係る下請対策

1. これまでの対策

- (1) 下請適正取引ガイドライン(平成19年6月)、買いたたき防止のためのガイドブック(平成19年7月)を策定・周知等。
- (2) 8月24日に、関係事業者団体に対し原油・原材料の価格上昇に伴う下請事業者への配慮を要請する通達を发出。

2. 原油価格高騰に伴う新たな中小企業対策

1. 年末対策

- (1) 11月27日に、関係事業者団体に対し下請事業者への配慮等に係る通達を发出。
- (2) 11月27日に、公正取引委員会委員長・経済産業大臣連名による親事業者及び関係事業者団体に対する下請代金法遵守要請の通達を发出。

2. 窓口・相談体制の整備

- (1) 下請取引に関する「駆け込み寺」機能を持つ「下請適正取引推進センター(仮称)」を全国規模で整備。
- (2) 下請代金法違反の疑いのある行為に関する下請事業者からの積極的な情報提供を促すべく、日本商工会議所等に対し要請等。(12月11日)
- (3) 下請取引の適正化に関係する各省庁所管の相談窓口間の連携を図り、中小企業にとって分かりやすい体制とするため、地方支分部局間の連携体制の整備等について検討。

3. 原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知徹底

- (1) 関係事業者団体等に対し、原油等の価格上昇に伴う下請事業者への配慮等を行うよう要請。(11月27日)(再掲)
- (2) 現下の軽油価格高騰に対処するため、十分な協議による運賃改定による必要性等、全国の経済団体等に対し、下請・荷主適正取引推進のための緊急協力を要請。(12月12日)

4. 下請代金法・独占禁止法の厳格な運用等

- (1) トラック運送業において、下請・荷主適正取引推進ガイドラインを年度内に策定予定であるほか、建材・住宅設備産業についても下請適正取引等の推進のためのガイドラインを策定予定(素形材産業、自動車産業、建設業等の8業種では策定済)。
- (2) 原油高によるコスト増の転嫁を不当に妨げる買いたたき等の下請代金法違反行為に対して、下請代金法に基づく検査を積極的に実施。
- (3) マンパワー等の検査体制を強化し、事業者に対する書面調査の増大を図る。

下請適正取引等の推進

生産性向上の成果を下請事業者にも波及させ、中小企業全体の底上げを図るため、下請適正取引等を一層推進

＜これまでの取組＞

- 法令遵守意識の向上
 - ・下請代金法の「運用基準」につき、「買いたたき」に関する内容をより具体化・拡充。
 - ・取引価格の決定における、**下請事業者に対する十分な配慮**（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守）を親事業者に要請。

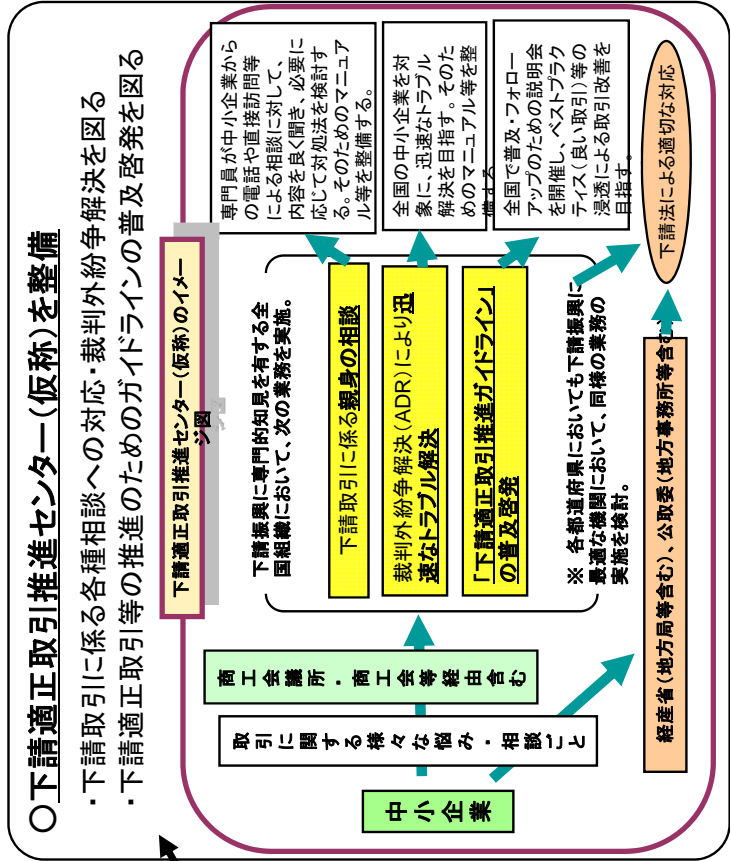
＜今後の取組＞

- 独禁法・下請代金法による取締強化
 - ・マンパワー等の検査体制の強化
 - ・書面調査の増大
- 下請事業者の取引拡大のための支援
 - ・BMSの継続的な周知、案件の発掘、登録企業数の拡大を図る

- 下請事業者の取引先拡大のため、売り手・買い手の効率的なマッチングを支援。
 - ・インターネットを活用したビジネス・マッチング・ステーション（BMS）により取引あっせんを図る。

- 業種ごとに下請適正取引のためのガイドラインの策定・遵守・普及

- ・産業としてのインパクトも勘案し、主要な7業種を選定。（素形材、自動車、産業機械・航空機械等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告）
- （※国交省においては「建設業法令遵守ガイドライン」を策定。）
- ・業界に応じた**ベストプラクティス事例**などを分かりやすく提示。



実効性向上に向けたさらなる取り組み

若者・中小企業ネットワーク構築事業

【20年度：政府予算案12.0億円(19年度予算額：18.0億円)】

- 現在、若者の大企業志向の高まりや中小企業の魅力発信不足によって、中小企業と若者との就職ネットワークが十分に構築されていない状況。
- 地域の特性や実情を踏まえ、ジョブカフェや教育現場、地方自治体等と連携し、地域の中小企業の魅力を若者や学校に発信し、地域レベルでの就職を促進。

中小企業の魅力発信、若者と地域産業の就職ネットワーク強化

地元産業界

- ・若者に対し、地域のメディア等を通じて、中小企業の魅力を発信
- ・インターンシップ等、若者が地域の産業を体験する機会を提供
- ・地域産業の「求める人材」についての情報提供
- ・中小企業の採用カーブアップのためのノウハウの提供

連携・
情報発信

大学・高校

ジョブカフェ

地域・家庭

地方自治体

地域産業における若者の活躍の拡大

平成20年度 中小商業等関係支援措置の概要

商業活性化関連予算案の概要

中心市街地の活性化 65.5億円

- 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業
平成20年度予算案 61.0億円(63.0億円)
・中心市街地活性化法の認定を受けた地域における商業活性化事業に対して重点的な支援を実施【補助率2/3、1/2】



- 中心市街地商業活性化診断・サポート事業等
平成20年度予算案 3.4億円(3.4億円)
・商業活性化の取り組みを支援するため、個別プロジェクトの診断やアドバイザーの派遣等を実施

- 中心市街地活性化協議会運営支援事業
平成20年度予算案(新規) 0.3億円(0.3億円)

- ・中心市街地活性化協議会の設立・運営に係る相談、情報提供事業等を実施

- 中心市街地活性化支援等委託費
平成20年度予算案(1.0億円) 1.0億円

- ・先進事例等に関する情報提供、分析を行う全国各地域でのセミナー等を開催

商店街の活性化 30.2億円

- 中小商業活力向上事業(※)
平成20年度予算案 29.7億円(29.7億円)
・少子高齢化、安全・安心、環境・リサイクル等に対応した取組を支援
・平成20年度においては、電子マネー導入等の生産性向上に資する事業や老朽化したアーケードの撤去事業等を支援対象に追加

- ・民間事業者も補助対象に追加
【補助率1/2】
※少子高齢化等対応中小商業活性化事業より名称変更)



- 商業活性化アドバイザー派遣事業
平成20年度予算案 0.2億円(0.2億円)

- ・商店街が抱える様々な課題に対応するため、専門家を派遣してアドバイザーを実施

- 全国商店街振興組合連合会補助金
平成20年度予算案 0.3億円(0.4億円)

- ・全国商店街振興組合連合会による各種研修事業や成功事例の水平展開等を支援



周辺商店街

中心市街地

商業活性化関連予算 12.1億円

- 経営力向上・事業承継等
先進的支援体制構築事業

- 【小規模企業の活性化】
○先進的経営支援事業
(支援拠点の設置)

- 【事業承継の円滑化】
○事業承継支援センター
設置支援

I 中心市街地に対する予算支援措置

1. 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

	【20年度予算案】	【19年度予算額】
	6、100百万円	(6、300百万円)
〔 (中企庁分) 〕	3、200百万円	(3、300百万円)
〔 (商流G分) 〕	2、900百万円	(3、000百万円)

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域(中心市街地)であって、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の運営、タウンマネジメント診断等に対して、「選択と集中」の観点から重点的な支援を行います。

(補助率及び交付先)

国(2/3、1/2) → **商工会議所、商工会、商店街振興組合、第3セクター、民間事業者等**

(事業内容)

□ハード事業：@4.2億円 10ヶ所 2/3、 @4.0億円 13ヶ所 1/2

(例) テナントミックス店舗、集客核施設の設置、駐車場、催事場、案内コーナー等の設置 等

□ソフト事業：

(1) @24百万円 10ヶ所 2/3、@30百万円 20ヶ所 1/2、

(2) @10百万円 12ヶ所 2/3

(例) (1) 空き店舗を活用したチャレンジジョブ事業や地域コミュニティとの連携事業(文化、教育、保育等)、駐車サービス管理システムの構築 等

(2) 商店街の環境向上に係る経費支援(老朽化したアーケード等の撤去)

(3) @12百万円 20ヶ所 2/3

(例) 中心市街地活性化協議会事務局におけるタウンマネジャーの設置や調査研究に係る経費支援

＜地域要件＞

- 都市機能の集約：大規模集客施設等の中心市街地への集約
- まちのにぎわい回復：居住促進事業、都市福祉施設整備事業等と一体的な商業機能強化



これからの都市街コンパクトシティ

認定中心市街地

商工会議所、商工会、第3セクター、民間事業者等の商業機能強化に資する事業に対し、重点的に直接支援 (補助率 2/3、1/2)

■商店街のファサード整備



【事業例】



■テナントミックス事業



中心市街地の区域

■商店街・駅周辺の利便性の整備



■商業集客施設等の整備



■商店街空き店舗対応・イベント実施等のソフト事業



2. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中小企業基盤整備機構
交付金

【20年度予算案】 【19年度予算額】
246百万円 (246百万円)

中心市街地活性化協議会・商店街等が行う中心市街地における商業活性化の取組みを支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、以下の事業を行います。

中心市街地商業活性化診断事業

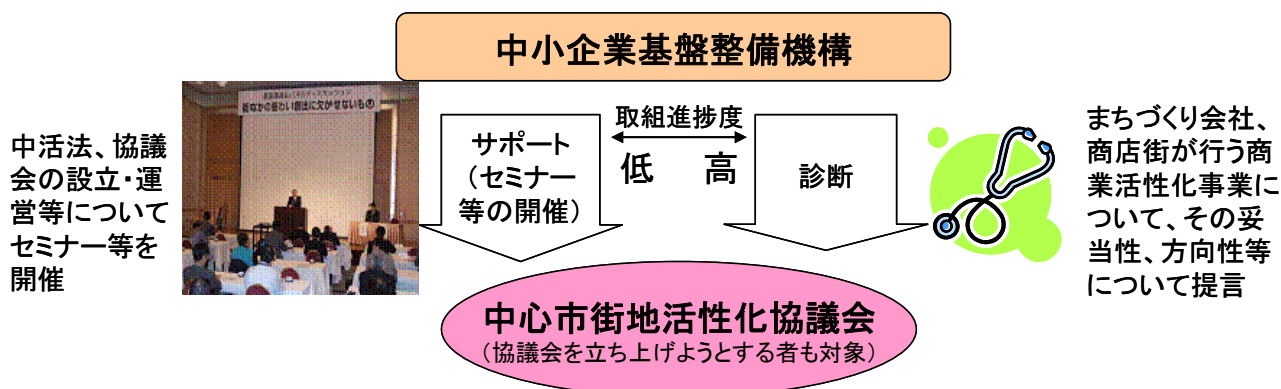
中心市街地における商業活性化の方向性、商業施設整備等商業活性化事業に係る診断を行います。

中心市街地商業活性化サポート事業

中心市街地活性化へ向けた各種取組（中心市街地活性化協議会の設立、商業施設等の整備・運営のハード事業、商業活性化に資するソフト事業等）に対し、研修会・シンポジウム等によるサポートを行います。

[対象者] 中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）

[利用者負担] 原則なし



地域の取組状況に応じてあらゆる形で商業活性化の取組を支援

3. 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中小企業基盤整備機構
交付金

【20年度予算案】 【19年度予算額】
97百万円 (97百万円)

中心市街地における商業活性化を支援するため、商業活性化に関する専門的な知識を有する、中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣します。

中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会）

タウンマネジメントの観点から、中心市街地活性化協議会の組織体制の整備、商業機能の整備、ソフト事業の実施等に係るアドバイスを行います。

【対象者】

中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）

【利用者負担】

派遣日数10日間までは無料、10日を超えた場合については、派遣費用の一部（16,700円/日）を自己負担

【派遣上限日数】

120日

【募集期間】

随時募集

中心市街地商業活性化アドバイザー（商店街）

中心市街地活性化の観点から、商店街が実施する個店の販売促進、イベント等商店街の活性化を図るためのアドバイスを行います。

【対象者】

中活法に基づき基本計画の認定を受けた地域の商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合等

【利用者負担】

派遣日数8日間までは無料、8日を超えた場合については、派遣費用の一部（12,700円/日）を自己負担

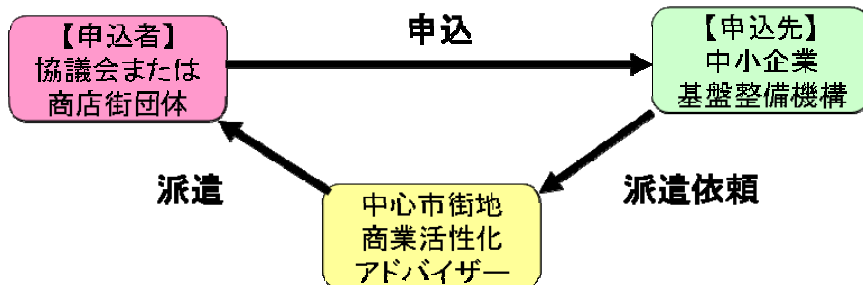
【派遣上限日数】

25日

【募集期間】

随時募集

【スキーム】



アドバイザーには、中小企業診断士、建築士等に加え、各地でまちづくりの中心となって活躍した人物等、多様な専門家が登録されており、中心市街地活性化全般、あるいは、商店街が抱える様々な課題に対応したアドバイスを行います。

4. 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中小企業基盤整備機構
交付金

【20年度予算案】
29百万円（新規）

中心市街地活性化の推進にあたり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会(以下「協議会」)の設立にあたり、アドバイスや既に活動している協議会における課題の検討、さらには協議会のネットワーク化を推進するため、(独)中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心として、以下のような支援を実施します。

(交付先)

国定額（交付金） → (独) 中小企業基盤整備機構

★ 相談・情報提供

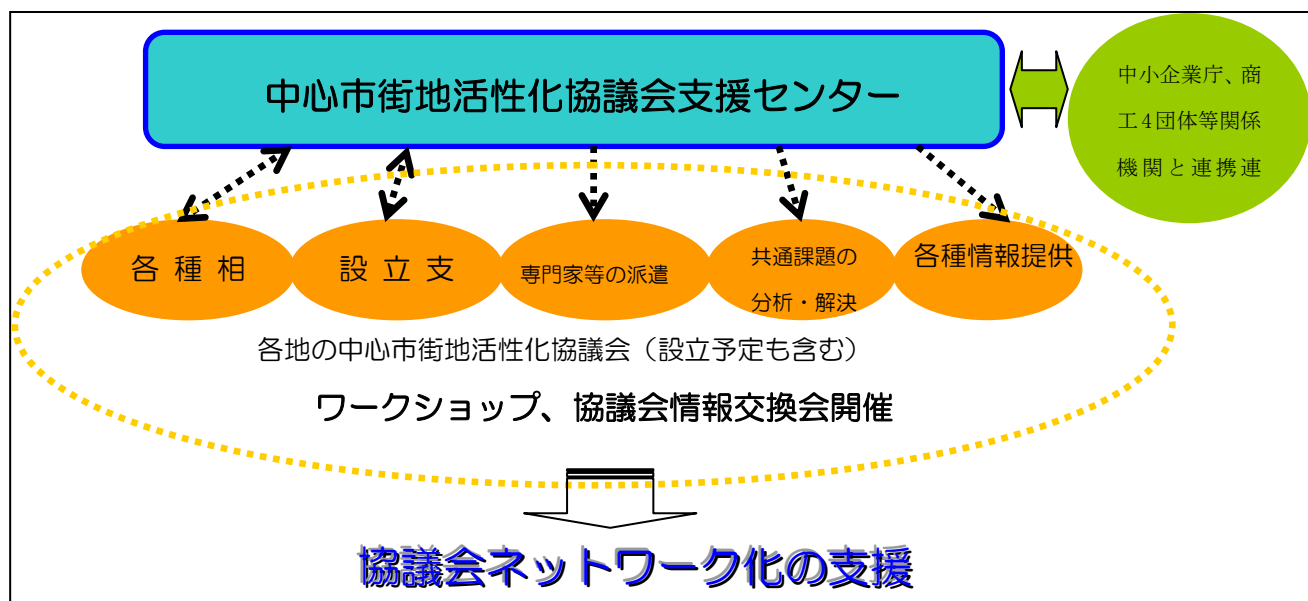
電話・メール等による日常的な相談、HP・メールマガジンによる情報提供、専門家の派遣等を行います。

★ ワークショップ・ネットワーク形成事業

協議会運営の中心となる実務者等による、運営に係る課題や問題点について、検討・意見交換を行うため、ワークショップや情報交換会を実施します。

★ 調査研究等

協議会の皆様が抱える課題等について、調査研究、ソリューションの提示等を行います。



5. 中心市街地活性化支援等委託費

【20年度予算案】

77百万円

【19年度予算額】

(95百万円)

各地域における商店街活性化のノウハウや先進取組事例等に関する情報提供・分析を行うとともに、全国各地域及び中央においてシンポジウム等を開催し、情報交換を行うことにより、中心市街地の活性化に資する中小小売商業者の取組の普及等を図ります。

1 シンポジウムの事例(テーマ)

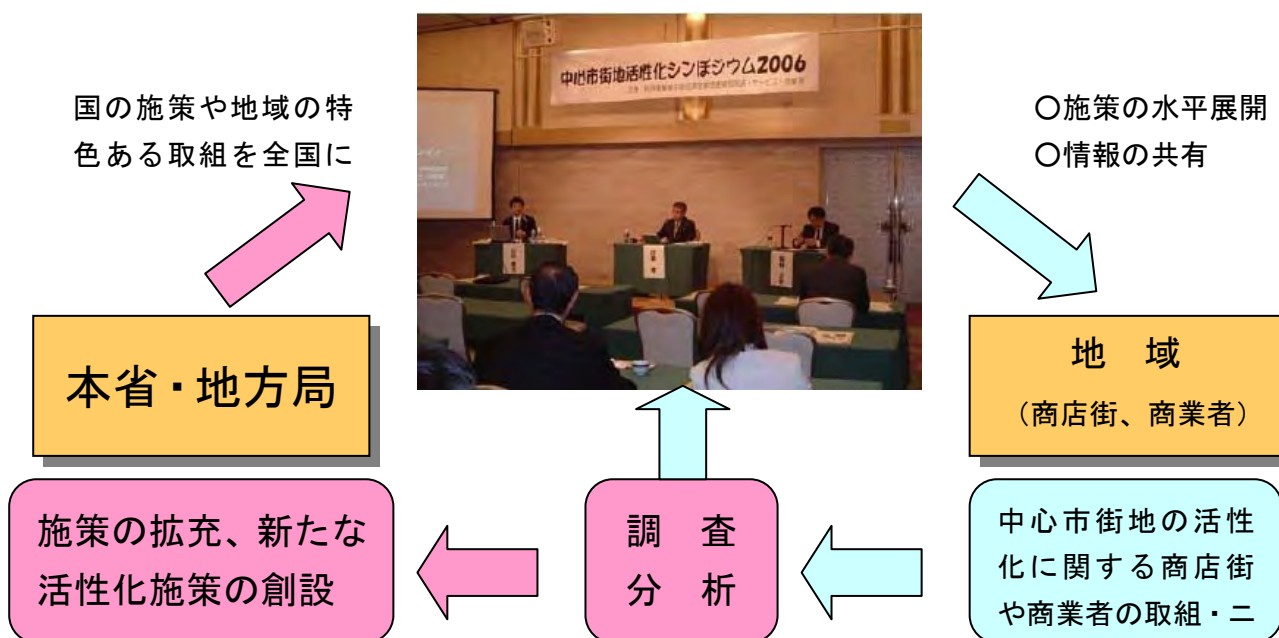
- ・商店街の振興はまちづくりから！～改正中心市街地活性化法を活用したまちづくり～
- ・考えよう！環境と人に優しいまちづくり～持続可能な中心市街地のまちづくりに向けて～
- ・我が街のブランド戦略～街のイメージを活用した中心市街地活性化～

2 調査研究事業の事例

「中心市街地活性化協議会の円滑な設立・運営等に関する調査研究」

「空き店舗を活用したコミュニティ施設との相乗効果による商店街活性化方策調査」

シンポジウム、調査・研究事業等



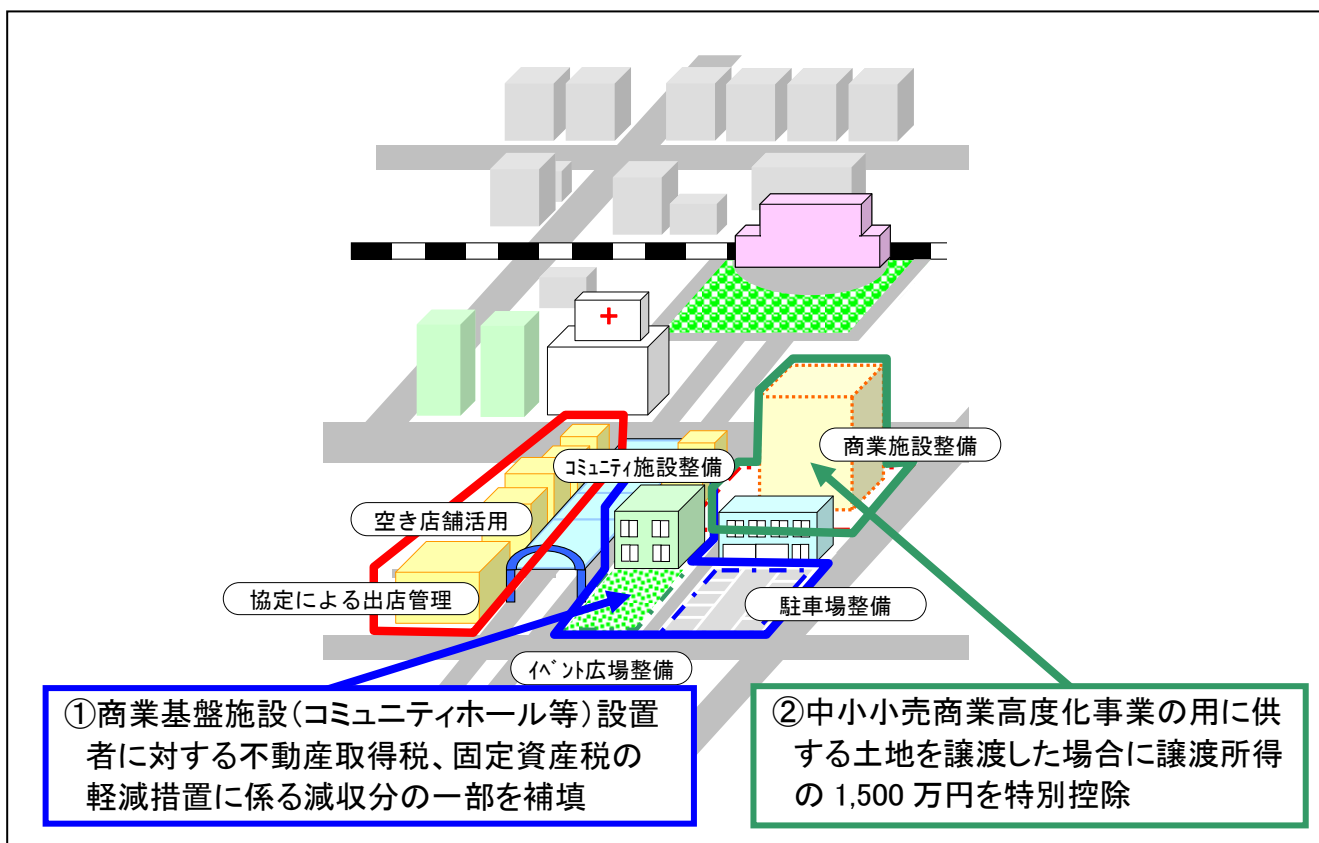
Ⅱ 中心市街地に対する税制支援措置

1. 地方税の不均一課税実施に対する減収補てん措置

中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業、認定特定商業施設等整備事業により商業基盤施設(多目的ホール等)を設置した事業者に対し、地方公共団体が条例を定めて不動産取得税、固定資産税の軽減を行った場合に、減収分の一部を国が地方交付税交付金で補てんする措置を実施する。

2. 土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除する。



Ⅱ 中心市街地に対する低利融資制度

中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資〔企業活力強化貸付(企業活力強化資金)〕

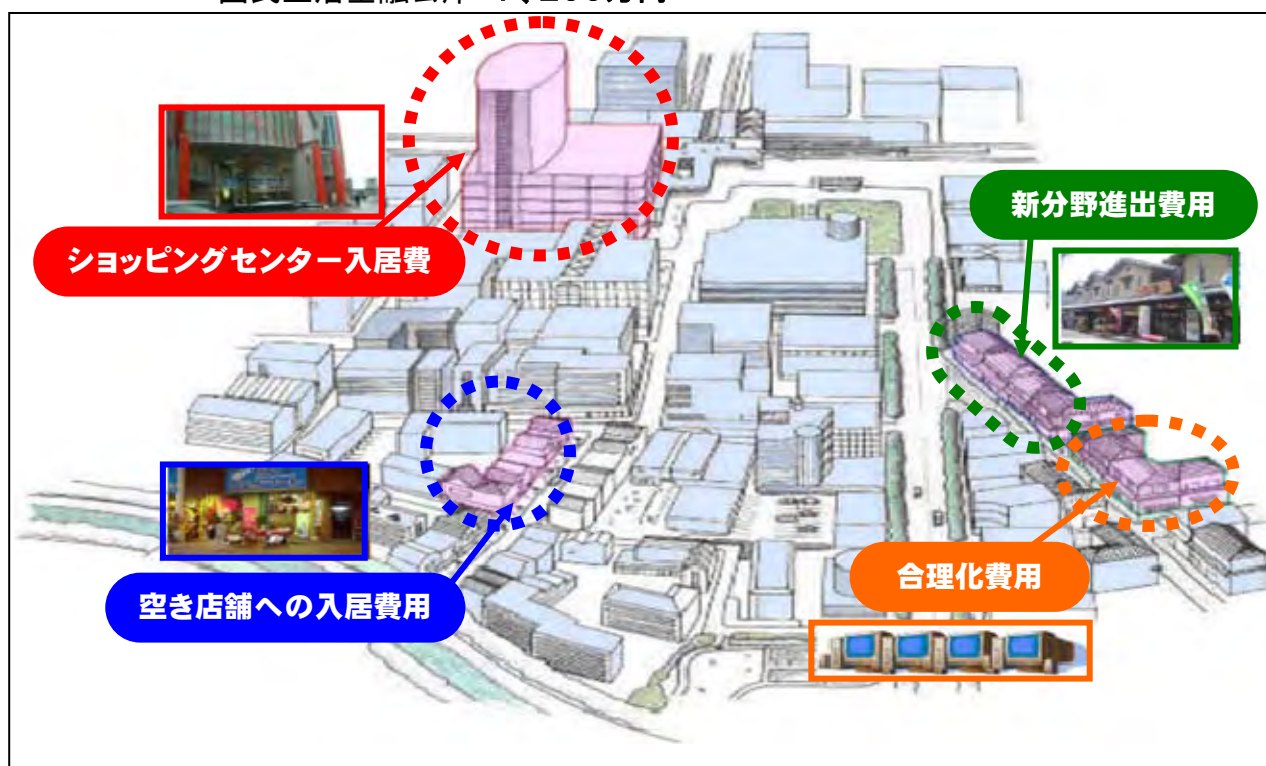
【融資先】卸・小売・飲食店及びサービス業者
(上記を構成員とする事業協同組合等も含む)

【資金使途】:以下の事項に必要な資金

- ・経営近代化、流通合理化及び共同化等の設備(仕入配送・運搬用、保管、事務処理等)の取得
- ・セルフサービス店の取得、集配センターの取得、ショッピングセンターへの入居、空き店舗への出店
- ・販売促進、人材確保、新分野への進出 等

【貸付利率】中心市街地関連地域(中活法による中心市街地等)で事業を行う場合
→ **特別利率3**(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫ともに1.45%)
(注:平成19年12月12日現在、ともに貸付期間5年以内の場合)

【限度額】中小企業金融公庫 7.2億円(特利適用資金は2.7億円)
国民生活金融公庫 7,200万円



Ⅳ 中小商業に対する総合的な支援措置

1. 中小商業活力向上事業 (少子高齢化等対応中小商業活性化事業から名称変更)

	【20年度予算案】	【19年度予算額】
	2、972百万円	(2、972百万円)
(施設整備事業)	1、396百万円	(1、396百万円)
(支援事業)	1、576百万円	(1、576百万円)
※支援事業のうち、1、000百万円は農商工関連予算		

原則として中心市街地以外の地域において、商店街振興組合等が一体となって行う、少子高齢化への対応や安全・安心なまちづくり、商店街の生産性向上等の全国的課題に対応する商業活性化の取組に対して支援を行い、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図る。

(補助率及び交付先) 国 (1/2) → 商工会、商工会議所、商店街振興組合、民間事業者 等
 ※補助金上限額5億円、下限額100万円 (事業費で200万円以上)

(事業内容)

- ・施設整備事業: @3億円 7ヶ所 1/2、@約30百万円 20ヶ所 1/2
 (例) バリアフリー型カラー舗装、採光性対応アーケード等
- ・支援事業 □ハード事業: @2億円 5ヶ所 1/2、@約17百万円 25ヶ所 1/2
 □ソフト事業: @25百万円 56ヶ所 1/2、@10百万円 20ヶ所 1/2
 @約5百万円 25ヶ所 1/2

(例) 防犯カメラや街路灯の設置、育児施設・高齢者交流施設等のコミュニティ施設の設置・運営、共通駐車券システムの構築、空き店舗を活用した地域活性化事業 (チャレンジショップ事業、地域農産品を活用したアンテナショップ事業等)、AED (自動対外式除細動器) の設置、電子マネー・ポイントカードシステム導入促進、老朽化したアーケード撤去への支援 等



2. アドバイザー派遣事業

中小企業基盤整備機構
交付金

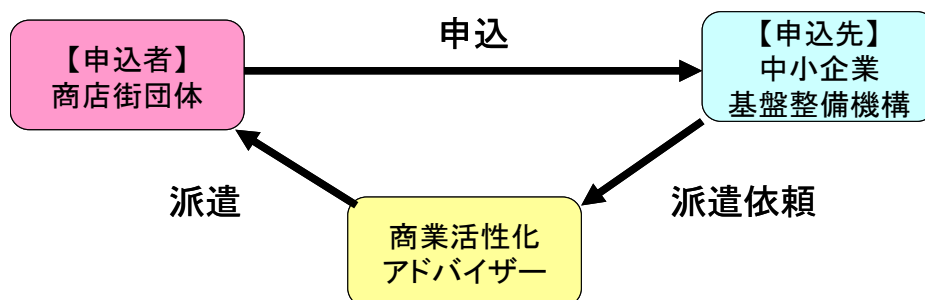
【20年度予算案】 【19年度予算額】
21百万円 (21百万円)

商業活性化アドバイザー派遣事業

商店街の活性化を支援するため、商店街の活性化に関する専門的な知識を有する中小企業基盤整備機構に登録された専門家を派遣します。

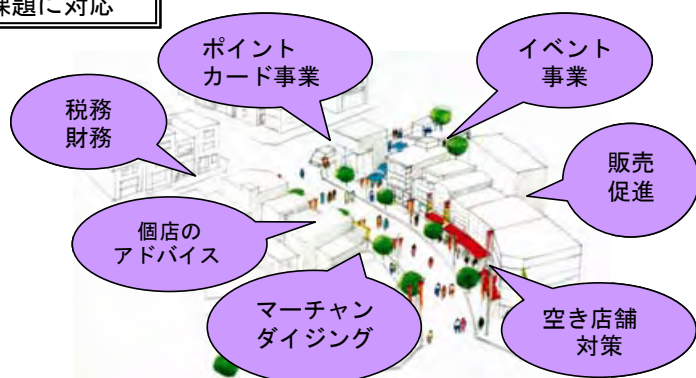
- | | |
|----------|--|
| [対象者] | 商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合等 |
| [利用者負担] | 派遣日数7日間までは無料、7日を超えた場合については、派遣費用の一部(12,700円/日)を自己負担 |
| [派遣上限日数] | 20日 |
| [募集期間] | 随時募集 |

【スキーム】



アドバイザーには、中小企業診断士、建築士、技術士、再開発プランナー、商業施設士、販売士等多様な専門家が登録されており、商店街が抱える様々な課題に対応したアドバイスを行います。

様々な課題に対応



アドバイザー派遣の様子



3. 商店街振興組合の活動支援事業

○全国商店街振興組合連合会補助金

【20年度予算案】

31百万円

【19年度予算額】

(35百万円)

商店街を取り巻く環境が大きく変化する中、全国商店街振興組合連合会が行う、都道府県商店街振興組合連合会等に対する各種研修事業や成功事例の水平展開等を支援し、全国の商店街の活性化を図る。

(補助率及び交付先)

国 6/10 → 全国商店街振興組合連合会

(具体的な事業例)

・商店街近代化研究会等の開催

－商店街を取り巻く環境に対応するため学識経験者等による研究会を開催

(テーマ例) 地権者の協力を得た商店街活性化について 等

・都道府県商店街振興組合連合会等に対する研修事業

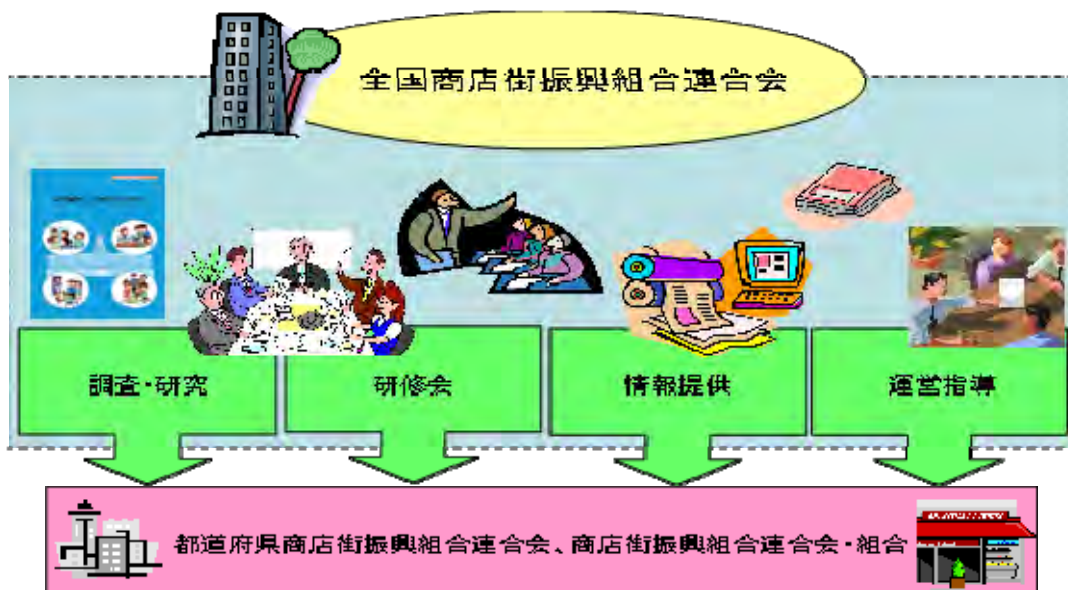
－県連の役職員、商店街の青年部、女性部等に対し、商店街振興組合の組織化、財務、
税務、活性化方策等に係る研修会等の開催

・商店街支援ポータルサイト運営事業

－全国の商店街の様々な情報を総合的に提供する商店街ポータルサイト「商店街にぎわ
いPLAZA」の運営

・成功商店街普及支援事業

－活性化の取組が成功した商店街の指導者を全国の商店街へ派遣 等



4. 土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除する。

5. 低利融資制度(企業活力強化資金)

中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資
〔企業活力強化貸付(企業活力強化資金)〕

【融資先】卸・小売・飲食店及びサービス業者

(上記を構成員とする事業協同組合等も含む)

【資金使途】:以下の事項に必要な資金

- ・経営近代化、流通合理化及び共同化等の設備(仕入配送・運搬用、保管、事務処理等)の取得
- ・セルフサービス店の取得、集配センターの取得、ショッピングセンターへの入居、空き店舗への出店
- ・販売促進、人材確保、新分野への進出 等

【貸付利率】中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定を受けた地域で、空き店舗に出店を行う場合

→ **特別利率3**(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫ともに1.45%)
(注:平成19年12月12日現在、ともに貸付期間5年以内の場合)

その他の地域で事業を行う場合

→ **特別利率1**(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫ともに2.30%)
(注:平成19年12月12日現在、ともに貸付期間5年以内の場合)

【限度額】中小企業金融公庫 7.2億円(特利適用資金は2.7億円)

国民生活金融公庫 7,200万円

V 中小商業関連支援措置

○経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業

【20年度予算案】

1,208百万円（新規）

全国300箇所に先進的な支援拠点を設置し、事業承継の円滑化を推進することにより商店街における空き店舗対策を図るとともに、個店の経営力向上に向けた専門人材の派遣等を実施する。

1. 事業承継支援センター設立支援

【概要】

開廃業マッチング支援を始め事業承継に関するあらゆる問題について、弁護士を始めとする専門家がサポートします。

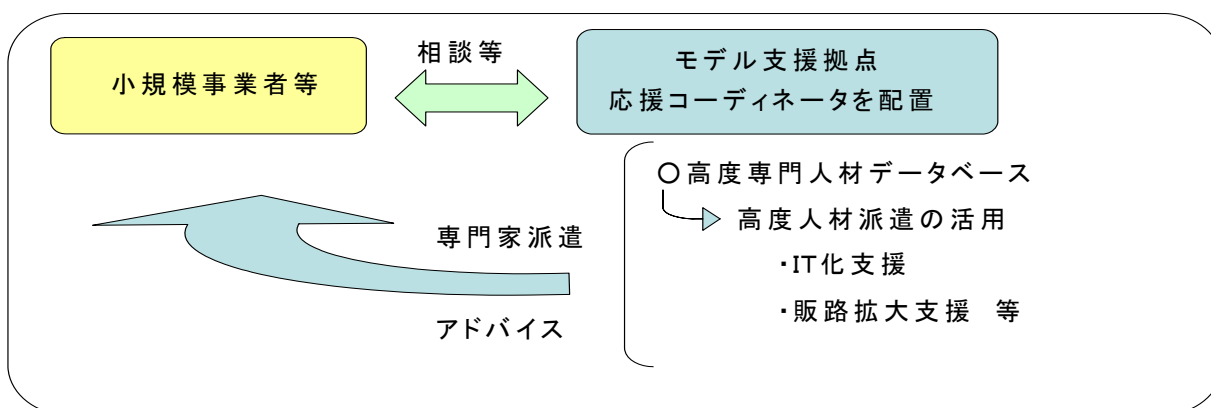
事業承継支援センター 実施予定主体：民間団体（委託費）

- マッチング交流会開催
後継者不在等により廃業の危険性がある企業と開業希望者の交流会を行い、マッチングに向けた環境整備を行う。
- 後継者育成セミナー
若手後継者（希望者を含む）等を対象に、事業承継に必要な知識・ノウハウの習得のための短期的なセミナー（2, 3日間）と長期間の本格的なセミナーを行う。
- 専門家派遣
様々な事業承継に係る相談に対応するため、弁護士や公認会計士、税理士を始めとする専門家派遣を行う。

2. 小規模企業先進的経営支援事業

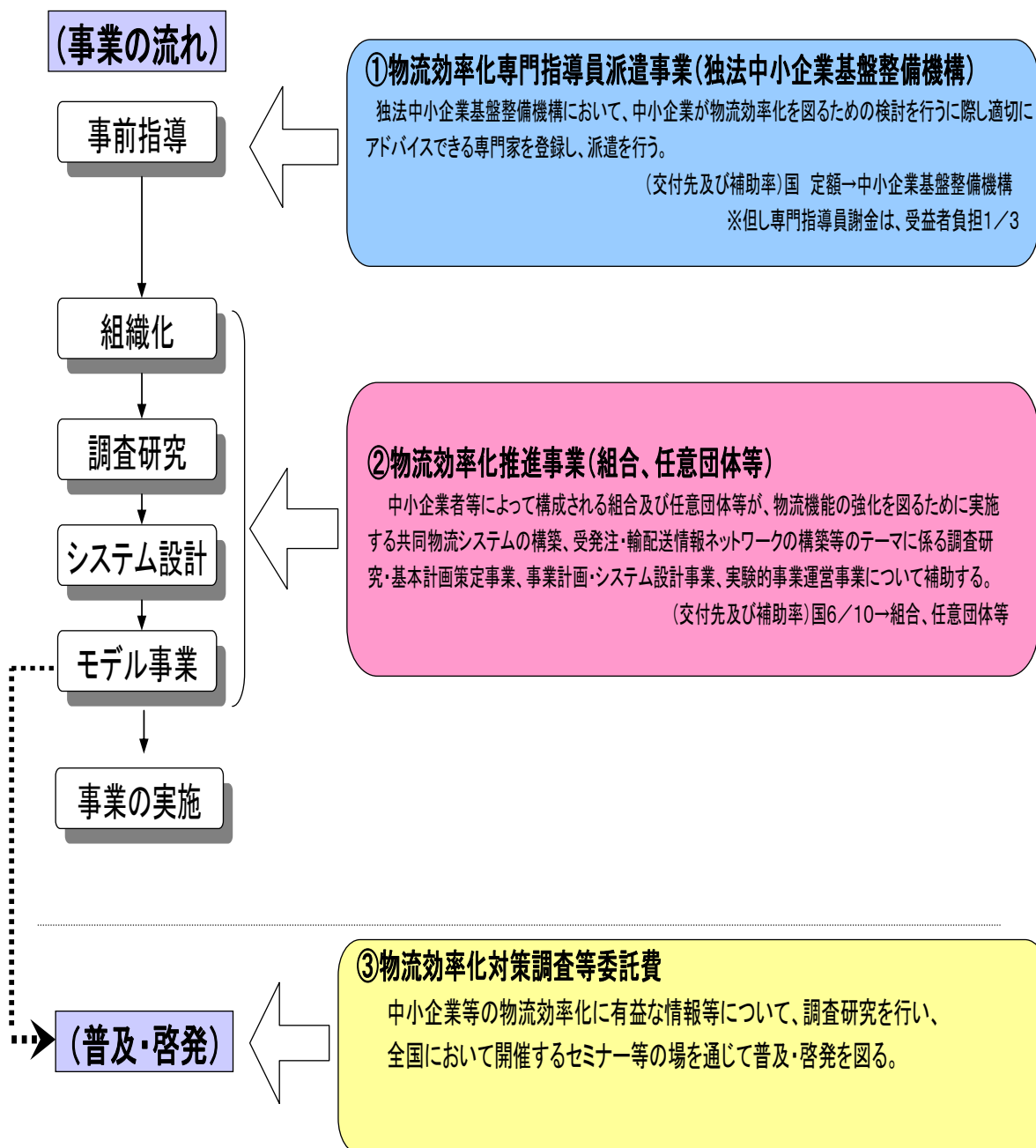
【概要】

全国に整備された拠点に応援コーディネータを配置し、小規模事業者等のニーズに対応した専門家派遣や様々な外部政策資源を活用したハンズオン支援等を行います。



VI 物流効率化に対する支援措置

物流効率化施策の流れ



1. 予算支援措置

	【20年度予算案】	【19年度予算額】
合計	104,560千円	(130,700千円)

(1) 物流効率化専門指導員派遣事業

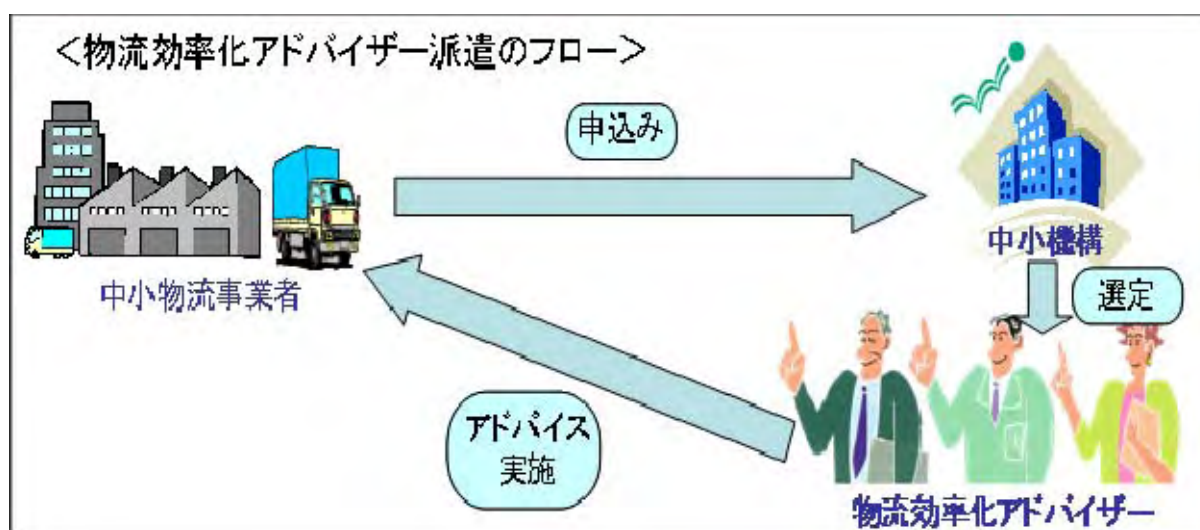
	【20年度予算案】	【19年度予算額】
	8,000千円	(9,797千円)

独立行政法人中小企業基盤整備機構に、中小企業が物流効率化を図るための検討を行うに際し適切にアドバイスできる専門家を登録し、企業等からの要請により派遣する。

(ただし、専門指導員謝金の1/3は自己負担となる。)

(補助率及び交付先)

国 定額 → 独立行政法人 中小企業基盤整備機構



〈事例〉

物流コストの高さが経営を圧迫しているものの、コスト削減のポイントがわからない、という医療用食品製造会社の要請を受け、アドバイザーを派遣。適正なピッキング導線および出入庫管理を指導するとともに、誤納品の高さが物流コストの上昇を招いている点（輸送コスト+返品コスト+再ピッキングコスト+再配送コスト）を指摘し、受注作業と物流作業の両面からチェックする体制を構築した。

(2) 物流効率化推進事業

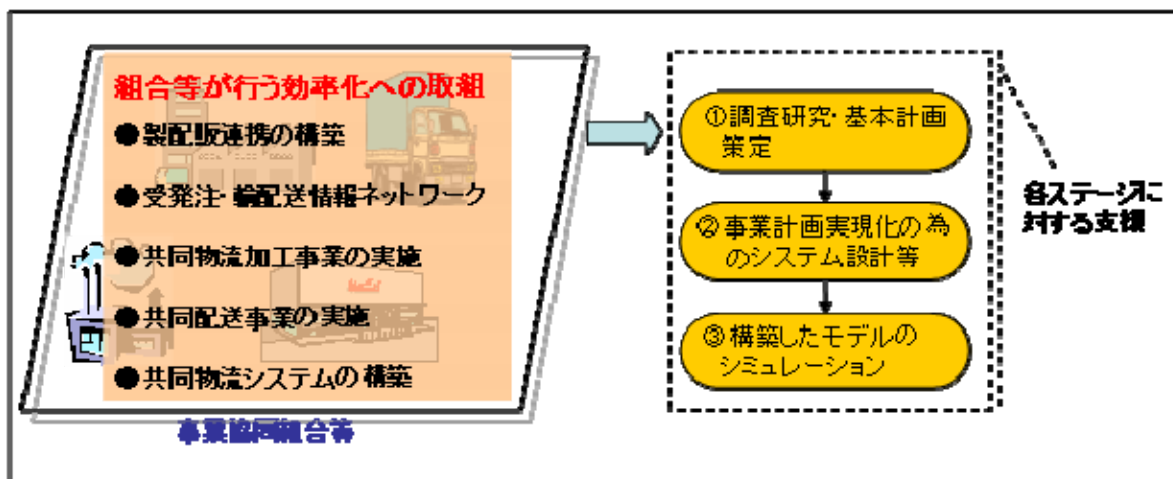
【20年度予算案】 **【19年度予算額】**
96、560千円 (120、903千円)

組合及び任意団体等が、物流機能の強化等を図るために実施する物流効率化を目的とした製配販連携の構築、共同物流システムの構築、受発注・輸配送情報ネットワークの構築等のテーマに係る調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業について補助する。

また、調査研究事業及びシステム設計事業を実施した組合等が、更に一步進んで、物流効率化先進モデルのシミュレーションを行い、広く示すことにより他の事業者にも物流の重要性を認識させるために必要な実験的運営事業についても補助する。

(補助率及び交付先)

国 6/10 → **組合、任意団体等**



(事例)

調査研究・基本計画策定事業
 「生鮮食料品の共同配送システムの基本計画策定」



生鮮食品の出荷側及び買い受け側企業を構成員とする協同組合において、組合員は商品の出荷又は荷受けを各々独自に行っており、積載効率の高い運送を行うことが困難であったことから、積載効率の向上と運送便数の削減を目指す共同配送システムの構築について基本計画を策定する事業を実施。

2. 普及・啓発等事業

【20年度予算案】	【19年度予算額】
36、385千円	(38、300千円)

中小企業者が物流の効率化を推進するため、商慣行、物流に係る規格、情報化等、物流効率化に係る調査研究を行い、成果を広く発信するとともに、中小流通・物流事業者等が自社の物流業務の効率化を検討するための手法を学ぶ講習会を開催する。

(交付先)

 定額(委託費) → 

〈調査・研究事例〉

中小企業のための物流ABC準拠による物流コスト算定マニュアル作成、普及

ABC(Activity-Based Costing)は、入庫、出荷、ピッキング、配送等物流の活動毎に人件費、機械設備費、資材消耗品、スペース費を入力することにより、各活動毎の物流コストを把握し、エネルギー多消費型の活動や取引を洗い出すことが出来る仕組み。ABCの手法は大手企業に普及しているが、中小企業では多額のコストや労力を要することから普及が進んでいなかったため、標準市販ソフト「エクセル」を用いて中小企業でも導入が出来る仕組みを開発。

観光・集客サービス

20年度予算額 3.8億円

● 広域・総合観光集客サービス支援事業

国際競争力ある観光・集客サービス産業を構築するため、地域の特色ある産業や工場、商店街等の幅広い関係者の参画を得て、独自の差別化戦略を構築し、広域的かつ総合的に行われる取組を支援する。このことにより、同時に中小企業の観光・集客サービス化による高付加価値化を図るとともに、地域経済の活性化に貢献する。

具体的には、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援(1/2補助、最大3年間)する。

特に、平成20年度には、農工商連携による地産地消型の新たな観光集客サービスの創出を重点的に推進する。

事業スキーム

20年度予算額

3.8億円 (3.2億円)

地域ぐるみ魅力向上による観光・集客サービスの競争力強化

事業支援 (1/2補助 最長3年間)

目的

- ◆ 観光・集客サービスの競争力向上
[中小企業の観光・集客サービスによる高付加価値化]
- ◆ 地域経済の活性化への貢献

支援対象事業計画

- 達成を目指す具体的事業目標(5年後目処)
- 観光・集客のネットワークの構築
- 差別化を図るための観光・集客サービスの設定
 - ・業種横断、地域横断による付加価値の高いサービスの設定(地域の特色ある産業、工場、商店街等による総合的な取組)
- 集客増のメカニズム
 - ・新しいマーケットの開拓
 - ・リピーター率の向上、滞在時間の拡大
 - ・ターゲット層の設定(団塊の世代、高齢者・障害者、外国人等)
- 人材育成
- 情報提供 等

国(経済産業省)

採択

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

(企業立地促進法)

1. 法律の考え方

- 地域経済の国際的な競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。
キーマワードは「グローバル」。
(グローバル+ローカル)
- 地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域産業の活性化を目指す。

2. スキーム

(考え方)

- ① 地域の強みを活かした総合的計画
 - ② 広域連携をする関係者の強い合意
- による「地域独自の意欲的な取組」を支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

国：「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

都道府県及び市町村：「基本計画」
※市町村・都道府県、地元商工団体、大学、その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

事業者：「企業立地計画」
「事業高度化計画」

3. 支援措置

① 課税の特例・規制緩和措置

- 立地企業への設備投資促進税制：特別償却の適用(機械等：15%、建物等：8%)
→平成20年度税制改正：支援措置の充実(対象業種に食料品製造業等の農林水産関連業種の追加、当該業種の最低投資要件の引き下げ(機械等3億円→4千万円(単価1千万円→5百万円)、建物等5億円→5千万円))
- 工場立地法の特例：緑地面積規制権限の市町村への委譲(緑地面積率の引下げ可能化)

② 予算措置・低利融資等

- 平成20年度予算政府原案：51.8億円
- 企業立地に関する手続き・情報提供等のワンストップサービス実現のための「企業立地支援センター」の設置(全国10地区) (2.7億円)
- 本法に基づく基本計画の策定、企業誘致・人材育成活動への助成(補助率：2/3~10/10) (30.5億円)
- 基本計画に位置づけられた貸工場・研修施設等の共用施設の整備費への助成 (補助率：1/2) (18.6億円)
- 中小企業の立地等に対する超低利融資制度(中小公庫・国民公庫)(平成20年度より創設)

③ 各省との連携による支援措置

- 企業立地促進に係る地方交付税措置(総務省と連携) 300億円程度
- ① 自治体による立地企業に対する地方税減免額への普通交付税による補填 (3年間、減免額の75%を補填。)
→平成20年度より支援措置の充実(最低投資要件の引き下げ(食料品製造業等の農林水産関連業種：5億円→5千万円、その他の対象業種：5億又は3億円→2億円))
- ② 企業立地後のフォローアップのための特別交付税の交付
- 農水省、国交省、厚労省、文科省の施策との連携

4. 基本計画の策定状況

- 第1号~第4号同意：29道府県(54計画)の代表者に同意書を交付
- 第5号同意(平成20年2月1日)：9県(20計画)の代表者に同意書を交付
- 上記以外に、年度内に同意予定：31計画 ○検討中：26計画 【合計：131計画】

地域企業立地促進等補助・委託事業

～地域の魅力発信を支援～

■ 地域が自らの特性(強み)を認識し、企業ニーズを的確に捉えつつ、魅力的な事業環境を整備する取組を支援。企業立地等を促進し、地域活性化等を実現。

基本計画策定支援

1. 地域産業活性化協議会活動支援事業

市町村と都道府県等が、地域の経済界等と連携して地域産業活性化協議会を設置し、企業立地促進法に基づき基本計画を策定・運用するために必要な事務局経費、調査分析費用等の経費を補助。

【20年度予算額】1.6億円(前年同)(補助率:2/3)

<事業採択の考え方>

● メリハリある支援を実現するため、経済指標(有効求人倍率、財政力指数)が全国的な水準と比べ低い地域※や、複数県に亘る地域が連携する先進的な事業を優先して採択。
(※北海道、青森県、秋田県、岩手県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県等について配慮。)

ワンストップサービスの実現

中核となるインフラの整備

企業誘致活動支援

2. 産業立地支援事業

国の同意を受けた基本計画を推進するため、専門家を活用した企業誘致活動や、地域の事業環境等に關する情報発信等の費用を補助。

【20年度予算額】

7.7億円(6.4億円)(補助率:2/3)

3. 人材養成等支援事業

誘致等対象産業のニーズを踏まえ、企業の新規立地につながる地域での人材養成等を地域の教育機関や民間企業等を活用して行う場合の研修等費用を補助。

【20年度予算額】

19.6億円(11.7億円)(補助率:定額)

4. 立地産業人材育成支援事業

新規立地等を行った企業が、新規採用した社員等を研修する場合の研修費用等を補助。

【20年度予算額】1.6億円(前年同)(補助率:2/3)

・地域企業立地促進等委託事業

全国10地域ブロックに企業立地情報・手続等に関するワンストップサービスを提供する総合的な企業立地支援窓口を設置。【20年度予算額】2.7億円(前年同)(委託費)

・地域企業立地促進等共用施設整備事業費補助金

産業集積の中核を担う企業群の受け皿となるべき貸工場、貸事業場等の共用施設を整備する事業に対して支援を行う。【20年度予算額】18.6億円(20.1億円)

地域の事業環境
の魅力向上

地域への企業
立地の実現

地域活性化
の実現

地域での雇用
創出

地域間格差
是正

エンジェル株の抜本拡充 (ベンチャー企業投資に対する所得控除制度の倉庫)

所得税

起業初期のベンチャー企業の資本調達を強かに支援するため、設立3年未満のベンチャー企業への投資について、**所得控除制度**を導入。

現行制度(エンジェル税制)

1. 優遇措置

- (1) 投資時点
投資額をその年の他の株式譲渡益から控除
- (2) 売却時点(※)
①利益が出た時
譲渡益を1/2に圧縮して課税
②損失が出た時
損失を翌年以降3年間の繰越控除

※投資時点の優遇措置を利用した投資額分だけ取得価額を引き下げて計算。

抜本拡充

平成20年度～(所得控除制度を追加)

1. 優遇措置(投資家が以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択)

- A**
- (1) 投資時点
投資額をその年の他の株式譲渡益から控除 …… (継続)
- (2) 売却時点 ①利益が出た時の優遇措置は廃止(※)
②損失が出た時
損失を翌年以降3年間の繰越控除 …… (継続)

- B**
- (1) 投資時点
(出資額-5千円)をその年の総所得金額等から控除
※上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。
- (2) 売却時点(優遇措置無し)(※)

※投資時点の優遇措置を利用した投資額分だけ取得価額を引き下げて計算。

2. 対象となるベンチャー企業

創業(設立)10年未満の、未上場の中小企業者(風俗営業等に該当する事業を行う会社、大企業の子会社を除く)のうち

- 以下の要件を満たす企業(但し、**優遇措置Bの対象となる企業は設立3年未満で前年、前々年の営業キャッシュ・フローが赤字の企業**)

(1) 以下のイ、ロ要件のいずれかを満たすこと

設立経過年数	イ要件(技術開発型ベンチャー)	ロ要件(ニュービジネス型ベンチャー)
1年未満	研究者が2人以上かつ全従業員の10%以上	開発者(技術開発、商品企画、マーケティングを含む)が2人以上かつ10%以上
1年以上2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング調査費を含む)が売上高の3%超	
2年以上5年未満		
5年以上10年未満	試験研究費等が売上高の5%超	

(2) 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を1/6以上取り入れている会社であること

- 認定ベンチャーキャピタルファンドの投資先
 - グリーンシートエマージング銘柄の企業
- 優遇措置Bは使えない(優遇措置Aのみ)

投資時点優遇措置の抜本強化（具体的計算例）

- ① 現行の投資時点の優遇措置・・・投資額をその年の他の株式譲渡益から控除（繰延）
 - ② 新たに追加された優遇措置（所得控除）・・・（出資額－5千円）をその年の総所得金額等から控除
- ※上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。
投資家は①、②のいずれかの優遇措置を選択可能。

投資家Aさん

総所得金額 1,000万円
ベンチャーへの投資額 500万円
他の株式譲渡益 100万円

① 現行制度利用の場合

100万円を
株式譲渡益から控除

② 所得控除利用の場合

399.5万円を
総所得金額等から控除
※総所得1000万円×40%－5千円

所得控除

投資家Bさん

総所得金額 700万円
ベンチャーへの投資額 200万円
他の株式譲渡益 なし

利用不可

199.5万円を
総所得金額等から控除
※投資額200万円－5千円

所得控除

投資家Cさん

総所得金額 500万円
ベンチャーへの投資額 800万円
他の株式譲渡益 400万円

400万円を
株式譲渡益から控除

199.5万円を
総所得金額等から控除
※総所得500万円×40%－5千円

現行制度も
引き続き利用可能

課税所得金額に対する税率

195万円以下:5%、195万円超～330万円以下:10%
330万円超～695万円以下:20%、695万円超～900万円以下:23%、
900万円超～1,800万円以下:33%、1,800万円超:40%、

上場株式の譲渡益に対する税率:10%
未上場株式の譲渡益に対する税率:20%

効果 他の株式投資をしていない投資家も、所得控除制度導入により優遇措置が使えるようになることで、創業期ベンチャー企業への資金供給円滑化を図り、もって我が国経済産業の発展を促す。

バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業

事業名	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業（補助事業）（事業開始H15年度～）
目的	バイオマス及び雪氷熱のエネルギー利用に係るデータの収集・蓄積・分析を行い、ノウハウ・データの蓄積などにより、今後のバイオマス等未活用エネルギーの本格的な導入を促進させ、新エネルギー導入目標の達成ひいては、石油代替エネルギーの開発及び導入促進に資する。
助成対象	一般枠：地方公共団体、民間企業、第3セクター、公益法人、NPO法人等 バイオマスタウン枠：市町村
制度内容	<p>○対象事業</p> <p>データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス、雪氷の賦存量調査、収集・運搬に係る経済データ、社会システム上の特質・課題等。 ・ エネルギー変換システムの変換効率、環境特性、運用パターン等の運転特性に関わるデータ、運転経費、保守経費等の経済データ、経年劣化等データの特質・課題等。 ・ エネルギー利用に関する利用率、利用方法等に関わる運用データや外部供給とのコスト比較データの特質・課題等。 ・ 地域住民との連携に関わる現状や課題。 <p>○対象システム</p> <p>① バイオマスエネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熔融ガス化等熱化学的変換技術による燃料化システム ・ メタン発酵等生物化学的変換技術による燃料化システム ・ 直接燃焼による熱利用システム など <p>② 雪氷熱エネルギー</p> <p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（研究・調査員人件費及び補助人員人件費） ・ 調査費（バイオマス等エネルギーシステムに係る事業調査費等） ・ 諸経費（委員会を設置する場合の諸経費や報告書作成費等） <p>○補助率</p> <p>定 額（限度額：1,000万円）</p>
所管省庁 (申請窓口)	九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 TEL 092-482-5475
活用事例	<p>15年度：新日本製鐵(株)、(有)パナソニック、大分新電力(協)、知覧町、長陽村</p> <p>16年度：玉名製材(協)、大口市、西日本環境エネルギー(株)、名瀬市</p> <p>17年度：鳥栖環境開発総合センター、(有)アグリシステム、(有)山下商事、I社(株)</p> <p>18年度：(株)I・アップ、(株)TRES、日鉄環境エネルギーソリューション(株)、(株)日本総合研究所、築上町、南阿蘇村</p> <p>19年度採択者：アグリシステム(株)、出光興産(株)、唐津水産加工団地(協)、霧島酒造(株)、電源開発(株)、南九州クリーンエネルギー(株)、宮崎県経済連、熊本市、立花</p>

新エネルギー事業者支援対策事業

事業名	新エネルギー事業者支援対策事業（事業開始：H9年度～）
目的	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、燃料電池、バイオマス発電・熱利用・燃料製造、中小水力発電、地熱発電等について、その加速度的な導入促進を図ることを目的とする新エネルギー設備導入事業に必要な経費に対して補助を行う。また、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」により主務大臣の認定を受けた利用計画に基づく、これらの新エネルギー導入事業を行う事業者を対象として、金融機関からの借入に対して債務保証を行う。
助成対象	民間企業等
制度内容	<p>○対象事業（補助事業） 先進的な新エネルギー等利用設備であって、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、燃料電池、バイオマス発電・熱利用・燃料製造、中小水力発電、地熱発電等について、その加速度的な導入促進を図ることを目的とする新エネルギー設備導入事業に必要な経費に対して補助を行う。</p> <p>○対象事業（債務保証） 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」により主務大臣の認定を受けた利用計画に基づく、これらの新エネルギー導入事業を行う事業者を対象として、金融機関からの借入に対して債務保証を行う。</p> <p>○採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の取組として先進的であること。 ・ 我が国の新エネルギー供給力の強化にとって特に有効なものであること。 ・ 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。 ・ 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。 ・ 原則として、規模、効率性等の基準を満たすものであるか又はそれらと同等の効果を有するものであること。 <p>○補助率等</p> <p>①補助率：1/3以内 ②補助期間：原則として最大4年間 ②債務保証 NEDO技術開発機構エネルギー対策推進部企画調整グループへ確認</p>
所管省庁 (申請窓口)	<p>○利用計画の認定 九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 TEL 092-482-5475 資源エネルギー庁新エネルギー対策課 TEL 03-3501-4031</p> <p>○債務保証 NEDO技術開発機構対策推進部企画調整グループ TEL 044-520-5180</p> <p>○補助金（太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、燃料電池等） 資源エネルギー庁新エネルギー対策課 TEL 03-3501-4031</p> <p>○補助金（バイオマス発電・熱利用・燃料製造、中小水力発電、地熱発電） NEDO技術開発機構エネルギー対策推進部 新エネルギー等事業者支援対策事業担当者 TEL 044-520-5184</p>
活用事例 (九州地域)	<p>(バイオマス関連) 株日田ウッドパワー（16～18年度）</p>

エネルギー需給構造改革投資促進税制（国税）

【詳細な問い合わせは所轄の税務署へ】

1 エネルギー需給構造改革投資促進税制(略称:エネ革税制)の概要

青色申告書を提出する法人又は個人が、エネ革税制対象設備(エネルギー需給構造改革推進設備等)を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に特別償却又は法人税額(又は所得税額)の特別控除ができる制度。

ただし、税額控除は中小企業者等のみ適用。

2. 対象者

法人又は個人のうち青色申告書を提出する者

3 スキーム

対象設備(告示で指定)を取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。ただし、税額控除の適用は中小企業者等(※)に限る。

1. 基準取得価額(計算の基礎となる価額)の7%相当額の税額控除
2. 普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却

※中小企業者等の要件

大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人又は資本・出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人。個人事業者においては従業員数が1,000人以下のもの。

4 対象設備

対象設備(全 69 設備)	(対象設備数)
1. エネルギー有効利用製造設備等	(7)
2. エネルギー有効利用付加設備等	(26)
3. 電気・ガス需要平準化設備	(3)
4. 新エネルギー利用設備等	(22)
5. その他の石油代替エネルギー利用設備等	(10)
6. 配電多重化設備	(1)

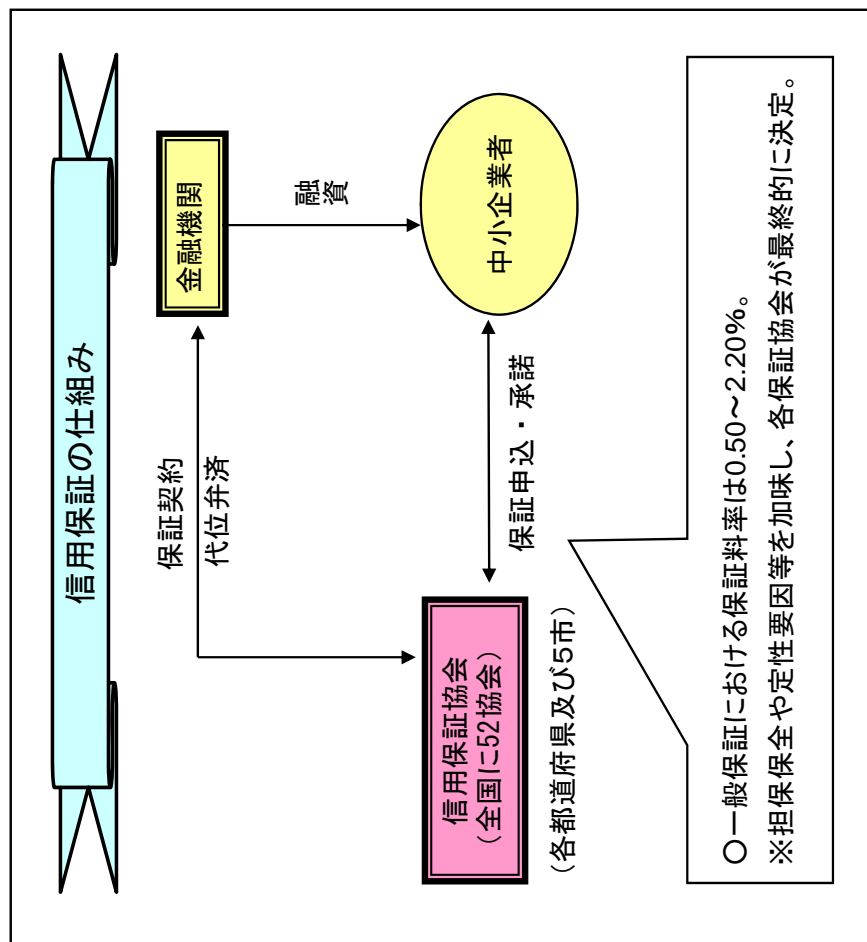
資源エネルギー資金

事業名	資源エネルギー資金
目的	中小企業者の石油代替エネルギーの利用促進を図る。
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者及び一般ガス事業者で、石油代替エネルギーを供給する者 ・一般ガス事業者
制度内容	<p>○対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油代替エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金 ・ガス事業の近代化又は保安の確保のために必要な設備資金 <p>○融資限度額</p> <p>直接貸付：7億2,000万円 代理貸付：1億2,000万円</p> <p>○特利対象設備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原料に占める石油の割合が60%以下のガスの場合 受け入れ・貯蔵設備、搬送設備、燃焼設備、冷房設備、供給設備 ② 原料に占める石油の割合が60%を超え80%以下のガスの場合 受け入れ・貯蔵設備、搬送設備、燃焼設備、冷房設備、供給設備、発電設備（原料に占める石油の割合が80%以下のもの） ③ その他の石油代替エネルギーの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備：太陽光、風力、廃棄物、燃料電池及びバイオマスエネルギーに限る。 ・熱利用設備：太陽熱、廃棄物、温度差エネルギー、バイオマスエネルギー及び雪氷に限る。 ・燃料製造設備：廃棄物及びバイオマスエネルギーに限る。 ・コージェネレーションシステム：天然ガスに限る。 ④ ガスの供給圧力改善のために必要な本支管若しくはガスホルダー又は地方ガス事業輸送導管 ⑤ ハイカロリー用製造設備、ハイカロリー用受入タンク、ハイカロリー用圧縮機及びハイカロリー用その他の附属設備 <p>○融資利率</p> <p>基準利率 ただし、2億7,000万円を限度として</p> <ol style="list-style-type: none"> ①の設備を取得する場合：特代エネ利率 ②の設備を取得する場合：特別利率② ③・④・⑤の設備を取得する場合：特別利率① <p>○融資期間</p> <p>15年以内（うち据置2年以内）</p> <p>※詳しくは下記窓口へお問い合わせ下さい。</p>
所管省庁 (申請窓口)	<p>中小企業金融公庫 福岡相談センター 092-781-2396</p> <p>URL http://www.jasme.go.jp</p>

信用保証協会の保証制度

○中小企業が事業資金を金融機関から借入を受ける際に、その借入債務を保証することにより、担保力や信用力が不足している中小企業者の資金調達を円滑化。

< 全国の中小企業の4割弱が制度を利用 >



主な保証制度

一般保証

- ・普通保証 2億円以内
- ・無担保保証 8千万円以内
- ・無担保無保証人保証 1,250万円以内 (ただし、小規模企業者であって税額を完納していること等の要件あり)

特別保証

- ・創業、新事業開拓、経営革新、エネルギー対策、商店街関連、地域資源、産業集積、事業再生支援、災害関連等 主に各個別法で規定
- ・保証限度額の引き上げや保証限度額を別枠化するなどの措置

セーフティネット保証

- ・取引先の倒産、災害の発生その他の突発的事由、取引金融機関の破綻等により経営安定に支障を生じている中小企業者を対象

※従来、保証協会が100%保証。19年10月からは責任共有制度を導入。小口寡細企業向け保証等については、引き続き100%保証)

※原則として、第三者保証人は徴求しない(平成18年4月から)

中小企業再生支援協議会

設置趣旨

多種多様で地域性が強い中小企業の再生を支援するため、各都道府県に一つの中小企業再生支援協議会を設置し、各協議会に、腕利きの専門家（公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士等）が常駐。中小企業の再生に係る相談などにきめ細やかに対応しつつ、地域の総力を結集し再生支援。

支援スキーム

窓口での相談受付、アドバイス

相談企業の課題を抽出し、常駐専門家による解決に向けた適切なアドバイスを実施。

関係機関の紹介

関係機関（商工会議所、商工会、中小企業支援センター、政府系金融機関等）での対応が適切な場合は、適切な機関を紹介。

《再生計画を作成する必要がある場合》

再生計画策定支援

常駐専門家が中心となり、中小企業診断士等の外部専門家、関係金融機関等により個別支援チームを編成し、再生計画策定を支援。

実績

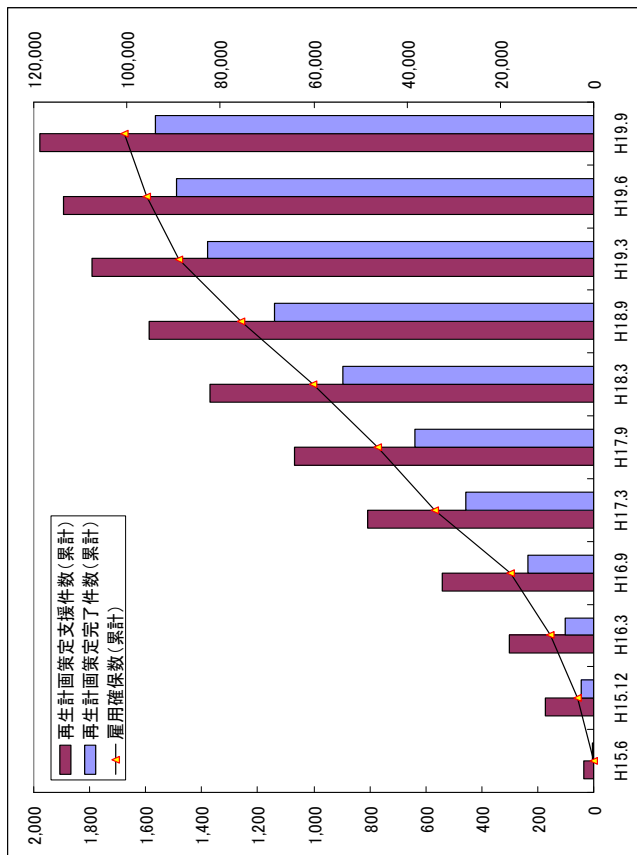
(H19.9.30現在)

相談
再生計画策定

12,855企業

これまでに1,566件の再生計画策定が完了し、100,612人の雇用を確保。
現在、414件の再生計画策定を支援中。
計1,892件の再生計画策定を支援。

再生計画策定支援案件の推移と雇用確保の成果



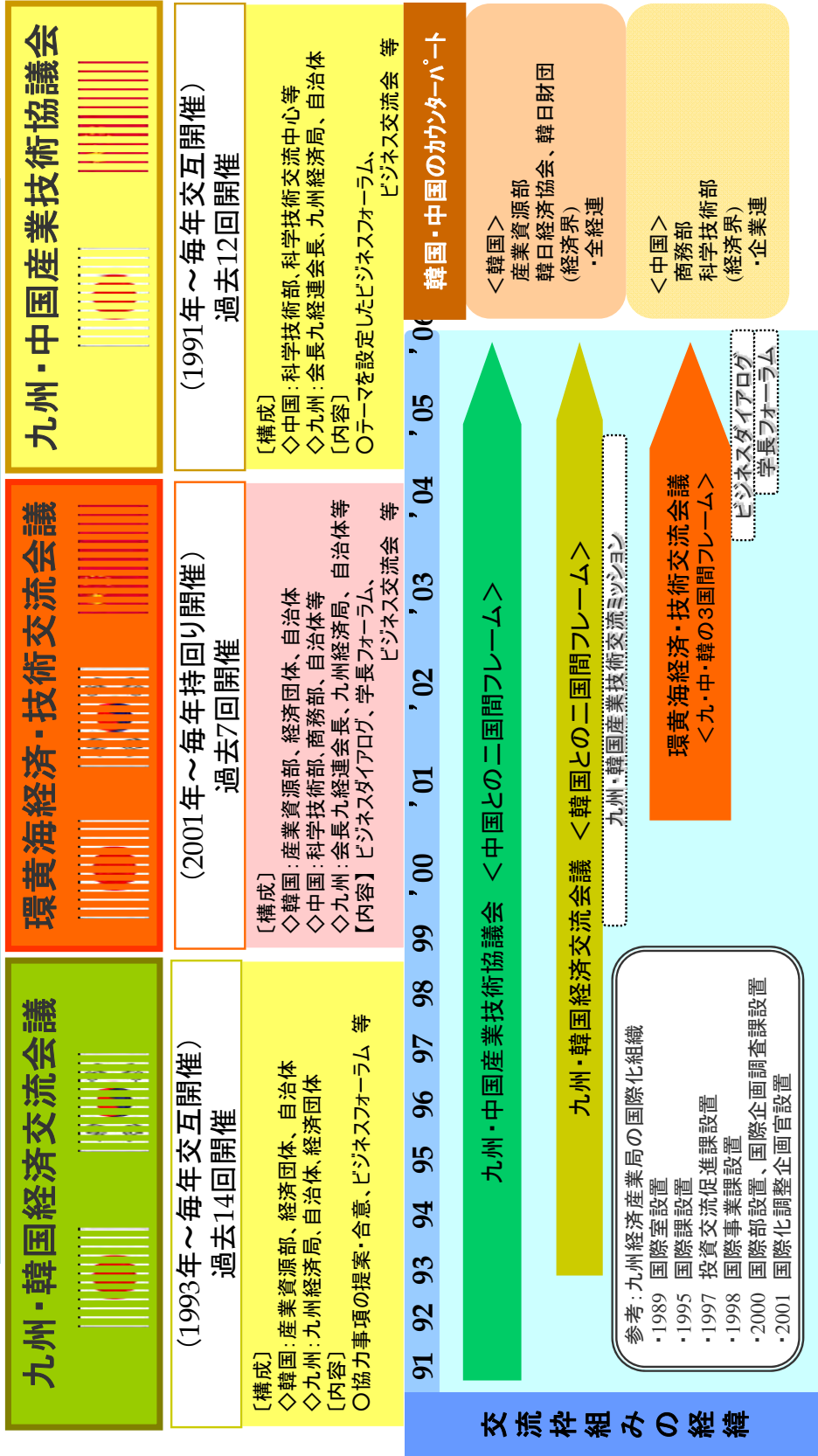
その他参考資料

九州経済国際化戦略

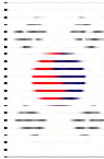
九州・韓国・中国の民間経済交流枠組み

九州経済産業局、九州経済連合会が有する国際交流スキーム

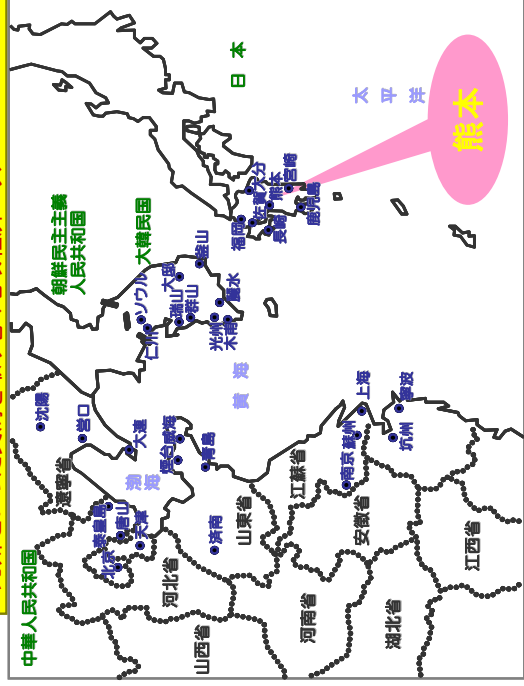
九州・韓国・中国の官民経済交流の枠組み



第7回 日中韓 環黄海経済・技術交流会議



★ 環黄海地域エリア
大連から上海、仁川から釜山に至る、韓国・中国沿岸部、九州といった黄海を取り巻く地域経済エリア



- 背景・概要**
- 九州の産業・企業が、国際競争力を確保し、持続的な成長を遂げていくためには、中国、韓国等の東アジア・環黄海地域の成長ダイナミズムと連動し、新しいニーズとシーズを結合させた、新たな価値創造が求められている。
 - このようなか、九州地域では、2001年3月から、中国、韓国の中央政府や経済団体とのパートナーシップのもと、環黄海圏の経済交流の深化を図るため、「環黄海経済・技術交流会議」を開催。

本年度会議
○ 九州 がホストとなり、11月26-27日に 熊本市で開催。

熊本会合のポイント

- ◎ 九州、中国、韓国の行政機関・企業・大学が参集本機会を活用、企業等のビジネス交流を深化・拡大
 - 1) 環黄海圏の産学官による協力体制について
 - 2) 経済界のビジネス交流の進展
→ 環境・バイオ分野におけるビジネス交流
 - 3) 大学が核となった取り組みの深化
 - 4) 物産・観光資源を活用した交流の促進
- ＜主な事業＞
- 環黄海ビジネスフォーラム ● 大学学長フォーラム ● 本会議
 - 環境ビジネスミーティング ● バイオフォーラム ● 物産・観光事業

【構成】

- ◇ 韓国：産業資源部、経済団体、自治体等
- ◇ 中国：商務部、科学技術部、自治体等
- ◇ 九州：九州経済連合会（会長：鎌田迪貞）、九州経済産業局、自治体等

（2001年～毎年持回り開催）過去6回開催

【外部の評価】～政府間ハイレベル協議での積極的な評価

- ◎ 2004年11月「ASEAN+3（ラオス）」の日中韓首脳会談
小泉総理から中国温家宝首相に対し「環黄海経済・技術交流会議」等の地域間交流枠組みの重要性を言及。
- ◎ 2006年12月日中韓貿易大臣会合において、甘利経済産業大臣、中国薄熙来商務部長から「環黄海経済・技術交流会議」について言及されるとともに、韓国金中根外交通商部通商交渉調整官（次官）も含め、3者から環黄海地域の重要性について言及。



九州・韓国経済交流会議



<目的・趣旨>

- ・九州と韓国が、中小企業を中心に、それぞれが有する資金、技術、人材等の地域資源を相互補完し、貿易、投資及び産業技術の交流拡大と地域間交流を促進。
- ・1993年より毎年交互に開催(過去13回開催)。基本プログラムに基づき相互に協力提案し、合意したのものについて共同で実施。

<メンバー構成>

◇九州側

代表：九州経済産業局長

委員：九州経済産業局、自治体、経済団体等

◇韓国側

代表：産業資源部通商協力局長

産業資源部、経済団体、自治体等

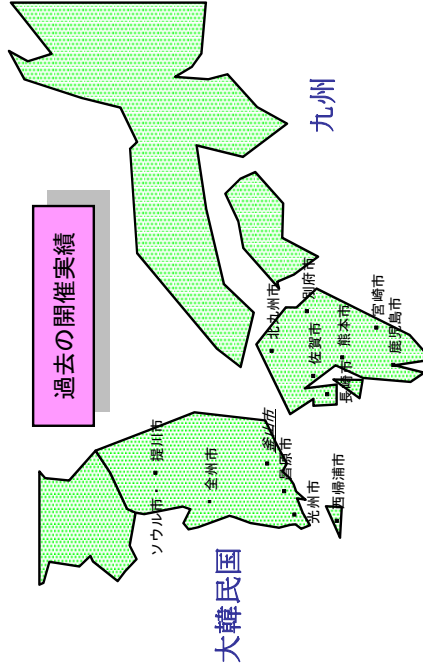
<基本プログラム>

- 九州・韓国の中小企業の貿易、投資及び産業技術分野での協力を推進するための基盤整備
- 九州・韓国の中小企業間の経済交流の拡大を支援するための交流団の派遣、各種展示会等の事業の積極展開
- 研修及び人材育成、人材交流に係る協力
- 貿易・投資及び産業技術協力を促進するための調査研究及び広報への協力
- 九州・韓国の地域間経済交流の積極的支援

<主な成果>

- ◇環境・リサイクル、IT等分野での地域間ビジネス連携
- ◇九州・韓国ビジネスマッチング事業
- ◇韓国中小企業の人材育成への協力 など

過去の開催実績



- 第1回 (93年11月) 北九州市
- 第2回 (95年2月) ソウル特別市
- 第3回 (96年2月) 長崎市
- 第4回 (97年6月) 全羅北道・全州市
- 第5回 (98年7月) 別府市
- 第6回 (99年5月) 光州広域市
- 第7回 (00年9月) 宮崎市
- 第8回 (01年6月) 慶尚南道・昌原市
- 第9回 (02年8月) 鹿児島県霧島市(旧牧園町)
- 第10回 (03年7月) 済州道・西帰浦市
- 第11回 (04年7月) 熊本市
- 第12回 (05年10月) 忠清北道堤川市
- 第13回 (06年7月) 佐賀市
- 第14回 (07年7月) 釜山広域市



九州・中国産業技術協議会



<概要>

- 九州地域と中国との産業技術及びビジネス交流に資する定期的な意見交換の場。情報提供の場である技術フォーラム及び企業間交流会等で構成。
- 天安門事件(1989年)後の1990年、九州初の官民合同ミッションが中国を訪問。両国間の技術交流、ビジネス交流のパイプを構築したことがきっかけ。
- 翌1991年に第1回目の会合を福岡市で開催して以来、原則毎年交互に開催し、2005年までに12回の会合を重ねる。2006年に北九州市で「九州・中国ビジネスフォーラムin北九州」を開催。

<主催>

【九州側】

九州・中国産業技術協議委員会

会長：九州経済連合会会長、

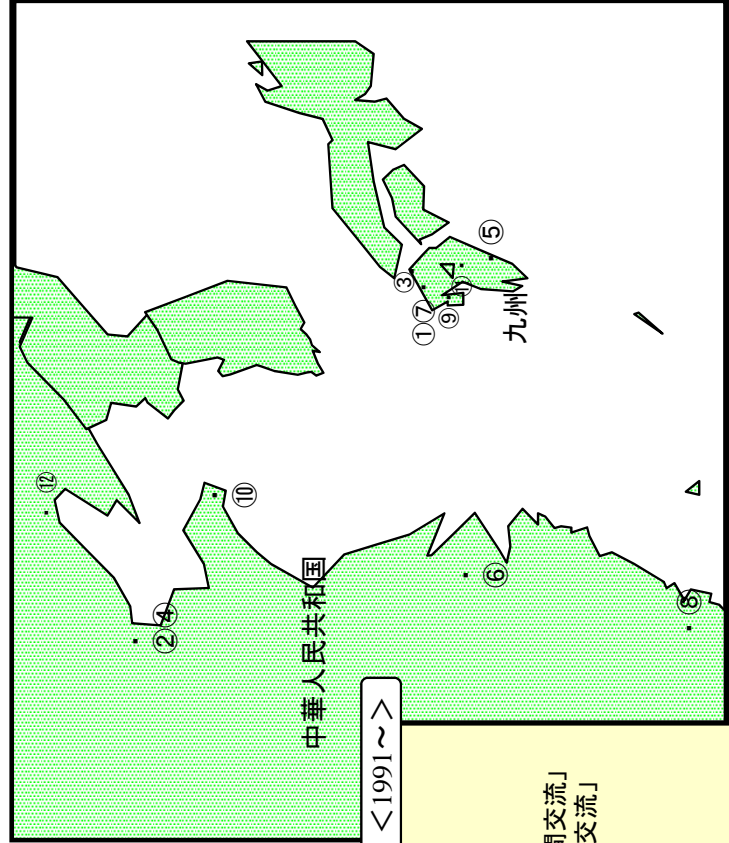
顧問：九州経済産業局長

委員：各県、政令市、経済団体等

【中国側】

国家科学技术部、科学技术交流中心、各省、各市等

代表：科学技术部副部长



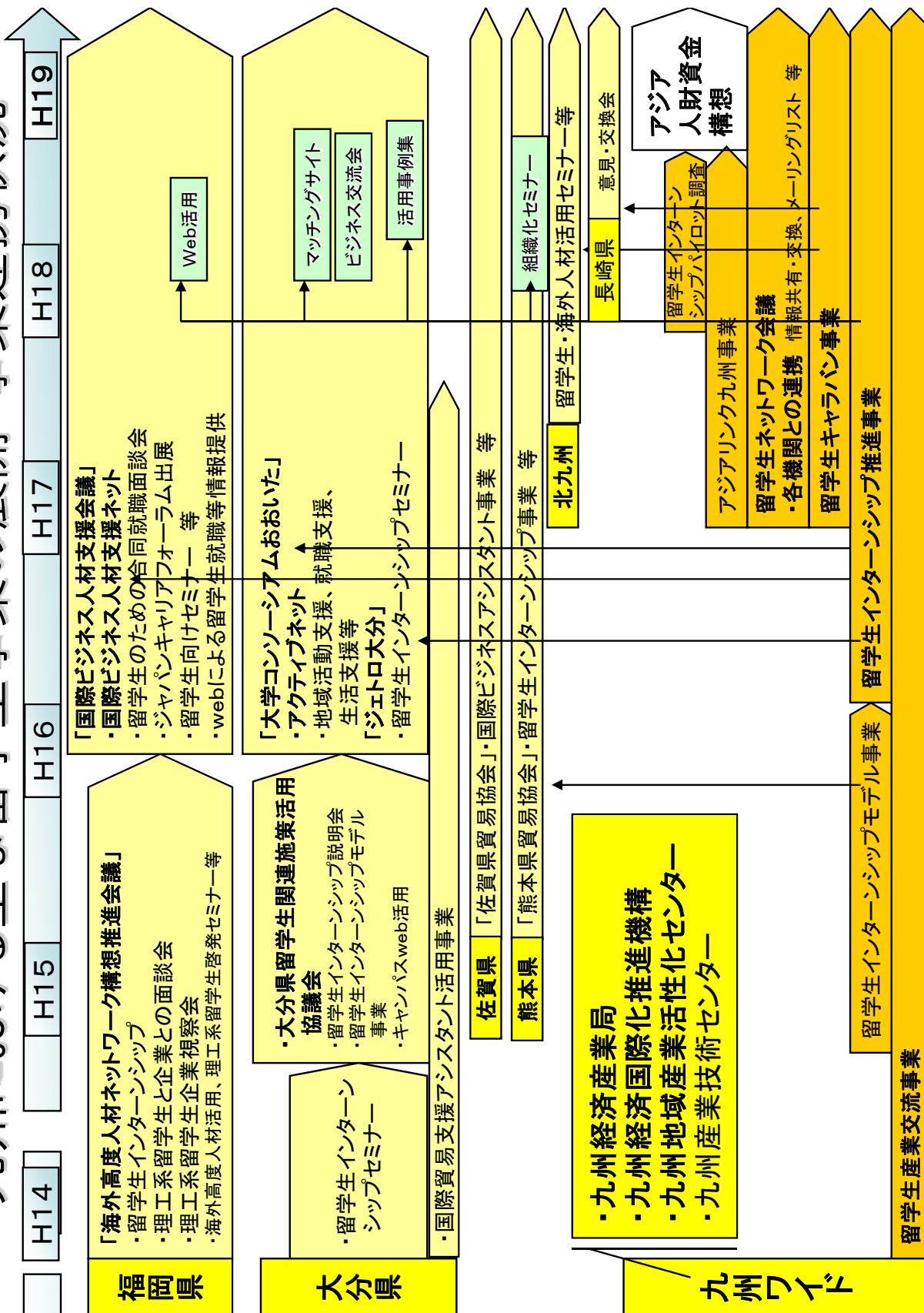
開催状況 <1991～>

第1回	1991年11月	福岡市	テーマ：「テクノポリス」
第2回	1992年10月	北京市	テーマ：「テクノポリス」
第3回	1993年11月	北九州市	テーマ：「環境保全」
第4回	1994年10月	北京市	テーマ：「省エネルギー・環境」
第5回	1995年10月	宮崎市	テーマ：「新素材などの技術開発」
第6回	1996年10月	江蘇省	テーマ：「中小企業の技術開発と企業間交流」
第7回	1997年12月	福岡市	テーマ：「中小企業を中心とした企業間交流」
第8回	1998年11月	福岡市	テーマ：「企業の技術革新」
第9回	2000年6月	長崎市	テーマ：「環境産業」
第10回	2002年3月	威海市	テーマ：「IT」
第11回	2003年1月	熊本市	テーマ：「バイオテクノロジー」
第12回	2005年9月	瀋陽市	テーマ：「製造業における協力と発展」

留学生等海外高度人材の活用促進



九州における主な留学生事業の展開・事業連携状況



九州における投資交流の促進



◇◇◇ 対日投資促進における日本政府の目標 ◇◇◇

「対日投資額が2010年までにGDP比で倍増となる5%程度を目指す」(2006.3.9 第7回対日投資会議)

地域における外国企業誘致の取り組み支援

地域の特性を活かした外国企業誘致のための取り組みを実施・支援し、九州への対内投資を促進。

【平成19年度採択 外国企業誘致地域支援事業】

- ✓ 北九州市(自動車・IT産業等の分野)
- ✓ 熊本県(半導体関連分野)
- ✓ 福岡市、福岡商工会議所(知識創造型産業、物流機能を軸としたアジア統括拠点等)

地域間交流支援事業の支援

九州内では、ジェトロ事業等を活用し海外の特定地域との交流を図る動きが進展。

【平成19年度採択 地域間交流支援(RIT: Regional Industry Tie-Up Program)事業】

- ✓ 九州ー中国大連市; 環境リサイクル関連産業
- ✓ 福岡市ーインド タミルナドゥ州、カルナタカ州、ケララ州; IT産業(組み込みソフト)
- ✓ 北九州市ー英国北東イングランド; バイオ

◆対日直接投資総合案内窓口◆

対日直接投資を検討中の方に対して、相談、情報提供等を実施。
(電話、FAX、eメール、窓口来訪等受付)

九州経済産業局投資交流促進課
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1
電話:092-482-5426 FAX:092-482-5321
E-mail:invest-japan-kyushu@meti.go.jp

九州のプレゼンス拡大

▶「九州の投資環境」

九州の産業集積、ものづくり力、研究開発力、人材力など最新のデータを取りまとめ、外国企業がkyushuに投資・ビジネスを行う上での判断材料を提供(英語/日本語版、中国語版、韓国語版)。

▶外交官を招聘しての九州PR

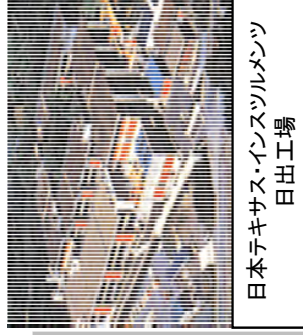
在京の大使館員、国際機関職員等を対象に、九州を視察し理解を促進するインダストリアル・ツアーを受入。

- アジア・インダストリアル・ツアー
 - ー平成19年2月8日(木)～10日(土)
 - ー北九州市、鹿児島県
- インダストリアル・ツアー
 - ー平成19年6月5日(火)～7日(木)
 - ー福岡県、佐賀県、長崎県

▶インターネットを活用した九州PR

当局及び九州経済国際化推進機構ウェブサイトを*等を通じて、九州のビジネス環境情報を提供。*(<http://www.kyushu-kei.org/>)

▶福岡アジアアッソシオン産業振興



日本テキサス・インスツルメンツ
日出工場



プレゼニウスメデイカルクエア
ジャパン株豊前工場



デル 宮崎カスターマセンター

その他参考資料

九州における産業クラスター計画プロジェクトの新展開

- 経済産業省では、平成13年度から、産業の国際競争力の強化を目的として、地域に新事業や新産業が次々と生み出されるイノベーション型な産業集積の形成を目指した「産業クラスター計画」を展開。
- 九州では、産業としての強みを持つ「環境」、「半導体」、「バイオ」の3分野で、第Ⅱ期計画(18～22年度)を推進中。
- 各プロジェクトでは、産学官ネットワークにおける交流と触発から多様な挑戦が活発化。皆様のご参加をお待ちしています。

環境

◆九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ(K-RIP)

- 分野: 環境・リサイクル産業
- 推進組織: K-RIP(会費制)
- 設立: 平成11年11月
- 会員数: 478
- 最終目標: 公害防止技術のアジア展開

- 第Ⅱ期目標(18～22年度):
- ・新事業開始件数 1,500件
- ・海外ビジネス創出件数 20件
- ・ニッチトップ、オンリーワン企業 10社
- ・新規起業件数 25件

半導体

◆九州シリコン・クラスター計画

- 分野: 半導体・FPD関連産業
- 推進組織: 九州半導体イノベーション協議会(会費制)
- 設立: 平成14年5月
- 会員数: 234
- 最終目標: 高信頼性半導体の量産化拠点

- 第Ⅱ期目標(18～22年度):
- ・新事業開始件数 1,500件
- ・新規起業件数 50社
- ・世界シェアトップ企業数 10社
- ・新規上場(IPO)企業数 10社

バイオ

◆九州地域バイオクラスター計画

- 分野: 機能性・健康食品産業
- 推進組織: 九州地域バイオクラスター推進協議会(会費制)
- 設立: 平成19年9月
- 会員数: 108
- 最終目標: 機能性食品・健康食品の開発・量産化拠点

- 第Ⅱ期目標(19～22年度):
- ・新事業開始件数 400件
- ・新規上場(IPO)企業数 8社

プロジェクトの推進体制と重点取り組み

環境

◆九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ(K-RIP)

- 会長: 麻生 泰・(株)麻生社長
- 運営会議議長: 鶴田 暁・(株)環境テクノス社長
- 部会(部会長):
 - ・交流(麻生・坂田部長)
 - ・情報(九電・瓜生部長)
 - ・プロジェクト(新日鐵・網岡部長)
 - ・需要創出(YBM・吉田会長)
- 推進組織事務局: (財)九州産業技術センター

半導体

◆九州シリコン・クラスター計画

- 会長: 佐々木 元・NEC(株)会長
- 企画運営委員会委員長: 上田 享・(株)測上ミクロ社長
- 部会(部会長):
 - ・広報(PMT・京谷社長)
 - ・アライアンス(仲谷MD・仲谷社長)
 - ・技術創出(櫻井精技・櫻井社長)
 - ・ビジネス創出(吉玉精敏・吉玉社長)
- 推進組織事務局: (財)九州地域産業活性化センター

バイオ

◆九州地域バイオクラスター計画

- 会長: 小野 友道
 - ・熊本保健科学大学長
- 企画運営委員会委員長: 農 新介・オーム乳業(株)専務
- 推進組織事務局: (財)くまもとテクノ産業財団

主な取り組み

…出発点は、会員ニーズ…

○起業化支援

- ・FS等独自支援(K-RIPプロジェクト)
- ・人材育成(環境クラスター大学)
- ・プロジェクトメイキング研究会

○国際展開

- ・環黄海環境ビジネス創出
- ・環黄海環境ビジネスミッション
- ・大連とのビジネス交流(JETRO・RIT)

○事業化支援

- ・エコテクノ等商談会・展示会
- ・新商品開発支援(売れる商品づくり)
- ・専門家派遣によるハンズオン支援

○市場開拓

- (IDM等とのアライアンス)
- ・IDM向け展示会(チャレンジマーケット)
- ・新ビジネス支援(提案型アライアンス事業)
- ・アライアンス研究会
- ・専門家のビジネスサポート(イノベ応援団)

○技術開発

- (高密度・パッケージ技術)
- ・技術創出研究会
- ・試作品の評価・検証(Shisaku工房)

○人材育成

- (製造プロセス・装置分野)
- ・工程一貫型インターンシップ(IKKAN)

○機能性評価ネットワーク構築

- ・機能性等評価のワンストップ支援

○マーケティング支援

- ・消費者と連携した製品評価(アンチエイジングカフェ)
- ・会場と大手とのアライアンスマッチング

○人材育成

- ・フード版MOT(フードバイオビジネススクール)
- ・新規参入支援(バイオトレーニング)
- ・弁理士・弁護士ネットワーク

その他参考資料

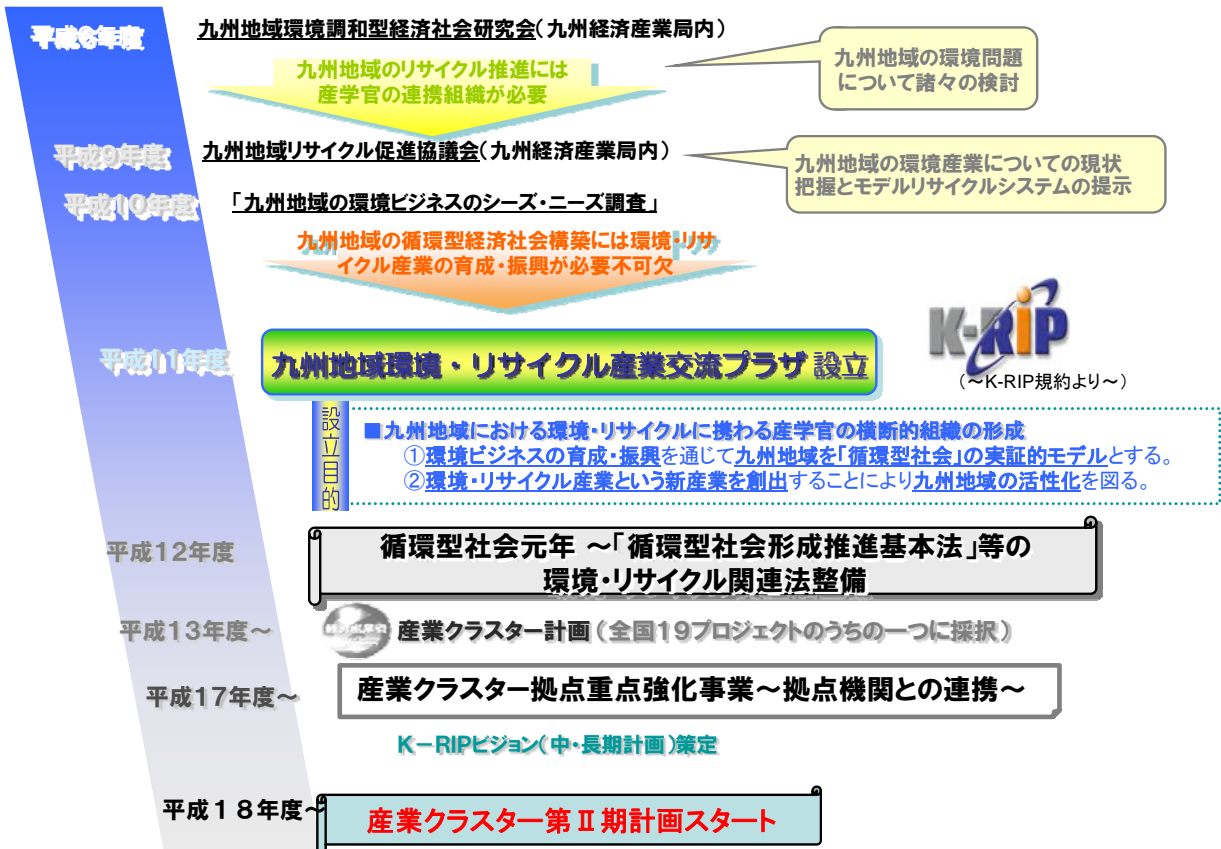
九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ (K-RIP)



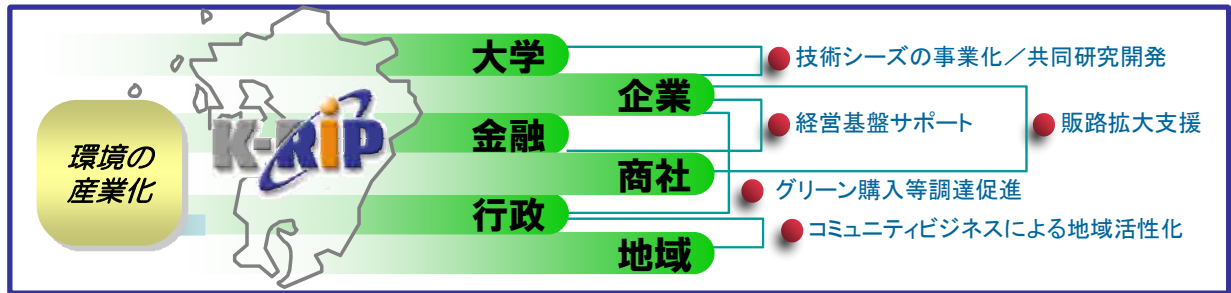
～『環境』という『産業』を九州から～

設立の趣旨・目的

- ◆九州地域の環境・リサイクル産業の育成・振興
- ◆九州地域における循環型経済社会の実証的モデルの構築
- ◆環境・リサイクル分野における新規産業の創出を通じた地域経済の活性化
- ◆産学官関係者の連携の促進



役割 ～産学官の横断的ネットワークによる環境クラスター形成～



【お問い合わせ先】 経済産業省九州経済産業局 資源エネルギー環境部 環境対策課 坂本、竹内
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話092-482-5499 FAX092-482-5554

【入会お申込み先】 九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ事務局 飯塚
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-13-24 電話092-474-0042 FAX092-472-6609

その他参考資料

九州シリコン・クラスター計画

～「KYUSHUブランド」＝高信頼性半導体・FPDの製造拠点～

経緯

半導体産業は、今後の世界市場においても年率6%以上の成長率が見込まれ、2009年度には3000億ドルに及ぶ市場規模が見込まれる有望な成長産業であり、「情報家電」、「モバイル機器」、「自動車」など、我が国産業の国際競争力を支える極めて重要な産業分野です。九州では現在800社を超える関連企業が集積し、世界の半導体市場の約5%をシェアしています。

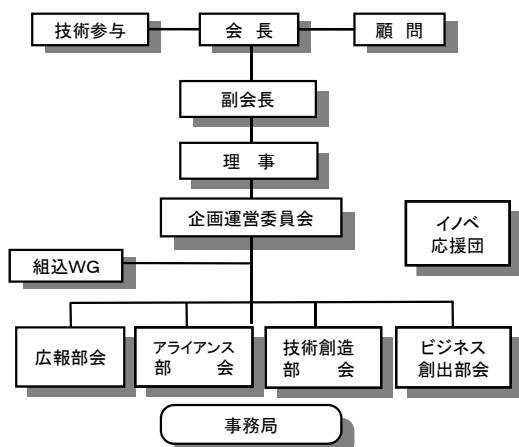
しかしながら、高度な技術開発競争とグローバルな市場競争が極めて激しい半導体産業にあつて、地域企業が有望なビジネスを行っていくためには、他の企業との積極的なアライアンスをはじめ、効果的かつ戦略的な取り組みを行っていく必要があります。

九州経済産業局では、半導体とともに今後の成長が期待できるFPD(Flat Panel Display)分野を対象とした「九州シリコン・クラスター計画」を策定し、域内の半導体・FPD関連企業等が世界から注目され、「情報」、「人材」、「ビジネス」が集まる刺激的でイノベティブな地域づくりを目指して、「九州半導体イノベーション協議会(SIIQ)」を中心に関係機関と連携・協力して様々な取り組みを行っています。

活動内容 “SIIQ(シーク)”での取り組み



部会区分	ミッション	本年度事業
広報部会	情報の流動化のための仕掛け作り	<ul style="list-style-type: none"> HPリニューアル ・パンフレットの作成 会報の発行 インターンシップ事業の実施
アライアンス部会	ビジネスチャンスを生み出すアライアンスの基盤作り	<ul style="list-style-type: none"> アライアンス研究会の開催 エグゼクティブ交流会の開催 アライアンス募集事業の実施
技術創造部会	技術シーズの見える化と技術情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 全九州半導体技術フォーラムの開催 技術創造研究会 Shisaku・評価工房事業の実施
ビジネス創出部会	ビジネスの発現	<ul style="list-style-type: none"> チャレンジマーケットの開催 セミコンジャパン出展 イノベ応援団によるビジネス支援事業



会長:
○佐々木 元(NEC代表取締役会長)

副会長:

○梶安川電機	取締役社長	利島 康司
○ソニーセミコンダクタ九州㈱	代表取締役社長	種茂 慎一
○東京エレクトロン九州㈱	代表取締役社長	三浦 昭
○梶淵上マイクロ	代表取締役社長	上田 享
○先端半導体技術交流会議	代表幹事	鶴島 稔夫

理事:産学官から29名

○会員数: 219社・者(2007.10.31現在)
 正会員: 157社・者(企業124社、大学: 10、自治体11、その他12)
 個人会員: 62者
 ○会費 正会員6万円～、個人会員6千円

【お問い合わせ先】

○「九州シリコン・クラスター計画」に関すること

経済産業省 九州経済産業局 地域経済部 情報政策課 担当: 名垣、村上
 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL:092-482-5443 FAX:092-482-5538

○「九州半導体イノベーション協議会」に関すること

九州半導体イノベーション協議会 事務局(財団法人九州地域産業活性化センター) 担当: 近藤
 〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通5-14-12(南天神ビル7階) TEL:092-524-9265 FAX:092-713-4292

その他参考資料

九州地域バイオクラスター計画

～「健康・フードアイランド九州」の構築～

経緯

九州地域のバイオ産業振興の指針となる『九州地域バイオクラスター戦略ビジョン』（経済産業省九州経済産業局平成19年10月）に基づき、「機能的食品・健康食品の開発・量産化拠点の形成」を目指し、具体的な事業展開を図ることとなりました。事業推進の主体となる機関として、九州地域の産・学・官関係者が参加する「九州地域バイオクラスター推進協議会」（任意団体）が平成19年9月27日（木）に発足し、同年10月から販路拡大等の各種支援事業に取り組んでおります。

活動内容 ワンストップで、あらゆるご相談、お問い合わせに対応します。

1. 販路拡大を支援します

会員企業の皆様の製品・技術を国内外の企業や消費者へPRするための展示会やマーケティング支援を行っていきます。

2. 研究開発の支援を行います

地域のニーズが高く、市場性のある技術シーズについて個別に支援を行い、各種補助金申請への橋渡し等を行っていきます。

3. 資金調達を支援します

各種ベンチャーマーケットとの連携等を通じて金融機関等からの資金調達が円滑に行われるような仕組み作りを行います。

4. 情報発信を行っていきます

会員に対し商談会、展示会、研究開発事業の公募状況等有用な情報を適宜提供していきます。

5. 新たな出会いの場を提供します

産学官のネットワークを構築するための出会いの場を提供し、新たなビジネス創出のきっかけ作りを行います。

6. 機能的評価の仕組みを整備します

機能的評価の課題を整理するとともに、会員の皆様が機能的評価を迅速にできるようなネットワーク整備を行っていきます。

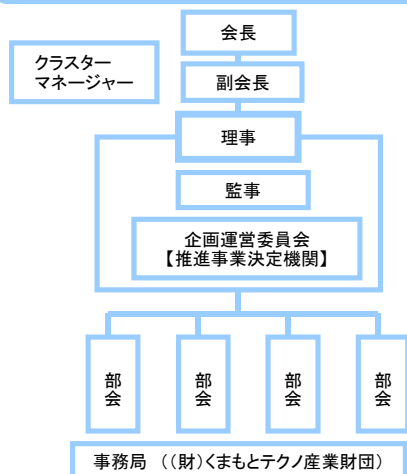
7. 人材育成・活用を行っていきます

食ビジネスに特化した人材育成のプログラム確立及び異業種の参入を容易にするためのバイオ実習等も積極的に行います。

8. 国際展開を後押しします

市場規模の広がりを見せるアジア地域との連携を視野に入れた、国際展開の支援を行っていきます。

九州地域バイオクラスター推進協議会組織図



【年会費】■団体会員1口:6万円 ■個人会員1口:6千円

九州地域バイオクラスター推進協議会 役員等名簿

会長 熊本保健科学大学	学長	小野 友道
副会長 東洋新薬株式会社	代表取締役	服部 利光
雲海酒造株式会社	代表取締役社長	中島 勝美
日本有機株式会社社団法人鹿児島県工業倶楽部	代表取締役会長(会長)	川崎 暢義
理事 オーム乳業株式会社	専務取締役	農 新介
キューサイ株式会社	代表取締役社長	藤野 孝
株式会社エーライフ	代表取締役社長	鍋島 邦洋
トーマンベンチャーサポート株式会社	代表取締役	古賀 光雄
株式会社やすや	代表取締役社長	矢頭 美世子
九州大学	農学部長	今泉 勝己
九州大学大学院農学研究院	教授	久原 哲
九州工業大学	理事・副学長	西野 憲和
味の素株式会社	九州事業所長	田中 清
長工醤油味増協同組合	理事長	林田 眞二郎
株式会社トランスジェニック	代表取締役	是石 匡宏
崇城大学	生物化学部部長	岩原 正宜
三和酒類株式会社	常務取締役	下田 雅彦
坂元醸造株式会社	代表取締役	坂元 昭宏
鹿児島大学	学長補佐(産学官連携 担当)	安部 淳一
監事 肥後銀行 (独)中小企業基盤整備機構九州支部	営業統括部 部長代理 支部長	石原 弘章 筒井 司
顧問 九州経済産業局	局長	谷 重男
(予定)九州農政局	局長	南部 明弘
(財)九州産業技術センター	会長	鎌田 迪貞

【会員募集中!!】

「九州地域バイオクラスター推進協議会」では会員を募集しています。協議会で実施する各種事業を、研究開発、製品開発、販路開拓、資金調達及び人材育成等の取り組みにお役立て下さい。

【お問い合わせ先】

○「九州地域バイオクラスター計画」に関すること

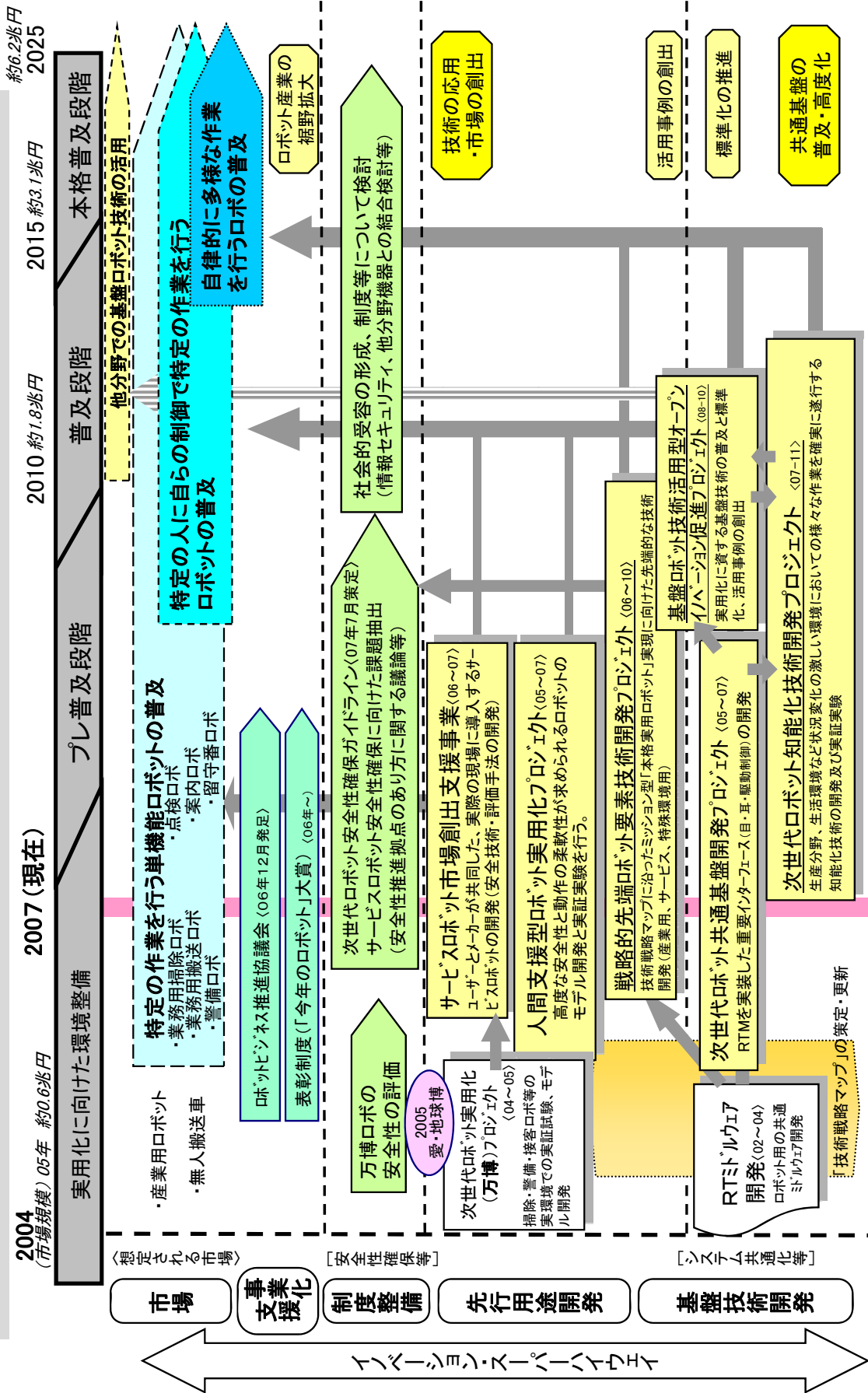
経済産業省 九州経済産業局 地域経済部 製造産業課 担当:下津浦、仁田
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL:092-482-5443 FAX:092-482-5538

○「九州地域バイオクラスター推進協議会」に関すること

九州地域バイオクラスター推進協議会 事務局(財団法人くまもとテクノ産業財団) 担当:中島、岡田
〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-10 TEL:096-289-3116 FAX:096-286-3929

その他参考資料

ロボット政策の全体像



その他参考資料

新しいJIS制度の構築

～政府認証から民間認証へ～

現行制度


新制度

1. JISマーク表示制度

★政府責任

- 制度対象は、主務大臣が指定する鉱工業品等に限定(指定商品等)
- 指定商品等に対してJISマーク表示以外の規格該当性表示の禁止
- マークを付することができる者は、製造業者、外国製造業者等

★国による工場認定制度

- 主務大臣(国)又は主務大臣(国)が指定する者が実施
- 認定機関の指定の基準
主務大臣が省令で定める基準(経理的基礎及び技術的能力を有する、認定の公正な実施に支障を及ぼさない、等)
- 主務大臣が指定した検査機関による検査制度
- 現行JISマーク 


★国による制度の信頼性の確保措置

- 製造業者等への監督措置
表示の除去、抹消、表示の付してある指定商品の販売停止の命令、認定の取消し
- 認定機関への監督措置
適合命令
業務規程(変更命令あり)、手数料は、認可制

★事業者の自主性を尊重

- 制度対象は、JISが定められている全ての鉱工業品等(各製造業者等が自由に選択)
- 自己責任によるJISマーク表示以外の規格該当性表示は自由
- マークを付することができる者に、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者を追加

★民間第三者認証機関による製品認証制度

- 主務大臣の登録を受けた第三者認証機関が実施
- 認証機関の登録の基準
国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた国際的な基準(ISO/IECガイド65(製品認証機関に対する一般要求事項))
- 認証機関による定期的な検査(サーベイランス)の実施等
- 新JISマーク 

★国による制度の信頼性の確保措置

- 製造業者等への監督措置
表示の除去、抹消、表示の付してある製品の販売停止の命令(認証の取消しは、認証機関が実施)
- 認証機関への監督措置
適合命令、改善命令、財務諸表等の備付け等の義務付け
業務規程(変更命令なし)、手数料は、届出制

◆既JISマーク表示認定工場に関する経過措置

平成17年10月1日の施行日から3年を経過する日(特定日:平成20年9月30日)までは、引き続き、現行JISマークを製品等に表示することができる。

◆新制度移行までの経緯

- 平成16年 6月 9日 「工業標準化法の一部を改正する法律」の公布
- 平成16年12月22日 「工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令」の公布
- 平成17年 3月30日 「日本工業規格への適合性の認証に関する省令」の公布
- 平成17年 4月 1日 認証機関の登録申請受付開始
- 平成17年10月 1日 ★新JISマーク制度のスタート 登録認証機関による認証申請の受付開始
- (平成20年 9月30日 現行JISマーク制度の経過措置終了)

消費生活用製品の安全対策

<製品事故の再発防止対策>

平成19年5月から改正消費生活用製品安全法を施行し、消費生活用製品に係る製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じることにより、製品事故の再発防止を図っている。

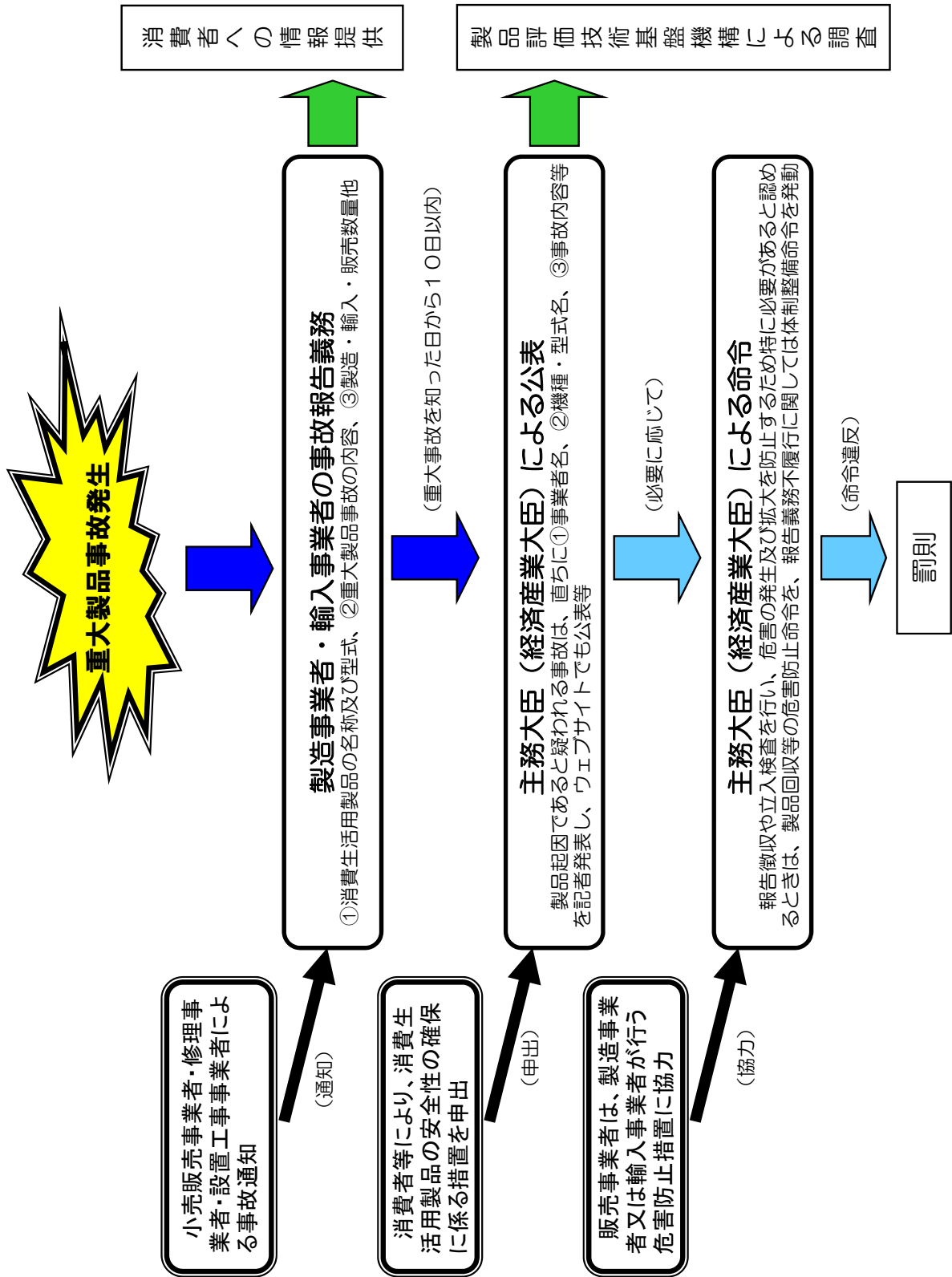
<事故情報の収集と公表>

- 消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を主務大臣に報告しなければならない。
- 主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合等において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、事故の内容等を公表する。
- 消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者へ通知するよう努めなければならない。
- 消費生活用製品の製造事業者、輸入事業者又は小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に提供するよう努めなければならない。

<事故の再発防止対策>

- 消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、事故原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収等の措置をとるよう努めなければならない。
- 消費生活用製品の販売事業者は、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者が行う消費生活用製品の回収等の措置に協力するよう努めなければならない。

(参考1) 重大製品事故情報の報告・公表の流れ



(参考2) 製品事故と重大製品事故

<製品事故>

「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかでない事故以外のもの。

- ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- ②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害は発生するおそれのあるもの

<重大製品事故>

「重大製品事故」とは、製品事故のうち、次のいずれかに該当するもの。

- ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの。
 - 死亡事故
 - 重傷病事故（治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病）
 - 後遺障害事故
 - 一酸化炭素中毒事故
- ②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。
 - 火災（消防が火災として確認したもの）

<製品事故の未然防止対策>

市場出荷後における事故の未然防止を図るためには、特に、消費者による保守が難しく、経年劣化による重大事故発生のおそれの高い製品(特定保守製品)の長期使用時について、安全確保の対策を講ずることが必要。消費生活用製品安全法を改正・施行(平成21年4月)予定。

特定保守製品の点検その他の保守の促進

①製品への表示等の義務付け

製造・輸入事業者に対して、標準使用期間、点検期間等の製品への表示、所有者情報を製造・輸入事業者に提供するための書面(所有者票)の添付等を義務付け。

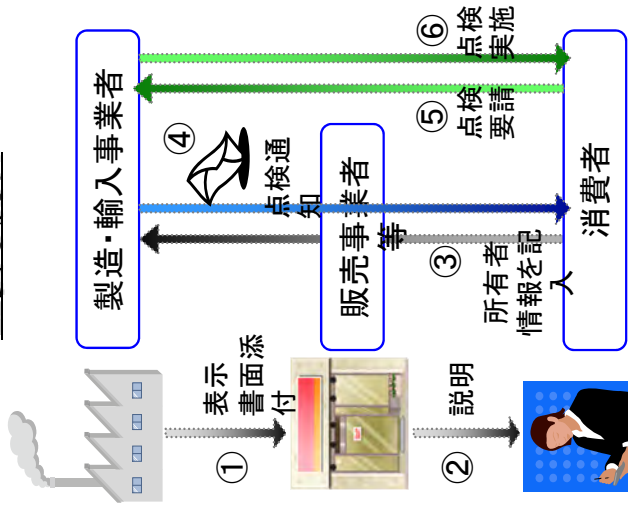
②消費者に対する説明等の義務付け

販売事業者に対して、経年劣化によるリスクと適切な保守の必要性について消費者に説明することを義務付け。

③消費者による所有者票の返送と販売事業者の協力

消費者は所有者票を製造・輸入事業者に返送。その際、販売事業者は、返送を代行する等により協力。

主要な流れ



④点検の必要性等に関する通知の義務付け

製造・輸入事業者に対して、点検期間始期に消費者へ点検の必要性につき通知することを義務付け。

⑤点検実施の責務

消費者は、点検期間に点検を行う等保守に努める必要。

⑥点検実施の義務付け及び点検実施体制整備

製造・輸入事業者に対し、点検期間中に点検要請を受けたときの点検実施を義務付け。また、既製品を含め、点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備する必要がある。

●支援施策に対する中央会の取り組み

今年度、中央会が力を入れる二つの施策についてご紹介します。

▶地域力連携拠点支援事業

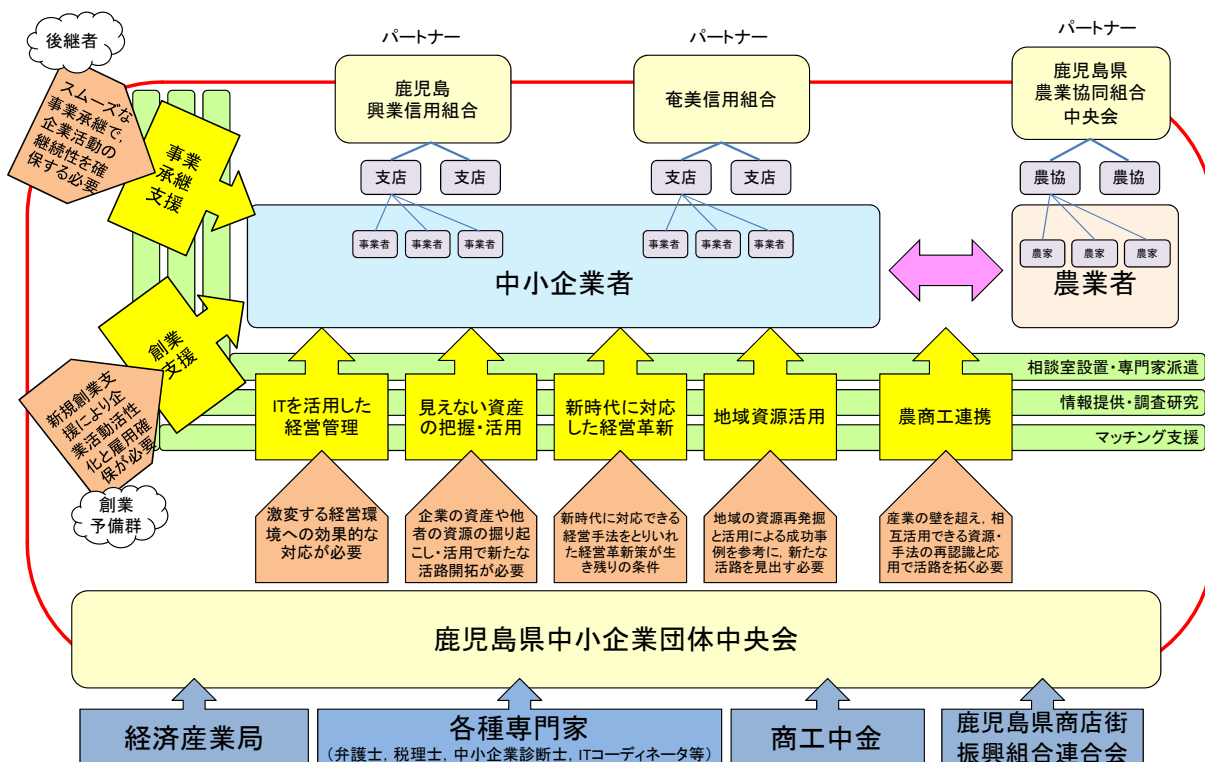


鹿児島県中小企業団体中央会は、平成 20 年 5 月 30 日、『鹿児島県中央会地域力連携拠点』を開所しました。

これは、小規模企業等の経営力向上、創業・再チャレンジ、事業承継を支援する「平成 20 年度地域力連携拠点事業（経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業）」の実施機関として応募し、採択されたことによるものです。

この事業では、日本の中小企業が、きめ細かく、すみずみまで行き届いたネットワークやつながり力によって、日本の経済発展を下支えしてきたことに着目し、厳しさをます今日、小規模な事業者が、自らの力と様々な連携を活用し、活路を見出すことを強力にバックアップすることとしています。

「鹿児島県中央会地域力連携拠点」が取り組む事業概要は次のとおりです。



▶ 地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業

【事業の要約】

海洋深層水は、ミネラル豊富な飲用水としてだけではなく、その用途は限りない可能性を秘めています。既に用途や製造方法が開示され、多くの商品に利活用されていますが、新たな市場を創出するためにはデータに裏付けされた品質成分、効用等の検証が不可欠です。

当事業では、富栄養性、ミネラル特性、清浄性、熟成性及び低温安定性の特性相互の相乗効果を活かしながら、海洋深層水の多目的利活用の方途を探ることを目的とした研究を行います。

具体的には、事業推進委員会及び成果・評価委員会を設置し、研究会開催により専門家・事業者等の意見を踏まえながら参加企業の技術・技能を結集して、農水工等と連携した新たな用途開発・商品化の研究を行います。

【事業計画の内容】

1. 事業推進委員会の設置

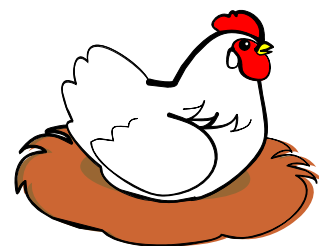
参加事業者、専門家、行政及び支援機関等による委員会を設置し、事業目的、運営方針、達成目標等に係る確認・検討、とりまとめを行う。

- ① 事業内容・成果目標の設定
- ② 農・畜産分野の研究会の進め方、講師選定、テーマ検討
- ③ 水産分野の研究会の進め方、講師選定、テーマ検討
- ④ 食品・飲料・健康・エネルギー分野の研究会の進め方、講師選定、テーマ検討
- ⑤ 研究成果の総合取りまとめ

2. 研究会の開催

海洋深層水の利活用に造詣の深い学識経験者、中小企業診断士等を専門家として招へいし、用途開発・商品化の可能性を探求するとともに地域資源の掘り起こしに向けた研究を行う。

- ① 先進事例等の研究
- ② 農・畜産分野への利活用研究（環境保全型の農業技術、果物・野菜の生長促進と甘味増進、豚・牛・鶏の飼料に混入）
- ③ 水産分野への利活用研究（魚介類・鰻等の養殖・藻類培養、さつま揚げ・干物・いか塩辛等水産加工品、マグロ・鰹・きびなご・飛魚等冷凍や鮮度保持）
- ④ 食品・飲料・健康・エネルギーの研究（焼酎・味噌・醤油・ラーメン・漬物・豆腐・緑茶・魚醤・きび酢・黒酢等に活用又は料理に利用、海洋深層水塩を炭化・粉末化）



3. セミナー開催

基調講演とパネルディスカッションにより、研究成果を公開するとともに外部有識者等に広く意見を求め、討論を行う。

特集3

ダイジェスト

農商工連携事例集

地域の「強み」である農林水産品。中小企業者と農林漁業者が連携することによって、この資源を活用した新しいビジネスが生まれています。

5月16日には「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」も成立しました。この法律は、両者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、地域を支える中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、(1)基本方針の策定 (2)農商工等連携事業計画の策定及び支援制度の創設などの総合的な支援措置を講じたものになっています。

本号では、農林水産省と経済産業省が4月に発表した「農商工連携事例集」から、48例をご紹介します。

【農商工連携に係る参考資料・詳細情報】

●経済産業省

「農商工連携 88 選の公表について」

<http://www.meti.go.jp/press/20080404002/20080404002.html>

●経済産業省

「農商工連携」促進等による地域経済活性化のための取組について

<http://www.meti.go.jp/press/20071106001/20071106001.html>

●中小企業庁

地域中小企業応援ファンドによる農商工連携の促進について

http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/071222fund_nokorenkei.htm

●農林水産省：農商工連携

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo02/nosyoko/>

農商工連携 事例集

1. 建設業のハーブビジネス事業参入

【北海道北見市】

○農業者—建設業者—大学—公設試験場—支援機関

- ・建設業である舟山組(株)が、無農薬オーガニックをコンセプトにハーブビジネスに参入。
- ・97年には農業生産法人(有)香遊生活を設立。
- ・事業化にあたり北見工業大学、道立オホーツク圏地域食品加工技術センター、北見工業技術センター、北海道科学技術総合振興センター等と産学連携により事業を進めている。
- ・平成18年度売上:4,000万円

中核団体:(財)北海道科学技術総合振興センター



3. 在来トウガラシのブランド確立

【青森県弘前市】

○生産者—行政—大学—加工業者等

- ・種子管理、栽培指導、土壌分析、加工食品の試作、販売まで関係者が一体となって弘前市の在来種のトウガラシ「清水森ナンバ」のブランド化の取組を実施。
- ・地域の特産物としてブランド化を目指す取組みにより、生産者数、生産量とも増加。
- ・平成19年度生産量 9,000kg(18年度 2,354kg)

中核団体:在来津軽清水森ナンバブランド確立研究会



2. IT農業の実践とフードチェーンシステムの構築

【北海道北見市】

○農業者—IT企業者
○農業者—食品加工会社

- ・農業者とIT、観光等の企業が共同で出資した農業生産法人。
- ・情報技術の活用による大規模科学的営農システムを構築。これにより、生産コストの低減、高品質、安心・安全な農産品の生産を実現。
- ・また、流通、加工、販売を担う企業とフードチェーンシステムを構築中。
- ・平成18年度売上:2,900万円

中核団体:(株)インフリアグリシステム



4. 青森県産りんごの海外販売

【青森県弘前市】

○農業者—JETRO—商工会議所—電機メーカー

- ・97年のりんご価格暴落を契機に、片山りんご(株)を中心にりんご生産農家が出荷組合を形成し、海外にりんご販売の活路を求めた取組を展開。
- ・イギリス等の欧州には小玉の「玉林」を、中国には大玉の「陸奥」を、と相手国の嗜好に合わせて出荷。輸出先国数は10を超える。
- ・輸送技術開発については、JETRO、弘前商工会議所と連携している。
- ・平成18年度売上:2,900万円

中核団体:片山りんご(株)



農工商連携 事例集

5. 建設業者の農業分野への参入

○農業者－建設業者－大学－販売業者

- ・わさびは水管理など栽培管理が難しいが、大学から栽培管理技術の指導を受け、建設業者がわさび事業に参入。
- ・土木工事のノウハウを活かせる「わさび栽培装置」を導入。
- ・栽培に当たっては地元農家とノウハウを共有
- ・販売においては、老舗蒲鉾店等と連携。
- ・販路拡大に努めている。
- ・地元農家の意欲向上、休耕田の有効活用、建設需要(わさび田造成による)の喚起に効果を上げている。
- ・平成18年度売上:1,200万円

【宮城県仙台市】

中核団体: 奥田建設(株)



6. 養豚事業を核とした地域活性化への取組

○養豚業者－農業者－廃棄物処分業者

- ・大型養豚団地の養豚業者が、「水・土・大気を汚さない」をスローガンに、ISO14001を取得。
- ・廃棄物処分業者が、生き物にとってよい水・よい土を作るBMW(バクテリア、ミネラル、水)技術を活用し、糞尿から堆肥等を生産し、耕種農家に提供。これにより、地域循環型有機栽培農産物の生産を拡大。
- ・平成18年度売上:25.7億円

【秋田県小坂町】

中核団体:(有)ポーランド



7. 漬物製造、残渣供給、堆肥還元による循環型農業確立

○農業者－加工業者－流通－販売業者

- ・綿密な栽培・販売計画による契約の下、①栽培経費の軽減、②集中出荷の回避、③流通の省力化を実現。
- ・この取組により、加工業者は、高品質な漬漬を安定的に製造し、広域に販売
- ・加工業者は、野菜残渣を畜産農家に供給し、畜産農家は、堆肥を野菜農家に還元し、地域内循環型農業を確立。
- ・平成18年度売上:1.6億円

【福島県会津若松市】

中核団体: ㈱会宝



8. 「ほしいも」を活用した高付加価値新商品開発

○農業者－食品加工業者－研究機関

- ・ほしいもに含まれる、脳の活性・アンチエイジングに効果のある機能性成分に着目。
- ・地元企業との共同研究により、ほしいもの加工過程で発生する残渣物により多くの機能性成分が含まれていることが判明。
- ・ほしいもの機能性成分を活用した、新商品の製造に必要な設備の開発、製造工程の見直しを地元企業と連携して実施。
- ・これら新商品の売上は、19年度見込みで約3,300万円。

【茨城県ひたちなか市】

中核団体: ㈱ひたちなかテクノセンター



農工商連携 事例集

9. 地元産小麦による多様な消費拡大の取組

○**農業者**—**製造業者**—**流通業者**—**消費者**等

- ・異なる立場の組織や企業が栃木の小麦を介して横断的に連携し、「麦わらぼうしの会」を立ち上げ、県産小麦の普及と消費拡大を実施
- ・同会が中心となって、①料理教室、食育講座の開催、②県産小麦の特性を活かした新商品開発、③試食会、即売会等のPRイベントを実施
- ・平成18年度新商品売上:7,000万円

【栃木県足利市】

中核団体:笠原産業(株)



11. 地元産キャベツを使ったキムチの製造・販売

○**農業者**—**製造業者**—**販売業者**

- ・従来、韓国・国内とも、キャベツを原料にしたキムチは無かったが、製造業者の長年にわたる乳酸菌に関する研究の結果、「キャベツキムチ」を開発。
- ・「キャベツキムチ」推進委員会を発足し、関係業者一体となった地元産統一ブランドで販売を実施。
- ・加工品の増加により、キャベツの消費が拡大。
- ・平成18年度売上:2,600万円

【群馬県前橋市】

中核団体:群馬県漬物工業協同組合



10. 群馬蚕のブランド化

○**蚕栽培者**—**製紙**—**燃糸**—**染色業者**—**メーカー**

- ・「有ミラノリブ」は絹製品振興のため、群馬県産の高級絹にこだわった商品作りを開始。
- ・養蚕農家～製紙業者等～メーカーという川上から川下までの連携体を構築。
- ・連携による伝統技術の活用、トレーサビリティの導入、高品質の「群馬県産繭」のみを原料とするなど、商品の高付加価値化に成功。
- ・自社ブランド「CHIJIJA」の開発に成功し三越など大手百貨店との連携も進行中。
- ・平成18年度売上:4,500万円

【群馬県桐生市】

中核団体:有ミラノリブ



12. 川越芋を活用したビールの開発

○**農業者**—**製造業者**—**デザイナー**—**会社**—**大学**

- ・当該事業の中核企業である(株)協同商事は、川越地区名産・薩摩芋を原料としたビールの開発を平成18年から実施。
- ・原料の栽培(農業生産者)、加工(農事組合法人)、商品製造(製造業者)、パッケージデザイン(デザイナー)会社・大学)と4者がそれぞれの強みを活かして連携し、高レベルの商品開発が可能となった。
- ・2007年モンドセレクション最高金賞受賞
- ・商品名に、川越地域の薩摩芋の代表的品種を採用することで、商品の評価が間接的に地域のイメージ向上に還流。
- ・平成18年度売上:900万円
- (19年度販売量は300%アップで推移) 2007年モンドセレクション最高金賞受賞

【埼玉県川越市】

中核団体:(株)協同商事



農工商連携 事例集

13. 「房州びわ」のブランド化から観光プロジェクト展開

- 農業者－旅行者－商品開発コンサル等
- ・地域の「道の駅」が中核となり、特産の「房州びわ」の出荷規格外品を原料として40アイテムを超えるオリジナルブランド商品を開発・販売
 - ・観光業者、農業者、商工業等の連携により、地域の味覚狩り、農業体験などを一括して受け付けける新しい集客交流モデルを構築し、年間通じた観光客の誘致に成功
 - ・平成18年度売上：5.1億円

【千葉県南房総市】
中核団体：(株)とみうら



14. アレルギー緩和機能の活用に向けた茶産地とメーカーの連携

- 農業者－飲料メーカー－研究機関等
- ・東京の飲料メーカーと鹿児島県の茶産地が連携し、スギ花粉症などのアレルギー症状を緩和する作用が期待される「メチル化カテキン」を多く含む茶品種「べにふうき」の安定供給体制を確立
 - ・産地との契約取引や「メチル化カテキン」の含有量を確保するための摘採方法、品質管理手法等の確立により、「べにふうき緑茶」の全国販売を展開
 - ・平成18年度売上：1億円

【東京都墨田区】
中核団体：アサヒ飲料(株)



15. 足柄茶・足柄GABA茶を使った洋菓子の開発・販売

- 農業者－製造販売業者等
- ・地産地消を推進するため、県内複数の洋菓子店が連携し、県産の足柄茶、足柄GABA茶を利用した洋菓子の開発・販売を実施。
 - ・(足柄GABA茶は、渋みの少ないという特徴を持つ足柄茶を遠赤外線で香ばしく焙煎することで、GABAを飛躍的に増加したお茶)
 - ・平成18年度売上：240万円

【神奈川県藤沢市】
中核団体：(有)シユテルン



16. 地元農産物を活用した商品開発及びコンビニへの販路拡大

- 農業者－食品加工業者－コンビニ
- ・農業生産法人(旬かわに)、食品加工業者(株)オハラが連携し、地元ブランド農産物と流通規格外食材を活用。プリン等を開発。
 - ・地元農産物を使用した菓子作りを通じて生産農家、メーカー、販売業者、消費者が笑顔になれる「4ツの笑顔プロジェクト」として取組を深化。インターネットや有名パティシエのOEMを活用し商品販売。
 - ・(株)サークルKサンクスが当該取組に賛同。「HOKURIKU MOT PROJECT」として(株)オハラと連携し、新商品を企画、販売。
 - ・18年度売上：9,000万円

【石川県金沢市】
中核団体：(株)オハラ



農工商連携 事例集

17. 地元蕎麦の復活・ブランド化

○農業者—加工業者—商工会議所

・地元茅野市で獲れるそばをブランド化しようとして、商工会議所が中心となり寒晒し蕎麦復活再生推進会議を立ち上げた。

・農業者、製粉・製麺業者、そば店、商工会議所が連携し、各事業者の専門技術・知識を活かし事業を進めている。
 ・平成19年7月に、手打ちの「献上寒晒しそば」を本格発売。
 ・商工会議所は連携の仲立ちやプロモーション活動を展開。
 ・平成19年度売上：230万円

【長野県茅野市】

中核団体：寒晒し蕎麦復活再生推進会議



18. 生産者の顔が見える「医食同源食」の開発・販売

○農業者—食品加工業者—販売者

・長野県内の農家、加工業者、ホテル等40者以上が連携し、「医食同源」をコンセプトとする加工品を開発。

・生産者の顔が見える県産農産物を原料に、“安心して食べられる食”を商品化し、全国規模で広く販売予定。
 ・ホテルのメニュー開発にも取り組んでおり、医食同源の体験をとおして、県産農産物をPRし、地域の活性化につなげる計画。

【長野県上伊那郡】

中核団体：合同会社 信州自然村



19. 食品加工業者と生産農家の連携による農産物のブランド化

○農業者—食品加工業者—自治体

・榊里の菓工房は県公設試、JA、栗を生産する農家等と連携し、新鮮で安全な地元産の栗の確保を実現。
 ・農園管理が充分に行われた栗を超特選恵那栗とし、榊里の菓工房が生産された栗の全量を市場価格の1.5～3倍で買取り。
 ・栽培農家の意欲向上と生産量拡大を実現。
 ・ブランド栗を使用した製品の販売により、榊里の菓工房の売上も、平成18年度で16億円に増加。

【岐阜県恵那市】

中核団体：(株)里の菓工房



20. 世界的デザイナーと新技術の連携による国産材の新販売戦略

○林業者—木材加工業者—製造業(デザイナー)等

・木材加工業者、林業者の連携により、一定の温湿度で蒸して柔らかくなった木材を金型を使って変幻自在の形状にプレス成型する三次元圧縮成型技術を開発
 ・本技術を活用し、世界的工業デザイナーと共同して、機能性、デザイン性を備えた新感覚の家具を開発
 ・地域の林業の活性化により、自然環境保全にも寄与
 ・平成18年度売上：1億円

【岐阜県高山市】

中核団体：飛騨産業(株)



農工商連携 事例集

2.1. 農村女性の手作りケチャップから地域おこし

【岐阜県郡上市】

中核団体：(株)明宝レディース

- 農業者－加工業者－観光業者等
- ・農村女性を中心となって、地域特産の夏秋トマト(桃太郎8)の規格外品を使った手作りトマトケチャップを製造・販売
- ・道の駅やスキーマ場、温泉施設において、直売施設を設置し、消費者との対面販売を通じて売れ筋の商品開発を実施
- ・大手百貨店などでもギフト商品として好評。
- ・平成18年度売上：1.7億円



2.2. 未利用「うなぎ骨・頭部」を利用した新商品開発

【静岡県浜松市】

中核団体：(株)海老仙

- うなぎ白焼き組合－食品加工業者
- ・(株)海老仙は、有効成分が多く含まれているが、そのほとんどが廃棄されている、うなぎの骨、頭部を商品化する事業に着手。
- ・取引先、友好関係にある加工業者等と連携。
- ・原材料の確保、成分分析、加工とそれぞれの経営資源を持ち寄り、ペットフードの開発に成功。



2.3. 生産・加工流通・消費者が一体となった地産地消・食育の推進

【愛知県安城市】

中核団体：あいち中央農協営農部会

- 農業者－製造業者－流通販売業者－消費者団体等
- ・地域における農業を維持発展させるとともに、地産地消・食育活動を通じて地域環境に貢献することを目的に、農業者、加工業者、消費者等が会員となった「一粒の会」を設立
- ・会が中心となって、生協と連携してイベント等を開催し、地元農産物(小麦・大豆等)を使用した加工品のPR・販売促進運動や会員による農作業体験等を通じて、地元農業を守り育てる活動を実施している。



2.4. 高輝度LEDによる花芽類の花芽誘導装置の開発及び花芽の普及

【静岡県浜松市】

中核団体：やまと興業(株)

- 農業者－製造業者－大学等
- ・やまと興業(株)は静岡大学との産学連携が契機となり、LEDの農業分野での利活用の研究を重ねていた。
- ・一方で栽培農家の「チンゲンサイを高付加価値化・農産品化させたい」というニーズに出会った。
- ・農業者、製造業者、大学が連携し、LEDによるチンゲンサイの花芽誘導制御装置の開発に成功。また、装置の販売と併せて、花芽を食べる食文化の普及をはかるため、地元の大手スーパー等での花芽販売を展開。
- ・平成18年度売上：550万円



農商工連携 事例集

2.5. 地場農水産品を活用した地域ブランドづくり

【三重県紀北町】
 ○農・漁業者—加工業者—販売業者—民宿業者

・昭和62年、旧紀伊長島町の水産加工、食料品販売、民宿、製材業者などの異業種企業が、地場産品開発や研修事業を実行する「ギョルメクラブ」を立ち上げ。

・平成8年、ギョルメクラブを母体に海産加工食品製造・販売を行う民間発のむらおこし企業として、ギョルメ舎フーズ(株)が設立

・鯛、牡蠣等の海産物、米、お茶等の地域資源を活用し、加工食品を販売。「三重・きほく」ブランドづくりに取り組んでいる。

・平成18年度売上:7,400万円



中核団体:ギョルメ舎フーズ(株)

2.6. 規格に左右されない野菜の生産・流通システムの構築

○農業者—加工業者—小売業者

・野菜加工業者が核となり、全国の連携野菜生産者と大手スーパー・チェーンが一体となり、作付計画から販売計画までの一元管理を実施することにより、年間通じた品質の高い野菜を安定的に供給する体制を確立。

・野菜生産者は、実需者の求める安全な農産物の提供のため、GAP手法(農業生産工程管理手法)を導入。

・加工業者は、規格外農産物を加工品として販売。

・平成18年度売上:6.3億円



【滋賀県近江八幡市】

中核団体:農業生産法人有限会社 ビワコファーム

2.7. 木の伐採から工務店販売までの構造材—気通貫

○林業—乾燥業—製材業—輸送業—販売業

・山を守ると共に中小零細林業・製材業の疲弊解消のため、木造住宅構造材に係る事業者連携を模索。

・新くんえん釜の開発を軸に、木の伐採から近畿圏の建築用構造材販売までの事業者連携による受注生産販売の一貫体制を確立

・各事業者間の調整、川上から川下までの管理を行う、運営事務局(株)理創を設立。

・新乾燥技術と連携効果により、国産木材の品質を高め、輸送コストの安定化を加え、価格の安定化を実現。

・平成19年度売上:1.1億円



【大阪府大阪市】

中核団体:(株)理創

2.8. 地域プレミアム食品の開発をめざした地元産完熟小麦の栽培

○農業者—加工業者—研究機関—行政

・醤油メーカーが、完熟栽培がなされた地域産シロカガネコムギを用いた最高級淡口醤油を開発。また、平成18年からは、同醤油に、地元産大豆、米を使用。

・関係者が一体となって、栽培技術の改善努力により同小麦の品質・反収が向上。新品種「ふくほのか」についても同様の栽培技術を確立。

・兵庫県手延素麺協同組合も完熟小麦を使用し、手延素麺のプレミアム商品を開発し、限定販売を実施するなど、活動が拡大。

・平成19年度完熟小麦収穫量 約1,500t



【兵庫県たつの市】

中核団体:ヒガシマル醤油(株)

農商工連携 事例集

29. 農産物直売所とタイアップした手作り「黒豆パン」の開発

○農業者－加工業者－販売業者

- ・パン製造業者が、地元産の黒豆を使用し、粒がつぶれないよう手作業によりパン生地 に混ぜて「黒豆パン」を開発。
- ・直売所が核となり、地元農家から黒大豆 を入荷し、パン製造業者に委託加工契約を 行い、「黒豆パン」を同直売所にて販売。

【奈良県宇陀市】

中核団体：金華堂



30. 地元特産品を活用した飼料・鶏・卵の開発

○養鶏業者－梅干し製造業者

- ・梅干し製造業者である(株)紀州ほそ川が開発。 用し、養鶏飼料材料(梅BX70)を開発。
- ・この梅BX70は、鶏肉・鶏卵の栄養価、食味等 を向上させることが、県公設試の試験で証明さ れている。
- ・梅BX70を使用して飼育している鶏生産業者や 鶏肉加工業者が連携し、「紀州うめどり・うめた まごブランド化推進協議会」を発足。
- ・梅酢の用途開発とともに、生産性・付加価値の 高い鶏卵・鶏肉の生産に成功。
- ・紀州うめどり・うめたまご
- ・平成18年度売上：16億円

【和歌山県日高郡】

中核団体：(株)紀州ほそ川



31. 規格外の二十世紀梨を活用した新商品の開発

○農業者－パッケージ業者－販売業者

- ・「二十世紀梨」の品質を維持するため、流 通させなかった小さなサイズの果実を用い て、「梨ワイン」、「梨スパークリングワイン」、 「梨ドリンク」を開発
- ・新商品開発により、二十世紀梨の有効利 用、生産者の収益増、食品加工における 雇用創出の他、生果の流通時期以外での 県産の二十世紀梨のPRに寄与。
- ・平成18年度売上：300万円

【鳥取県倉吉市】

中核団体：JA鳥取中央



32. 木質バイオマス資源を活用した地域活性化

○林業者－加工業者－販売業者等

- ・地域の若手経営者が中心となり、製材業 等から発生する木質副産物(かんなくず)を 利用して、地域の他産業と連携して、地域 内循環の取組を実施
- ・製材工場から発生する木くず等から加工 業者が木質ペレットを製造し、製材業者等 が出資する販売業者が、木質ペレットを地 域内の公共施設や農園をはじめ、全国に販 売。
- ・平成18年から「バイオマスツアー真庭」を 実施し、集客に寄与。
- ・平成18年度売上：7,500万円

【岡山県真庭市】

中核団体：銘建工業(株)



農工商連携 事例集

33. 革新的乾燥技術を活かした野菜の生産・加工・販売

○農業者－加工業者－製造業者－小売

・こだま食品㈱は安全・安心志向に対応するため「農場から食卓まで」をスローガンに、農業生産法人こだま試験農場㈱を立ち上げ。

・こだま試験農場㈱は、有機JAS認定農場で安心・安全な野菜を販売。

・こだま食品㈱は、特殊な技術で野菜を乾燥・粉末化。酵素の活性を保持したままでの保存を可能にした。

・量販店向け商品のみならず、医薬品や健康食品メーカーにも原料として納品している。

・平成19年度売上：1,000万円

【広島県福山市】

中核団体：こだま食品㈱



34. 県独自開発の麺用小麦製品の普及・定着

○農業者－加工業者－販売業者

・製粉業者、製麺業者、JAの連携により、県が開発した麺用小麦「さぬきの夢2000」の利用拡大・ブランド化の取組を実施

・農業者は、需要に合わせた計画生産を実施

・ブランド化の一環として、「さぬきの夢2000こだわりの店」を選定し、年間を通じ、県産小麦100%うどんを提供。

・平成18年度売上：1.1億円

【香川県高松市】

中核団体：香川県製粉製麺協同組合



35. 愛媛県産品を主とした栄養補助食品の開発・販売

○農業者－加工業者－商品開発・販売会社

・㈱エリアレポリューションズは、創業当初、無農薬野菜をそのまま仕入～販売していたが、鮮度の問題があり、加工食品の開発・販売へ転換。

・生産法人㈱バイオから仕入れた県産無農薬野菜をすぐ加工業者に送り、乾燥加工。

・乾燥加工した野菜をさらに関東の中小加工業者に送り栄養補助食品として売り出す。

・乾燥加工することで、衛生管理の徹底、輸送コストの軽減が実現。

・平成19年度売上：4,700万円

【愛媛県松山市】

中核団体：㈱エリアレポリューションズ



36. IT化した直売所を核とした地産地消の取組

○農業者－加工業者－IT業者等

・農産物加工施設、レストランを併設した大規模な直売所と地域の400戸以上の農家からなる協議会と連携し、地場農産物を販売するとともに、レストランでも提供。

・直売所では、IT業者のノウハウを活かし、生産農家が出荷する農産物を管理するPOSシステムを構築。販売状況は随時、携帯電話等により出荷農家に伝達。これにより、農家は出荷計画等に反映。

・平成18年度売上：6.7億円

【愛媛県内子町】

中核団体：内子フレッシュパークからり



農工商連携 事例集

37. 冷凍・冷蔵技術による高品質ユリ球根の安定出荷・新品種開発

【高知県高知市】

中核団体：(株)中村農園

○農家－卸売・販売－プロモーション業者

- ・(株)中村農園は独自の冷凍技術で、品質を確保したユリ球根を全国の切り花農家に周年出荷。
- ・ユリ切り花の計画生産に貢献。
- ・世界各地の球根を、自社保有の試験栽培ハウスで日本市場適正を調査し、新商品の開発も実施。
- ・ユリ、チューリップを中心とする花き球根業界団体が球根切り花消費拡大のプロモーションを実施している。
- ・平成19年度売上：22.6億円



38. 魚梁瀬杉の間伐材を用いたバック等の開発

【高知県馬路村】

中核団体：エコアス馬路村

○林業・木材製品製造業者－コンサルティング・デザイナー業者

- ・地元の銘木の素材(間伐材)にユニークなデザインによる付加価値を持たせ、木製バッグ、木製電卓という新たなブランド商品を開発
- ・ジャパンブランド事業として、海外へも販路を開拓
- ・平成18年度売上：4,200万円



39. 規格外品を含めた地元農産物を活用した観光集客

【福岡県岡垣町】

中核団体：(株)グラノ24K

○農業者－旅館業者

- ・地元農家が栽培した農産物を規格外のものも含め旅館業者へ提供。
- ・旅館業者が、新サービスとして規格外品を含めた地元農産物を活用したドレッシングなどの加工品販売、自然食レストランでのニュー、ウエディング事業を開始。
- ・年間30万人の観光客が訪れる。



40. レモングラスを活用した農工商活性化

○農業者－加工業者

- ・武雄市長が収益性の高い中山間地農業の確立を呼びかけ。
- ・市長の呼びかけに応え、武雄市内の農業者が結集して、栽培、加工が容易で収益性の高いレモングラスの栽培に着手。
- ・市内加工業者と連携し、入浴剤やトコロテン、コンニャク、ゼリー等を開発。観光業者と連携し、武雄温泉街で開かれる朝市で販売。
- ・平成20年2月に、レモングラス栽培力強化のため、「農事組合法人武雄そだちレモングラスハッピーファーマーズ」を立ち上げ。

【佐賀県武雄市】

中核団体：農事組合法人
武雄そだちレモングラス
ハッピーファーマーズ



農工商連携 事例集

4.1. 規格外の魚を活用した商品開発

○漁協一魚市場一製造業者

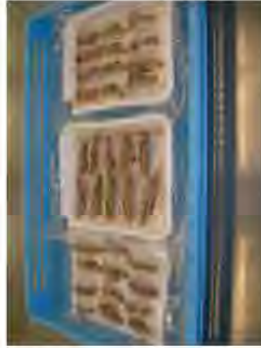
・長崎県佐世保市近海では300種に及ぶ魚が水揚げされるが、雑魚と呼ばれる規格外の魚も多く、それらは主に養殖魚用の餌として安価で取引されている。

・佐世保魚市場(株)は、地元漁協、冷凍機能メーカーと連携し規格外魚の高付加価値化を目指して新商品開発に取り組み、小アジの加工商品化に成功。

・小アジの新製品については好評を得ており、国内のみならず中国、ロシア等の海外への販路拡大を計画している。

【長崎県佐世保市】

中核団体: 佐世保魚市場(株)



4.2. 交流型工業団地による地域産品の開発・販売促進

○食品製造・加工・販売業者一農業者

・製造・販売・遊びが一体になったアメニティの高い開放的な「食品工業団地」の設立
・地域農業・生産者と連携した常設朝市「とれたて市」を運営

・各種イベントを開催し、消費者との交流を通じた情報発信を実施

・参加業者と地元生産者が潤うことにより、地域経済の活性化に貢献

【熊本県熊本市】

中核団体: 協同組合フードパル 熊本



4.3. 地元産品を活用した商品開発と農園経営

○加工業者一飲料製造業者一小売店

・(株)福田農場フイナリーは地元特産である甘夏を原料とした加工品の開発を、(株)鶴屋百貨店、(株)メルシヤン等と実施。

・また、観光農園事業を展開し、地元特産品にこだわった食材の提供・販売、農場ウエディング、修学旅行体験学習を実施。

・来場者は年間20万人を超える。

【熊本県水俣市】

中核団体: (株)福田農場フイナリー



4.4. 量表業者による地元産野菜の地産地消の取組

○量表卸売業者一農業者

・量表の市場業者とい草の生産農家がお互いの経営改善を目指して直売所による野菜の地産地消を開始

・廃棄されていた規格外の採れたて地元野菜を直売するとともに、惣菜や弁当、ランチとして販売するカフェコーナーを設置

【熊本県八代市】

中核団体: (株)肥後置表中央市場



農工商連携 事例集

4.5. 地元特産品・梅の商品化

【大分県日田市】

- 農業者－加工業者－大学・研究機関
- ・株式会社おやま夢工房は、大山町特産でブランド化された梅を原料に新商品の開発を行うとともに、観光事業、梅生産者に対する価格保証を通じ、地元の農工商業者の発展に寄与。
- ・特に、ニッカウキスキニー(株)と連携し開発した高級梅酒「ゆめひびき」はポルドーや高級食料品店をはじめ、一流ホテルや料亭との商談に発展。
- ・現在は大学等とも連携し、梅の有効成分に着目しより付加価値の高い健康食品の開発に取り組んでいる。



4.6. 日本初さつまいも澱粉麵を用いた開発・販路開拓

【鹿児島県曾於市】

- 農業者－加工業者－販売業者－公設試験場
- ・鹿児島県農産物加工研究指導センターが、日本で初めて、薩摩芋を原料とした「さつまいも澱粉麵」を開発。
- ・その技術提供を受け日本有機構と熊本製粉(株)が連携し、「さつまいも麗麵」(冷麵、温麵、焼麵)の開発に取り組んでいる。
- ・冷麵は既に商品化されており、地元百貨店、道の駅、レストランで販売。
- ・さつまいも消費拡大による薩摩芋生産農家の所得増加にも貢献。



4.7. 黒豚生産を中心とした観光展開と環境改善

【鹿児島県霧島市】

- 農業者－加工販売業者－サービス業者等
- ・黒豚のブランド生産地を目的とした、異業種が融合する農業生産法人を設立するとともに、黒豚生産を観光資源として体験・交流・学習に活用
- ・環境関連企業や環境活動団体とも連携した環境配慮型産産業を運営



4.8. 自社技術を活かした省力化設備の開発

【鹿児島県南さつま市】

- 製造業者－公設試験場等
- ・株エルムは主に半導体検査装置等、製造業向けの製品を取り扱ってきた。
- ・その技術力を背景に鹿児島県の主力産業である、第1次産業に着目し、当該産業の競争力強化のため、産学官連携体を構築しつつ、生産地の声を反映した省力化設備を数多く開発。
- ・同分野の生産性向上、多様なイノベーションに貢献。



TRY! 温暖化防止と環境のために

インタビュー： 協業組合 ユニカラー 理事長 岩重昌勝 氏

前回の活性化情報誌（2月号）から始まった各業界の環境に対する取り組みのご紹介。今回は印刷業界について、協業組合ユニカラーの岩重理事長に伺いました。

●大量の紙を消費するビジネスから、付加価値があり印象に残るものをターゲットを絞って提供するビジネスへ

エンボス加工の施されたインパクトのあるカレンダー、手触りまで印象的な焼酎やケーキ店のパッケージ、見る角度によって絵柄が変化する偽造しにくい商品券……。環境に配慮したユニカラーの製品だ。

ユニカラーの環境に対する取り組みの出発点は、将来のビジネスの方向性を探ることから始まった。

大量の印刷物をバラ撒き、同業他社と価格競争による消耗戦を行うビジネスから脱却するためには、今のままではまずいと考えた。例えば発行部数 40 万部の新聞に入れるチラシ。これはバージンパルプを利用した印刷物だが、これをすべての購読家庭に折り込むと 40 万枚分のパルプ資源が必要となる。印刷会社としては大量の注文があった方が売上は上がるが、本当にそれは顧客のためになっているのか。それを考えたとき「40 万枚のチラシをバラ撒くより、ターゲットを絞って 5000 人に付加価値が高く訴求力のあるものを提供した方が効果があるのではないか。」との思いに至った。

紙からWEBなどの電子媒体に移行できるものはシフトし、紙については枚数で勝負するビジネスをやめ、リサイクルに直結する手法で、環境に負荷がかからない方法を提案し広げていきたいと考えたのだ。

●環境に優しい印刷システムの導入

平成 16 年、その思いを実現するための新しい印刷システムを導入した。紫外線照射による化学反応で特殊インクをプリントする UV オフセット印刷システムである。これは従来のシステムでは困難だったアルミ蒸着紙や PP、PET への印刷も可能であり、インクが瞬間乾燥できるため納期の短縮も可能となる。また従来のシステムでは、インクに含まれた揮発性有機化合物による VOC ガスの発生が避けられなかったが、UV オフセット印刷で使われる特殊インクは VOC を含んでおらず、環境に優しい印刷システムと言える。

印刷システムだけではなく、印刷される側の素材にも知恵を絞った。先に紹介した焼酎やケーキ店のパッケージ素材は、G フルートと呼ばれる世界最薄のダンボールだ。精緻なダイレクト印刷ができる素材特性はもちろん、軽量な上に強度が高い。パルプ使用量が少ないため、森林の環境保護にも貢献できる。軽量であるということは運搬時の燃費削減にも繋がる。またダンボールはすでに高度なリサイクルシステムが確立されており、容器包装リサイクル法から除外されている素材でもある。

●自社だけでなく顧客へも環境対策活動を広げたい

ユニカラーの目指したビジネスの方向性は、環境保護に向かう時流ともうまくシンクロした。

「何かないですか？」と顧客の御用聞きをするだけではなく「こうしませんか？」と提案できる力を養い、自社だけでなく顧客に対しても環境対策活動を広げるビジネスを手がけ、社会に貢献していきたいと考えている。

中央会の動き Wind from CHUOKAI

●『第53回 中央会通常総会』開催

当会の第53回通常総会が、5月30日（金）に会員並びに多数の来賓出席のもと、鹿児島市の城山観光ホテルにて開催された。

開会にあたり、岩田泰一会長が挨拶し、「我が国の経済状況は、原油価格の高騰やサブプライムローン問題を背景としたアメリカの景気後退等により景気の回復も足踏み状態であり、特に中小企業者においては、依然として厳しい状況が続いている。九州圏内では、北部九州を中心に大型の設備投資が実施されつつあるが、消費に回復感はなく、生産から消費への、また都市圏から地方圏への波及は限られ、九州圏内においてさえも地域格差は拡大している。数年先の九州新幹線全線開業を控え、地域間競争を勝ち抜いていくためには、今が正念場である。今年度、政府は『中小企業の成長力強化施策』を取りまとめ、新たに『地域力連携拠点』や『農商工連携』に関する事業も予算化された。この地域力連携拠点事業について、私ども中央会の提案についても採択されたところであり、本会としては中小企業は勿論、農協中央会とも連携を図りながら、推進していく。また、本年は鹿児島において第52回の中小企業団体九州大会開催を予定しており、九州地域の景気浮揚、中小企業者の発展のために、なんとしても大会を成功させたい。今年度も中央会は『時代の風に応える中央会』として、会員のみなさまをはじめとする中小企業連携組織の支援に全力を傾注していく。」と述べた。



引き続き、伊藤祐一郎鹿児島県知事、金子万寿夫鹿児島県議会議長、森博幸鹿児島市長（代理）から来賓祝辞が寄せられ、県知事表彰や、叙勲・褒章受賞者への記念品の贈呈、中央会会長表彰などが行われた。

この後、議案審議に入り、平成19年度決算関係書類、平成20年度事業計画及び収支予算案などが提出され、満場一致で原案どおり承認可決された。なお、役員改選では、会長に岩田泰一氏（鹿児島浄水事業（協））が再選された他、理事45名、監事3名が選出された。

〔平成20年度スローガン〕

1. 地域力連携強化による中小企業振興
2. 事業再生・中小企業金融の円滑化推進
3. 中小企業振興のための人材確保・育成支援
4. 中小商業・サービス業、街づくりの振興

ご受賞を心よりお慶び申し上げます

(順不同・敬称略)

中央会会長表彰

●優良組合（6組合）

組合名	理事長名
枕崎市水産物振興(協)	中村 順一
出水エルピーガス販売事業(協)	山口 知久造
太平橋通り商店街(振)	泊 幸雄
(協)鹿児島県高圧ガス保安検査・指導センター	上村 眞一
鹿屋肝属電気設備(協)	山形 広ノ進
種子島自動車車検(協業)	杉 裕二



優良組合

●優良組合青年部（1組合青年部）

鹿児島県タイヤ工業協同組合青年部・壮年部 会長 森山隆昭

●組合功労者（15名）

氏名	組合名	氏名	組合名
末永悟	鹿児島県板金塗装工業(協)	隈元 仁	鹿児島魚類市場売買参加者(協)
三浦哲男	鹿児島電気工事業(協)	山根英司	総合物流(協)
朴木武雄	始良伊佐電気工事業(協)	和田美房	鹿児島県歯科医師(協)
高田幸三	大島電気工事業(協)	中村幸治	出水協和自動車整備(協業)
内村實	錦江建設機材工業(協)	岩崎孝和	鹿児島県電気工事業(工)
新原進也	鹿児島県茶商業(協)	室屋熊治	向田十文字通り商店街(振)
草道成男	出水管工事(協)	宇都登	天文館一丁目商店街(振)
神野喜八郎	鹿児島県自動車車体整備(協)		



組合功労者



組合優秀事務局専従者

●組合優秀事務局専従者（18名）

氏名	組合名	氏名	組合名
保坂朋子	鹿児島県味噌醤油工業(協)	内村澄子	加治木酒販(協)
阿多口守	曾於建設業(協)	家村辰夫	鹿児島県コンクリート製品(協)
村場竜二	鹿児島市管工事(協)	江口定子	(協)鹿児島県鉄構工業会
森山健司	鹿児島市管工事(協)	内屋真一郎	南日本新聞販売事業(協)
弓削敏晴	鹿児島市管工事(協)	飛松達也	鹿児島物流ネットワーク(協)
片野田おりえ	指宿建設業(協)	平地真由美	鹿児島県陶業(協)
澄行典	奄美大島自動車整備工業(協)	川原昭浩	鹿児島県火災共済(協)
松元千鶴子	出水酒販(協)	鶴田美智子	垂水ガス(協業)
藤坂広和	鹿児島県茶商業(協)	西野絵里子	鹿児島県電気工事業(工)

●永年勤続従業員（63名）

紙面の都合上、お名前は割愛させていただきます。



永年勤続従業員

鹿児島県知事表彰

●組合功労者（2名）

氏名	組合
小平亮一	西薩ガス事業協同組合
小林正義	協同組合鹿屋建友会



叙勲・褒章受賞者

叙勲・褒章受章者への記念品贈呈

●叙勲3名

●褒章3名

受章時期	氏名	組合	受章時期	氏名	組合
平成19年春 旭日小綬章	本坊 喜一郎	本格焼酎事業(協)	平成19年春 黄綬褒章	岩田 泰一	鹿児島県菓子(工)
平成19年秋 旭日小綬章	川崎 一三	鹿児島県造園事業(協)	平成19年春 黄綬褒章	有川 順一郎	曾於建設業(協)
平成19年秋 瑞宝単光章	橋口 勇吉	鹿児島県川辺仏壇(協)	平成19年春 黄綬褒章	福崎 隆	鹿児島県タイル工業(協)

インフォメーション Announce from CHUOKAI

●経営者の皆様 活用しませんか！！【産業雇用安定センター 鹿児島事務所】

無 料
の職業紹介機関

産業雇用安定センターは、次のような企業への支援を行っています。

(人員削減等の送り出しの時は、必ず離職前にご相談ください。)

- ◆ 事業の拡大や創業、欠員の補充のため人材を確保したい時。
県内の就職希望者や、U I ターン者等の登録者を紹介
- ◆ 事業の再構築や企業内で余剰人員が発生し、やむなく人員を削減したい時。
- ◆ 企業の経営内容が思わしくなく、事業を廃止せざるを得ない時。
解雇予定者等の再就職先のあっ旋、紹介
- ◆ 65歳までの継続雇用が自社内では困難で、該当者の再就職を支援したい時。

このような企業の事情があるとき、対象者の選定と綿密な職業相談を行い、あっ旋・紹介(労働移動)致しますので、**早めにご相談**ください。

- * 情報管理は万全を期しています。(平成17年3月28日定めた産雇センター「個人情報保護方針ポリシー」に基づく)
- * 全国の情報がオンライン化され、**都会の人材(U I ターン)**が確保されることがあります。
- * 産業雇用安定センターは各都道府県に事務所があり、厚生労働省と産業界、経済団体の協力により設立された公益法人です。
- * 業務は、**出向や移籍・転職**のお手伝いのほか、人事労務管理セミナー(有料)も行っています。
- * ハローワークに届出義務のある再就職援助計画届、大量雇用変動届提出時には当センターをご利用し、離職者の再就職に役立ててください。(ハローワークの窓口で当センターの利用を相談してください)

▲ お問い合わせは ▼
財団法人 産業雇用安定センター
鹿児島事務所
<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16-401
鹿児島県住宅供給公社ビルC棟4階423号
TEL 099-239-3829 FAX 099-239-3847

●外国人雇用はルールを守って適正に！【鹿児島労働局】

～雇入れ・離職の際の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加していますが、その就労状況をみると、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと等の問題があるほか、労働市場や風俗・治安に悪影響を及ぼす不法就労も依然として多い状況にあります。

こうした中で、昨年、雇用対策法が改正され、外国人が、在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人雇用に関するルールが整備されました。

事業主の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

- ① 全ての事業主に、外国人労働者（特別永住者を除く）の雇入れと離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。提出を怠ると30万円以下の罰金が課されます。なお、インターネットによる届出も可能です。
- ② 労働関係法令及び労働・社会保険関係法令等の遵守はもとより、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、雇用管理の改善等に努めてください。



なお、詳細につきましては、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

鹿児島労働局ホームページ

<http://www.kagoshima.plb.go.jp/index.html>

——無料職業紹介所をご利用ください——

鹿児島県中小企業団体中央会では、無料職業紹介事業を実施しております。

求人企業及び求職者が中央会に登録し、求人求職情報をインターネット上で公開してマッチングの手助けを行います。

求人情報の登録については、下記のアドレスをご覧になるか、中央会までお問い合わせください。

【鹿児島の求人求職情報】 <http://www.satsuma.or.jp/ui/>

担当：連携支援課

●公正取引委員会九州事務所ニュース【公正取引委員会事務総局 九州事務所】

独占禁止法は、カルテルや談合などを禁止して、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者の利益が確保されるよう、自由経済社会において公正で自由な競争が行われるための基本的なルールを定めたものです。

公正取引委員会では、独占禁止法のほか下請法と景品表示法を運用しており、これらの法律に関する相談に随時対応しております。

九州事務所においても、企業や団体あるいは消費者の方々から相談や申告（調査請求）があった場合には、懇切・丁寧にお答えしていますので、是非、お気軽に相談してください。

九州事務所における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

①広報、職員採用等	総務課	092-431-5881
②独占禁止法、各種ガイドライン 合併・営業譲受けに関する相談等	経済取引指導官	092-431-5882
③景品類、表示についての相談、調査依頼（申告）等	取引課	092-431-6031
④下請取引についての相談、調査依頼（申告）等	下請課	092-431-6032
⑤独占禁止法違反についての調査依頼（申告）	第一審査課	092-431-6033

最近の新聞発表事件から、下請法違反事件についてご紹介します。

◆ 株式会社松風屋に対する勧告について（4月2日）

(株)松風屋は、業として行う販売の目的物たる自社の商標を付して販売する菓子の内容物又は包装資材等の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「仕入歩引」、「物流手数料」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額、又は「伝票代」と称して同社が下請事業者に代わり作成した当該下請事業者との取引に係る伝票の発行枚数若しくは当該伝票の記載行数に一定額を乗じて得た額をそれぞれ負担するよう要請し、平成18年2月から同19年11月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた事実が認められたことから、同社に対し、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するとして、平成20年4月2日、同法第7条第2項の規定に基づき、平成18年2月から同19年11月までの間に、「仕入歩引」等と称して下請代金の額から減じていた額（総額6924万1789円）を下請事業者（156名）に対して速やかに支払うこと等を内容とする勧告を行った。

◆ 株式会社ミカドに対する勧告について（4月9日）

(株)ミカドは、自社で製造・販売しているシステムキッチン等の部品等の製造の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対して、「販売協力金」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は取引数量に一定額を乗じて得た額を負担するよう要請し、平成17年7月から同19年5月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた事実が認められたことから、同社に対し、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するとして、平成20年4月9日、同法第7条第2項の規定に基づき、平成17年7月から同19年5月までの間に、「販売協力金」等と称して下請代金の額から減じていた額（総額3663万5427円）（注）を下請事業者（39名）に対して速やかに支払うこと等を内容とする勧告を行った。

なお、本件は、平成20年3月21日に、中小企業庁長官から下請法第6条の規定に基づく措置請求を受け、調査を行った事案である。

（注）(株)ミカドは、既に下請事業者の一部（11名）に対し、減額分の一部（331万8811円）を返還していたので、「販売協力金」等と称して下請代金から減じていた額（総額3995万4238円）から同返還額を差し引いて算出。

◆ 九州産交運輸株式会社に対する勧告について（4月17日）

九州産交運輸(株)は、業として請け負う貨物自動車運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、平成18年9月から同19年9月までの間、ラーメン等の物品販売キャンペーンにおいて、役員及び従業員の知人のほか取引先に購入を要請するという方針のもと、あらかじめ、本社各部、支店、営業所等の部門ごとに、販売目標数量を定め、下請事業者に対し、下請事業者との取引に係る交渉等を行っている支店、営業所等の長又は配車担当者を通じて、具体的な数量を示し、販売目標数量に達していない場合には既に購入した者に対し再度要請するなどして、購入要請を行い、この要請を受けた下請事業者（241名）は、今後の九州産交運輸(株)との取引を考えやむを得ず、ラーメン等の物品を購入（購入総額2469万1440円）した事実が認められた。

このため、同社に対し、前記の購入強制行為は下請法第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）の規定に違反するものであるとして、平成20年4月17日、同法第7条第2項の規定に基づき、前記要請に基づき下請事業者が購入したラーメン等の物品の購入金額から当該物品の仕入価格に相当する額を控除した額（998万8770円）を下請事業者に対して速やかに支払うこと、前記行為が下請法の規定に違反するものである旨等を取締役会の決議により確認すること等を内容とする勧告を行った。



鹿児島県内の業界情報

製 造 業

(平成 20 年 5 月情報連絡員報告)

味噌醤油製造業

原材料価格の高騰を受け、味噌・醤油の価格見直しを進めている県内中小メーカーがあるが、定着するにはもう少し時間がかかりそうである。一方で、新価格定着後の需要減を懸念する声も多い。

酒類製造業

区 分	H19.4	H20.4	前年同月比
製成数量	19,096.8	15,378.2	80.5
移出数量	県内課税	6,368.0	86.9
	県外課税	8,351.2	97.9
	県外未納税	5,107.1	100.8
在庫数量	252,677.2	255,158.3	101.0

(平成 20 年 4 月分データ。単位 kℓ・%)

漬物製造業

生大根の漬物が売れたことによる品不足感あり。

蒲鉾製造業

大型連休で土産用商品は良く売れたが、原油高騰等で副資材・主原料とも値上がりして、利益の出ない状況になっている。また、値上げしても昨年より利益は出ないようである。売上は全体的にみると前年同月と変わらずであった。

鯉節製造業

原材料が高くなってきた分、非常に厳しい状況である。生値の価格が 200 円台で推移する中、業界は一段と厳しさが増して来ている。

菓子製造業

4 月下旬から 5 月上旬にかけて 24 日間、全国菓子大博覧会が姫路市で開催され、鹿児島からも参加・出品して大いに盛り上がった。しかし、その一方、組合員の高齢化が進み、廃業せざるを得ない店舗も相次いだ。

本場大島紬織物製造業

平成 20 年 5 月検査反数 1,281 反、前年度比 74.9% (430 反減)。

木材・木製品製造業

4 月の住宅着工戸数は、対前年同月比 8.7% 減と 3 月の 15.6% 減より縮小してきており、建築基準法改正絡みの影響は薄らいできたと言われているが、景気

の足踏みで依然として低迷が続いている。加えて最近ではローンの金利も引き上げられ、建築確認の申請件数は 5.9% 減と環境は改善されていない。このような傾向は地方ほど顕著で、5 月の市売りは、数量で対前年同月比 21% の減、金額で 30% の減、単価は 89% どりでありであった。梅雨入りしたことで、この傾向に更に拍車がかかりそうである。

素材生産業・製材業・材木卸売業

本県の木造住宅着工は、やや回復の傾向にあるが、全国的には足踏み状態である。鉄等の建築素材価格が軒並み上昇する中で、国産材は価格・需要共に厳しい状況が続いている。ただ、国産チップは、製紙原料・燃料需要の増加に伴い市況が好転しつつある。

生コンクリート製造業

5 月の出荷量は、119,341 m³、対前年同月比 81.2%。出荷量が特に増加した地域は、加治木、鹿屋、奄美南部。特に減少した地域は、鹿児島、川薩、宮之城、出水、種子島、屋久島。官公需は、70,514 m³、対前年同月比 79.5% となり公共工事減少が目立つ。民需は、48,827 m³、対前年同月比 83.7%。

コンクリート製品製造業

5 月の出荷トン数は、3,186 トン、対前年度比 68.1% となった。出荷量が増加した地域は始良地区のみであり、大隅地区については、対前年度比 45.0% となった。公共工事における当組合の 5 月度の受注も低調に推移している。

仏壇製造業

海外産輸入仏壇内訳 (主たる輸入先：中国・ベトナム・タイ等)、平成 20 年 2 月 17,856 本、3 月 17,429 本、4 月 19,637 本、2008 年累計 77,494 本。

印刷業

サイクロンや、四川大地震という地球規模での自然災害に見舞われた 5 月であったが、経済面でも相変わらずの値上げラッシュが続いている。大きな社会不安と不況下に更に追い討ちをかけるような状況ばかりで、先行き不透明である。業界内でも、紙の大幅値上げという事態に対し、価格転嫁の厳しさに直面し、原油価格の乱高下と共に対応に苦慮するばかりである。好転材料は何も見当たらない。

非製造業

(平成20年5月情報連絡員報告)

卸売業

売上高及び販売価格について、ばらつきが業種により見られる。自動車部品卸・婦人服卸は、売上増加が見られ、販売価格への転嫁が行われていると思われる。しかし、他の卸関係については、依然厳しい状況が続いている。当面の業況に注視すべきである。

燃料小売業

ガス輸入価格は最高値を更新中。これを小売料金に反映させると厳しさはさらに増すものと予想される。

中古自動車販売業

5月に入って業況が急激に落ち込んだ。ガソリンの高騰もあり今後の懸念される。

青果小売業

売上高前年同月比97%、前月比102%

農業機械小売業

売上高は前年同月と比べて横ばいとなっているが、中小販売店の売上は減少し、大手販売店が前年売上を確保した程度である。業界は、前年の水稲作柄に農家の購買意欲が左右されている中、大手と中小販売店との格差が広がってきている。

石油販売業

暫定税率復活と原油コストのアップが重なり、仕入価格は大幅に上昇した。この暫定税率の失効と復活の反動で収益と資金繰りは悪化した。業界でもセーフティーネット資金保証制度を創設してサポートをしているもののダメージは大きい。

鮮魚小売業

漁業用燃油価格が史上最高の1リットル90円超になり、遠洋漁業が打撃を受け、マグロが高くなっている。さらに、世界中で魚を食べるようになり、これからの日本の「さかな」は、日本近海で獲れる「さかな」が多くなると思われる。マグロの代わりにカツオの刺身が食卓を飾るのではとも言われている。

商店街（霧島市）

5月の連休明けから購買動向の前年割れでの減少が続いている。

商店街（薩摩川内市）

連休があると、商店街はガランとしている。初めての「一店逸品さつきまつり」を中心商店街で行い、好天のため、まずまずの人出であった。しかし、ガソリンをはじめ、多くの物の価格上昇で消費意欲も下がっている。特にガソリンの大幅値上げに関しては、どうしようもない。後期高齢者医療制度の問題も消費減少に影響があるようだ。零細商店は、年配者で持っているような店が多いので、大打撃である。

商店街（鹿屋市）

空き店舗対策事業の「まちなかキッチン」PRを、5/23大隅フラッシュ（KTS）にて放映、6/5鹿屋記者クラブにて記者会見（発表）、6/10FM鹿屋にてPR。

サービス業（旅館業/県内）

5月の連休を中心にお客様の増加が見られ、各種の会合やスポーツ関係の大会等もあり、5月は好況だった。

サービス業（美容業）

業況に変化はない。

旅行業

5月は修学旅行シーズンにあたり、バス関係会員についてはやや活発な動きがあったが、燃油高騰等による仕入れ価格の上昇等で相変わらず業況は厳しい。春の行楽シーズンにおける団体旅行の数が著しく減少していることも要因の一つである。

測量設計業

発注量減少の中、年度開始は特に受注量が少ない。通常総会は無事終了したが、組合員の減少に歯止めがかからず、組合運営が大変厳しくなっている。

自動車分解整備・車体整備業

今月も微増だったが上昇傾向にあるとは言えず、最近の度重なる燃料値上げで車離れに拍車がかかりそうである。また、資金繰りの悪い所も見受けられた。

電気工事業

公共工事は新年度に入り、まだ発注も少ない。民間工事はマンション建設が続いているが、価格面で良くなく、景況自体の動きがない状態が継続している。

内装工事業

5月のラベル売上数は、カーテンラベルは前年同月比35.6%で大幅に減少、壁装ラベルは前年同月比53.6%で大幅に減少、じゅうたん等ラベルも前年同月比56.5%で大幅に減少となった。内装工事業界はまだ停滞が続いており、依然として厳しい状況である。

管工事業

原材料価格の上昇により建設資材は日増しに値上がりしている。そのため、公共工事と市況との価格差は一段と広がり、収益を圧迫している。

建設業（鹿兒島市）

今の時期、公共工事の発注は例年少ないが、今年は特に少ない。

建設業（出水市）

生コン及びコンクリート二次製品の共同購入事業において単価の値上げの要望がある。原材料、油代値上げが原因である。

貨物自動車運送業

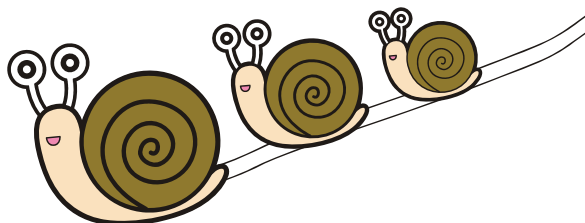
5月に入り、軽油税の暫定税率の復活で燃料コストが上昇し運賃も非常に厳しく、採算が取れない状況になってきた。また、ドライバー不足もあって、今後の運送業の先行きは不透明である。

運輸業

個人タクシーに関しては、高齢により廃業する者が数名出たため売上高減少となった。

中央会関連 主要行事予定

平成20年7月	
11日(金) 13:30	第1回合同就職面接会 (若者と中小企業とのネットワーク構築事業) 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
11日(金) 19:00	中央会青年部会ボウリング大会 鹿児島市「T-MAX BOWL」
16日(水) 13:00	第2回大島地区特別相談 奄美市「大島支庁・別-3-A」～17日 15:00
平成20年8月	
22日(金) 13:30	平成20年度レディス交流会 霧島市「霧島国際ホテル」～23日 11:00
平成20年9月	
11日(木) 13:30	第52回中小企業団体九州大会 鹿児島市「宝山ホール」



取引先の突然の倒産。

そんなときあなたを守る安心の共済です。

経営セーフティ共済の ご紹介

中小企業倒産防止共済制度の愛称が
「経営セーフティ共済」になりました。

「経営セーフティ共済」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態（連鎖倒産）又は、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で共済金の貸付けを受けることができる共済制度です

- ◆最高 3,200 万円の共済金貸付が受けられます。
- ◆共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です。
- ◆税法上の特典も有ります。
- ◆一時貸付金制度もご利用できます。

お申し込みは
鹿児島県中小企業団体中央会
連携支援課まで
TEL 099-222-9258

中小企業かごしま

(平成20年度 活性化情報第1号)

平成20年6月10日発行

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 岩田泰一

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

印刷所 株式会社朝日印刷